

第百八十六回国
参議院外交防衛委員会會議録第十号

平成二十六年四月十日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月九日

辞任

山下 雄平君

補欠選任

堀内 恒夫君

四月十日

辞任

堀内 恒夫君
牧野たかお君

補欠選任

宮本 周司君
井原 巧君

出席者は左のとおり。

委員長

末松 信介君

理事

佐藤 正久君

松山 政司君

三木 亨君

福山 哲郎君

石川 博崇君

委員

井原 巧君

宇都 隆史君

岡田 直樹君

小坂 憲次君

堀内 恒夫君

牧野たかお君

宮本 周司君

脇 雅史君

北澤 俊美君

白 眞勲君

藤田 幸久君

牧山ひろえ君

山口那津男君

中西 健治君

国務大臣

外務大臣

防衛大臣

内閣官房副長官

内閣官房副長官

副大臣

外務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

内閣府大臣政務官

国土交通大臣政務官

復興大臣政務官

防衛大臣政務官

政府特別補佐人

内閣法制局長官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

内閣府大臣官房審議官

井上 哲士君

アントニオ猪木君

小野 次郎君

岸田 文雄君

小野寺五典君

世耕 弘成君

岸 信夫君

亀岡 偉民君

小泉進次郎君

坂井 学君

木原 稔君

小松 一郎君

宇佐美正行君

武藤 義哉君

前田 哲君

成田 耕二君

河邊 有二君

安田 貴彦君

高橋礼一郎君

警察庁長官官房審議官

警察庁警備局長

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

外務大臣官房審議官

鈴木 基久君

高橋 清孝君

金杉 憲治君

福島 章君

山上 信吾君

山田 滝雄君

三好 真理君

枝元 真徹君

中山 亨君

大脇 崇君

加藤 久喜君

櫻井 俊樹君

島村 淳君

黒江 哲郎君

外園 博一君

吉田 正一君

徳地 秀士君

中島 明彦君

豊田 硬君

伊藤 盛夫君

○政府参考人の出席要求に関する件

○外交、防衛等に関する調査

(国家安全保障戦略、平成二十六年年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件)

○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

○平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会内閣提出、第百八十六回国会衆議院送付)

○委員長(末松信介君) ただいまから外交防衛委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、山下雄平君が委員を辞任され、その補欠として堀内恒夫君が選任されました。

○委員長(末松信介君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

外交、防衛等に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣審議官武藤義哉君外二十五名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 外交、防衛等に関する調査のうち、国家安全保障戦略、平成二十六年年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画

に關する件を議題とし、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤正久君 自民党の佐藤正久です。

まず最初に、統合機動防衛力におけます部隊の展開能力、輸送について伺います。

安倍総理は、本会議の報告あるいは答弁の中で、自衛隊の部隊を機動的に展開、移動し得るよう、迅速かつ大規模な輸送力を確保することが不可欠というふうに述べられております。

防衛大臣、統合機動防衛力、これを実現する上での輸送力、これは民間あるいは自衛隊あると思いますが、輸送力の位置付けについて伺います。

○国務大臣(小野寺五典君) 新防衛大綱におきましては、統合機動防衛力を構築し、事態の推移に応じた訓練、演習の戦略的な実施や部隊の機動的展開を含む対処態勢の迅速な構築による事態の深刻化の防止、実効的な対処を行うこととしており、そのためには、自衛隊及び民間による大規模かつ迅速な輸送力の確保は極めて重要と考えております。

このため、新防衛大綱において重視すべき機能、能力として輸送能力を明記し、所要の部隊を機動的に展開、移動させるため、平素から民間輸送力との連携を図りつつ、海上輸送力及び航空輸送力を含め、統合輸送能力を強化することとしたものであります。新中期防においては、その実現に向けたティルトローター機の導入など各種事業や民間輸送力の積極的活用を検討等について列挙しているところであります。

○佐藤正久君 まさに統合機動防衛力を実行する上でやっぱり輸送力というのは非常に重要な要素と、これは前の動的防衛力のときも輸送力は重要だと言われておりましたけれども、前大綱よりも更に踏み込んで強化を明示しているという分野だと思えます。

資料一を御覧ください。資料一で、これは陸上自衛隊の大綱の体制。右上の方に部隊の展開を、これを南西諸島方面に展開する絵がありますが、

北海道にある全ての師団、旅団というものが輸送力によって南西方向に展開するという構想であります。これは、言うのは簡単ですが、なかなか実際、北海道は離島ですから、やはり鉄道とかあるいは車両というわけにはいかず、どうしてもこの絵にあるように航空か海上というふうになります。

そういう上において、特に七師団、機甲師団です。これを運ぶというのは物すごい量の輸送力を確保しないといけない。ましてや、今回は統合輸送力ということも強化しておりますけれども、それを考えた場合、非常にこれは、言うはやすく行なうは難しいという分野かもしれません。まさに北海道のこの部隊、これを南西諸島に展開する上におけるこの機動師団、機動旅団というものを一つ一つ作りますが、これを展開する上での特に考慮事項というのについて、あれば伺いたいと思えます。

○国務大臣(小野寺五典君) 今回、機動師団、機動旅団につきましては、各種事態に即応し、実効的かつ機動的に対処し得るよう即応性、機動性を重視した編成、整備とする予定であります。

具体的には、機動力と被輸送性を高めた諸職種部隊をあらかじめパッケージ化した即応機動連隊を新設し、今開発中であります空自輸送機C2により輸送が可能な機動戦闘車や装輪装甲車、重迫撃砲などの軽火力装備をするということも重要であります。今委員がお話がありましたように、特に大規模な部隊を派遣する場合には、これは、現在あります海上自衛隊の輸送艦、これの活用あるいは民間船舶の活用など、あらゆる輸送手段を今後とも検討していく必要があると思っております。

○佐藤正久君 ありがとうございます。

本当にこれは、非常に民間の輸送力を使わないと実際上は多分無理だと思えます。

の方に展開をしました。そのとき北海道部隊でネックになったのは、やっぱり海上輸送力。非常になかなか、いきなり言っても民間輸送力を確保できない、それぞれ契約がございます。實際上、一つの民間のフェリーにも、どんなに頑張っても積んでも人が五百名ぐらいしか乗らない。このような、南西諸島の場合は、車両とかあるいは弾薬とかいようなものが付随しますから、もっと多分乗れる人の数は減ると思えます。實際上、九州の部隊の方が北海道の部隊よりも先に岩手や宮城の方に到達したというデータもあります。

とりわけ、北海道の五旅団、これは東日本大震災のときに、やつと動き始めたのが、北海道を出たのが三月の十六日です。発災から五日後にやつと五旅団は動くことができた。問題は、輸送力がやっぱりなかなか確保できなかったということがありますので、この点については引き続き検討を深掘りしていただきたいと思えます。

そういう上において、肝腎の自衛隊の方の輸送力の整備なんです。これが統合輸送力と言われている。この資料一の絵にもありますように、これMCV、機動戦闘車というものを機動師団、旅団の方に配備するとなっております。これを一つ航空自衛隊のC2とかあるいは海上自衛隊の輸送艦で運ぶんですけれども、C2といつても、これ、一機に一両しか載りません。機動戦闘車はC130には載りません。C2でやつと一機に一両というものです。C2の、どんなに頑張っても、今のベースだと、この中期の最後の三十末には十機入るかどうかがうらやましいと思えます。よって、やはりなかなかこの部分については非常に、絵には航空輸送力描いていまして、主体はやっぱり海上輸送力にならざるを得ないというのが恐らくこの実態ベースだと思えます。そういう上において、この海上輸送力を含めた統合輸送力は非常に鍵だと思えます。

ただ、実際上、今、これから中央組織の見直し、統幕の運用の組織の見直しというのはまさに二十七要求でいろいろ入ってくると思えます。そ

ういう上において、この輸送という部分は、これは政治のリーダーシップでしっかりと光を当てていただきたい。これは、統合というのは本々難しいんです。実際、部隊の運用であれば、海上自衛隊の自衛艦隊とか航空総隊、航空支援集団あるいは陸上総隊あるいは方面隊を入れればいいんですが、民間と自衛隊を統合しないといけない、まさに兵たんというのは民間が関わりますので非常に難しい。

米軍は、これは統合で輸送をやっています。米軍の統合輸送コマンド、これについて概要を説明していただきたいと思えます。

○国務大臣(小野寺五典君) 米軍は、軍種横断的に編成された統合軍の一つであります輸送軍が、これは平時及び有事における世界規模での陸海空軍の輸送任務を実施しているということで承知をしております。

輸送軍は、航空機動コマンド、海上輸送コマンド、陸上展開配分コマンドから構成されており、週平均で千九百回以上の航空輸送を行うとともに、二十五隻の輸送艇の運用及び一万回の陸上輸送などの任務を行っているというふうに承知をしております。

○佐藤正久君 実際に兵員も十五万人いると、非常に大きな組織でワールドワイドでやっている。日本はそこまでいかにないにしても、やっぱり日本は非常に広いですから、これを北海道から南西までというスケールで考えないとやっぱり非常に難しいと。

資料二を御覧ください。資料二は、実際に今の現状の統合幕僚監部で兵たんを扱っている部署です。これは首席後方官とありますけれども、實際上、編成上は幹部二十八名、事務官六名、この三十四名で統合兵たんをやっている。輸送だけではない、兵たん全部がこの状態です。兵たんというのは民間も巻き込みますから、防衛産業を含めて。比べると、非常にどちらかというとやっぱり弱い部分というふうに言われています。

そのうち輸送を担当しているのが、この三番目

の後方補給官、括弧で輸送官と書いていますけれども、ここにいる五名ないし六名なんです。五名ないし六名で東日本大震災のときも実質ここが窓口になったり、あるいは海外にPKOを展開するなどの民間の輸送機や、あるいはロシアのアントノフのときもみんなここが中心になります。

これはどう考えても非常に弱くて、ましてや今回、大規模災害あるいはこの南西諸島展開のときに、ここが主になります。これについては、やはり次の中央組織の見直しや統合幕僚監部の見直しのときに、この輸送という部分は政治のリーダーシップでしっかり見ていただいて、これを強化していただきたいと思います。大臣の御見解をお願いします。

○国務大臣(小野寺五典君) 委員の御指摘は大変重要な指摘だと思っています。

各幕とも相談をしながら、実際の運用でどのようなことが今後必要になるのか、あるいはもし現在の状況で人員が足りないということであれば、それは幕と相談をしながら検討していきたいと思っています。

○佐藤正久君 まさに今回はいいタイミングなんです。まさに統合機動防衛力をやるんだということとを掲げ、さらに中央組織の見直しで、まさに内局と統幕をいろんな面で今改革しようという時期です。まさにその大綱、中期を実現ならしめる上でも今回は非常に大事な部分で、やっぱり移動をしないことには戦力は発揮できません。災害派遣一つ取っても、スコップ一個持っていっただけでは駄目で、やっぱりそこはフル装備を持つて初めて結果が出ますので、人を運ぶだけではなく装備と物、こういうものを合わせた形での輸送、これを検討をお願いしたいと思います。

次に、大綱、中期の方で書かれております隊員の処遇の中での再就職支援、これについて質問をしたいと思います。

今、まさに建設業界、これは日本全国において、オリンピックの問題や東北の復興あるいは国土強靱化含めて、非常に人がなかなか足りない、

あるいは業界が足りないと言われています。

国土交通省にお伺いします。今、建設業就業者の現状のうち、技能労働者の減少状況、建設業就業者の高齢化、これについての現状を説明願います。

○大臣政務官(坂井学君) 近年、建設投資が急激に減少する中において、赤字受注やダンピングの横行など競争が激化し、経営環境が大きく悪化をいたしまして、その結果、現場の技能労働者が減少し、その上、高齢化が進行、若年入職者が減少するという構造的な問題が発生をいたしております。

具体的には、技能労働者数におきましては、平成二十二年、三百三十一万人を底に、平成二十五年には三百三十八万人まで七万人回復しておりますけれども、ピーク時であります平成九年、約四百五十五万人からは百二十万人減少している状況にあります。

また、平成二十五年には五十五歳以上が約三・四・三％、逆に二十九歳以下が一〇・二％となっておりまして、全産業と比較いたしましても高齢化が著しく進行している状況にございます。

○佐藤正久君 ありがとうございます。

では、被災地、岩手、宮城、福島、この三県の建設関係でいう建築や土木の測量者、あるいは建設の躯体工事の職業関係者、建設、土木、これにつきまして、それぞれごとにまとめた形での有効求人倍率、これについて説明願います。

○大臣政務官(坂井学君) 厚生労働省の職業安定業務統計によりますと、平成二十六年、今年の二月末現在、被災三県の平均有効求人倍率は、建設、土木、測量の技術者で五・一四倍、建設躯体工事の職業で九・二八倍、建設の職業で三・六七倍、土木の職業で二・六二倍となっております。

○佐藤正久君 ありがとうございます。

非常に全国の方でも、実業界の関係者が減っており、高齢化が進んでいる。東北三県においては、防衛大臣、今聞かれたように非常に高い有効求人倍率があります。

今回、大綱、中期の方でも、自衛隊の若年定年退職者あるいは任期満了退職者を非常に有効に社会に還元しようという発想が述べられております。実際に二十四年度ベースでいうと、約八千人の隊員が自衛隊からまた社会の方に戻っているという状況があります。

そういう中で、実際いろんな職業訓練等をやっているんですけども、資料三、これを見ていただきたいと思えます。これには、自衛隊員の方が再就職するときに、いろいろ職業訓練というものを部内あるいは部外の方、あるいは通信教育という形でやっておりますが、そこに建設関係のものをずっとこれ抜粋させていただきました。

これを見ると、正直言って、今の有効求人倍率の状況を見ると、やっぱり昔と同じような発想でやっている。私も政務官のときに、この部分を何とかしないといけないということで、人材の有効活用委員会の方でいろいろ議論をしました。特に、真ん中の部外技能で大型自動車一種というところで約千六百人くらいありますけれども、これは以前は要らなかったんです、余り、ほとんど。私の場合は、普通免許ありません、大型免許しかありません。初めから大型で試験を受けていました。だから、私はダンピングの運転できます。ただ、今、中型というのができたために、自衛隊のトラックで取った免許は中型扱いになつてしまい、外に建設業界のダンピングを運転しようと思うとこの大型一種を改めて取らないといけない。実際、現場では、宮城県も岩手県も物すごいダンピングを運転する人が少ない。

この部分についてはお金が掛かりますけれども、やっぱりここは国策として、非常に予算を取って、この建設・土木関係に対する人を供給すると。ほかの業界よりも非常に今年収が上がつていて、結果として物になりますから、非常にやる気も出る業界です。大臣、この辺りの仕組み、予算と制度、これについて強化をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省では、昨年三

月、当時政務官でいらつした佐藤委員が委員長として、国防を担う優秀な人材を確保するため、募集、再就職、予備自衛官等の充足その他の必要な施策について総合的に検討を行い、その適正な実施を図るための検討委員会を設置し、現在もその作業を進めております。

就職支援施策につきましては、退職自衛官の知識、技能、経験を社会に還元するという観点から各種施策を推進し、再就職環境を改善する旨中期防にも盛り込まれております。この中で、特に平成二十六年度予算におきましては、職業訓練の充実に係る経費も計上しております。

今委員の御指摘がありました。今、建設需要が日本国内、とりわけ被災地で高まっているというところもありますので、私どもとしては、今後、そのような必要分野に能力が発揮できるよう、隊員の再就職のための様々な施策については取り組んでまいりたいと思えます。

○佐藤正久君 よろしく申し上げます。

防衛大臣、資料四を御覧ください。これは防衛省の資料なんです。これまで建設業へ実際のぐらいたの隊員が就職支援を使って就職しているか、非常に実際上少ないんです。まだまだ。これは、隊員は実際こういう就職情報をなかなか接する機会が少ないという問題もあります。こういうのを、どんどん情報を教えてやれば、しかも年収のこともあり、やりがいもあるれば、絶対これは増える分野だと思います。そこはしっかりとお願いしたいと思います。

そのときの一つネットワークになるのが、資料五を御覧ください。

これは、平成十八年に防衛省の事務次官通達というところで、再就職に係る自衛措置というものの通達です。これは、国土交通省の方も同じような、こういう談合事案があったときには要請という形で自衛要請をしておりますが、国土交通省と防衛省の違いは、国土交通省は役所としての再就職支援はできません、これは国家公務員法違反の関係で。ただ、防衛省の場合は、若年定年・任期

制ということもあつて、組織で就職の世話をして
います。そのときにこの自衛措置があると、実際
上、防衛省の組織はこれに関係する会社には就職
の世話ができないという今縛りがあります。

一枚くつていただいて、資料六、これがこの
通達によつて縛られている会社です。まさにこの
五十六社というのは、日本の建設関係の大手を含
めてほとんどの会社が入っています。大手含めて
ほとんどの会社が入っているんです。これに就職
を今できないと、世話もできないです。しかも平成
十八年です。実際調べてみると、この通達に書い
てありますように、コンプライアンスの是正とい
うのも相当なされていたり、それから、もう八年
間、こういう不正にも一切関係しないという会社
もあります。やっぱりここはしっかり見直してい
ただかないと、幾ら就職しなさいといつても、こ
れが縛られてしまうと、大手がほとんどですか
ら、行かないという状況にあります。

実態を見ながらここは緩和をしていただきたい
と思いますし、実際にこの自衛措置にもかかわらず
自衛隊が注力する公共事業、この総合評価点からマ
イナス点を付けられてしまうと。その一方で、今
多分、木原政務官の下でやっている検討委員会
の方では、仮に予備自衛官としてそういう建設関係
の業界に就職してくれた場合、しかも予備自衛
官になつてくれた場合は逆に総合評価方式で加
点をするという方向性も、私のときからずっと議論
していましたが、あります。

片方でブレーキを踏み、片方でアクセルを踏
む、非常にアンバランスな状況に今ありますの
で、もう平成十八年の話ですから、これについて
は実態を見ながら緩和措置というものを期待した
いと思ひますが、防衛省の見解をお伺いしたいと
思います。

○大臣政務官(木原稔君) 佐藤委員が防衛大臣政
務官当時に、国防を担う優秀な人材を確保するた
めの検討委員会、そこで委員長を務めていたとい
て、今委員おっしゃったような様々な議論、前向

きな検討をしていただいて、今、それを私が引き
継いでさせていただいているところであります。
建設業界への再就職については、防衛施設片入
札談合事案の再発防止策として、平成十八年六月
から、全職員を対象として談合関連企業への再就
職についての自衛措置等を講じているところでご
ざいます。

現在、震災復興事業、東京五輪開催に関連した
公共事業、景気回復傾向に伴う民間設備投資の増
加等により建設業界の人材不足が深刻化している
と承知しております。また、退職自衛官につい
ては、重機や車両の取扱といった技能等を有
し、高い規律、協調性を備えているため、建設業
界から再就職のニーズが高まってきているとも承
知しております。

防衛省としては、退職自衛官の知識、技能、経
験を社会に還元することは重要であると考えてお
り、本自衛措置の在り方については、公務の公正
性の確保といった観点も踏まえつつ、適切に検討
してまいります。

○佐藤正久君 よろしくお願ひします。

これ、自衛隊の人材を更に国全体で有効に活用
すると、非常に大事な私は視点だと思ひますし、
実際に技量を持っているということも大事なんです
すけれども、やっぱり素直で真面目に意欲的に仕
事をするという若者が欲しいと、そういう人間で
あれば来てからいろいろ資格を取らせても伸びる
しということもありますので、そういう面であ
ると、自衛隊という団体生活あるいは規律という面
での訓練をされた隊員というのは建設業界にとつ
ても日本のこれからの成長にとつても非常に大事
だと思ひますので、木原政務官の委員会の方で更
なる検討を深化していただきたいということを要
望したいと思ひます。

次に、シーレーン、海上交通安全確保につい
て質問をしたいと思ひます。

今回の戦略あるいは大綱、中期でも海洋安全保
障という面からいろいろな提言があります。その一
つに、戦略の方にもエネルギー安全保障という側

面があります。

外務大臣、エネルギー安全保障におけるホルム
ズ海峡の意義、これについて御見解をお伺いた
いと思ひます。

○国務大臣(岸田文雄君) 資源の安定的かつ安価
な供給確保、これは、我が国の活力ある経済を維
持する上で不可欠であると考えております。国家
安全保障上の重大な課題であると認識をしており
ます。

そして、御質問のホルムズ海峡の意義ですが、
我が国は、一次エネルギー需要の大半を輸入に依
存しており、我が国の輸入する原油の約八割、そ
して天然ガスの二割強がホルムズ海峡を通過して
おります。こういったことから、ホルムズ海峡が
我が国のエネルギー安全保障の観点から極めて重
要な輸送経路であると認識をしております。

○佐藤正久君 そういう意味において、実態ベ
ースを数字で押さえないと思ひます。

国土交通省にお伺ひします。実際、このペル
シア湾から日本向けタンカーの運航状況、これに
ついて承知している範囲で御答弁をお願いしま
す。

○大臣政務官(坂井孝君) 平成二十五年のペル
シア湾、オマーン湾とインド南端の間の日本関係
船舶の油タンカーの航行実績でございますが、一
般社団法人日本船主協会に確認したところによ
りますと、東航五百四十五隻、西航五百五十五隻、
延べ千百隻となっております。

○佐藤正久君 今外務大臣言われたように、まさ
に数字的にもこのホルムズ海峡の重要性は証明さ
れていると。実際に、湾岸戦争の後、海上自衛隊
が掃海部隊をペルシア湾の方に派遣し、掃海に当
たりました。そのときの根拠は、自衛隊法九十九
条で、遺棄機雷、これを除去するという形でした。
要は、そのときの説明は、遺棄機雷はこれは
武力の行使には当たらないという説明で、自衛隊
の能力をもって、そういう公共の秩序の維持の観
点から遺棄機雷を排除したという、これまでの国
会での答弁ぶりでした。

防衛大臣、遺棄機雷と敷設機雷の違いというの
は何でしょうか。

○大臣政務官(木原稔君) 一般論として申し上げ
ると、機雷が遺棄された機雷であるか否かにつ
きましては、四つの要素があると考えております。
一つ目は敷設国の意思の表明、これは他国への通
知、通告等の有無であります。二つ目は当該機雷
の所在する海域。三つ目は当該機雷の性質、これ
は浮遊しているか定置されているかなどや、敷設
の態様ということでございます。四つ目は戦間全
般的状況や周囲の国際情勢。こういった要素を総
合的に勘案して判断すべきものと考えておりま
す。

○佐藤正久君 今、この国際海峡における機雷の
除去については、安保法制懇の方でも一つの類型
として議論されています。これは非常に大事な分
野で、そこは、ホルムズ海峡が地球の裏側とい
う議論もいろいろあるようですけれども、これに
ついては、やっぱり実際の今までの法的性質を
しっかり押さえないといけないと思ひます。

要は、遺棄機雷の場合は、相手国が武力の行使
の一環として敷設したものではないという理由か
ら、公共の秩序の維持という観点で、それを自衛
隊の能力をもって排除をするということだと思
うんですが、であれば、この公共の秩序の維持とい
う観点を裏返して、ある国が武力行使の一環では
なくて公共の秩序を妨害するために敷設をした
と、公共の秩序の妨害、公共の秩序を乱すために
機雷を敷設したというものであれば、これは、自
衛隊法の今八十四条ですか、八十四条でもこれは
除去できる場合があるというふうに整理できるん
でしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) いずれにしても、今
お話ありましたように、私どもとして、今までは
遺棄機雷という形でこの機雷についての掃海活動
を行つてまいりました。

委員が御指摘になりましたように、このシー
レーン防衛は大変重要だと思ひで、今、安保
法制懇の中でこの議論の整理をしていただいてい

ると思っております。

○佐藤正久君 これは恐らく今後、今の類型の中で非常に、これは法制局も入れて真剣にやらないと、いざというとき日本の経済にも大きな影響を与えかねない分野であります。ほかの国が日本のタンカーを守って、日本の方は知りませんよというわけにはいかないと私は思っていますし、実際に日本のタンカーを守るためにアメリカの海軍等の若者も命を落としておりますので、これについては、法的にどこまでできるのかできないのかという部分を含めて、今後しっかり検討を、この委員会でも議論をし、深めていきたいと思っています。以上、質問を終わります。ありがとうございます。

○宇都隆史君 自由民主党の宇都隆史です。

今日は、前回参考人の意見聴取をした上で今日は一般調査ということなのですが、採決を伴う法案ではないですけれども、ある意味、これで戦略、大綱、中期防の締めくくりの質疑を行う、そういう日だと思っております。我が会派から、先ほどの佐藤先生に引き続き、元自衛官としての現場の立場からの質問等を今日はさせていただきますと思います。

まず一点目に、先日参考人の皆さんのいろいろなお話を聞いていて、今回の戦略、大綱、中期防、この三セットにはおおむね高評価をいただいていたのではないかとというふうな認識をしています。細かいところに関しては更なる要望、更に良くするためという御意見はいただいたんですが、

その中で、四人の参考人の先生方それぞれに、今日日本が置かれている戦略環境であるとか国際情勢、あるいは近隣諸国の中国、北朝鮮、ロシア、同盟国であるアメリカ、この動きを踏まえながら我が国として必要な防衛力いかにというふうなお話をされていたかと思えます。ある参考人に至っては、それをGDPという数値に表した形で、数年後、我が国の防衛力、それから他国と比較した上でその状況がどういうふうになっていくのか、こういうお話をされていたわけですが、

私も先日、予算委員会の集中審議でこういう話をしました。一国の防衛力というのは、前年比でどうかとか、これまでの流れの中で今上昇傾向にあるからいいとか悪いとか、そういう問題ではなくて、周辺国、あるいは我々が対応していかなければならない国家の軍事力、それとの比較によって求められる数値というのは出てくるんじゃないかと、こういうような話をさせていただいたんですけれども。

改めて防衛大臣にお聞きしますけれども、今回の戦略、大綱、中期防、これは我が国が置かれた周辺国の安全保障環境、それぞれの国々、こういうものに関して実質的な脅威、これを認識した上で能力見積りの結果に算出された防衛力であるとか、このように捉えてもよろしいんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 我が国の防衛力整備は、ある特定の国を脅威とみなして、これに軍事的に対抗していくという発想には立っておりませんので、これは今回の新防衛大綱についても同様であります。

ただ、他方、新防衛大綱は、一二大綱策定以降、北朝鮮による核・ミサイル開発や軍事的挑発、中国による活動の拡大、活発化など、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増していること等を踏まえて、想定される各種事態に十二分に対応できるか、防衛力の能力評価を実施したところでありまして。その際、これまでのような各自衛隊ごとに能力評価を行うのではなく、統合運用を踏まえた能力評価を行ったということでありまして。

その結果、新防衛大綱におきましては、各種活動を支えるための防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保し、抑止力及び対処力を高めていくことが必要という認識の下、今回、防衛力整備について対応しているということでありまして。

○宇都隆史君 この部分は、やっぱり野党の委員の先生方ももう少し厳しく突っ込んでほしいんですね。今回の大綱だけではなくてこれまでの大綱もそ

うなんですけれども、前文の部分は定性的にいろいろなことを書いているんです。国際環境はこういふふうになってきた、日本はこういふ問題点を抱えていると言いつつ、実際にどういふ見解を出してきたものかという、一番最後の別表、数値的なものというのはいくらも示されないのが大綱なんです。

これは、本当にこれを例えれば五年間、あるいは大綱でいえば十年間できっちり実現できれば守れるんだらうかというところ、実際これは予算を使うわけですから、その予算に見合っただけの本当に必要な能力なのかというのは、やっぱり真剣にこれ国会で議論すべきだと思うんです。

もう一つ、冒頭に大臣がおっしゃっていたかもしれませんが、我が国は特定の国を脅威としないう防衛戦略をこれまで続けてきたわけなんですけれども、本当にそれでいいんでしょうかという部分なんです。これは憲法の前文にも結局のところ立ち戻っていく話にはなるんですが、周辺国の公正と信義に信頼していさえすれば我が国に対する明確な脅威は存在しないんだ、出てこないんだという防衛戦略をずっとこれ続けてきたわけなんです。

民主党政権の中で、基盤的防衛力、これからはもう脱却する、動的防衛力に移るんだという話で前回の大綱は策定されましたけれども、もし基盤的防衛力から脱却するといふのであれば、やはりこういう、我が国には脅威は存在しない、であるからして全国にくまなく必要最低限の戦力を配置していくんだという基盤的防衛力構想から脱却し、明確な脅威認識をした上での脅威対抗論的な能力見積りをした上での戦力組成、これをやっぱり考えていくのが本来の現実路線にのっとった防衛政策ではないかと、私はやはりそう思います。

そこで二問目で、特定の国を脅威としてはいいないという御答弁があったわけなんです。今回の大綱、ページでいうと二ページから三ページの周辺諸国の動向のところを見ると、北朝鮮のミサイル開発云々に関しては明確に脅威という文言を

使っているんですね。しかしながら、中国の軍事力の拡大あるいは現状を力で変更しようとする動きに関しては、安全保障上の懸念というワードを用いて表現しているんですね。この北朝鮮のミサイルは一方で脅威と言いつつ、中国のこの様々な動向は安全保障上の懸念、これは、防衛省としてどういう区別をしたというふうな認識なんですか。

○国務大臣(小野寺五典君) まず、先ほどお話ししましたが、新防衛大綱は、特定の国を脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想には立っておりません。

その上で申し上げれば、新防衛大綱においては、北朝鮮が大量破壊兵器を含む大規模な軍事力を保有、強化するとともに、関係国に対する軍事的な挑発行為等により地域の緊張を高めていることを踏まえ、北朝鮮の軍事的動向全般について、我が国ひいては地域、国際社会の安全保障にとつての重大な不安定要因と位置付けております。この中で、特に北朝鮮の弾道ミサイル能力の増強及び核兵器開発の進行については、我が国に対するミサイル攻撃の示唆といった挑発的言動も踏まえ、我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威と認識しております。

一方、中国につきましては、そもそも日中関係は我が国にとり最も重要な二国間関係の一つであり、個別の問題があったとしても関係全体に影響を及ぼさないようコントロールしていくという戦略的互惠関係の原点に立ち戻って、大局的観点から中国との関係を進めていく必要があります。同時に、中国は、透明性を十分確保しないまま軍事力を広範かつ急速に強化し、東シナ海における活動を急速に拡大、活発化させており、特に海洋における利害が対立する問題をめぐっては、力を背景とした現状変更の試みなど高圧的な対応を示しております。新防衛大綱におきましては、こうしたことを踏まえ、中国の軍事動向等については、我が国として強く懸念するものと位置付けております。

○宇都隆史君 要は、切迫の度合いであらうと、今の答弁を聞いて判断をいたしました。

要は、北朝鮮というのは実際のいろいろな行動、アクションを起こすわけですし、軍事力をやはり実際に動かしているわけですから、特定の挑発的な意図を持ちながら、しかしながら、中国とは互恵関係で、いろんな衝突はありながらも上手にやっていかなきゃいけないんだ、それは理解できます。ただし、それと軍事的な備えをそれぞれにしておくかどうかというのはまた別の問題だと思っただけです。北朝鮮に対するミサイルの対応の備えをしていくことと、もし仮に中国のミサイルが何かあったとき、それに対する備えをしておくこと、これはどちらも軍事的には必要な備えだと思います。

大綱は十年間、この前の参考人の意見では、本当に十年でいいのかという議論もありました。特に戦略等に関しては、もっと二十年、三十年先を見据えた防衛戦略を構築しなければならぬんじゃないか、こういう御意見もありましたけれども。例えば、この十年間、二十年間、三十年間で今の北朝鮮のような差し迫った脅威に中国がならないとは誰もこれは断言はできないわけですね。ましてや、防衛省がそこを想定外にすることなんというところは許されません。であれば、やはり中国に対しても明確な対応を取っていくべきではないかというのが私の思うところです。

そこで、しかしながら、我が国がこれまでずっと取ってきた防衛戦略、この流れが政治的な、今まで固めてきた、積み上げてきた我が国としての政治の指針という一貫性があるわけですから、そこについてもちょっと御質問をしたいんですけれども。

今回の大綱でも、改めて専守防衛は堅持するという文言、入っております。もう一度改めてお伺いしますけれども、この専守防衛という防衛スタンスといえますか戦略といえますか、これを掲げることによって自衛隊の活動、行動における具体的な制約、制限というのはどういふのが出てくる

んでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 専守防衛といいますが、憲法の精神のつとめた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものでありまして、我が国の防衛の基本的な方針であると考えております。

その上で、自衛隊が自衛権の行使として我が国を防衛するため必要最小限の実力を行使することのできる地理的範囲について申し上げれば、必ずしも我が国の領土、領海、領空に限られるものではなく、公海及び公空にも及び得るものと考えております。武力の行使の目的をもつて自衛隊を他国の領土、領海、領空に派遣することは一般的に自衛のための必要最小限度を超えるものであって、憲法上許されないと考えております。

他方、仮に他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の理論としてはそのような行動を取ることが許されないわけではなく、このことについては、いわゆる敵基地攻撃に関する政府の統一見解、これは昭和三十一年二月二十九日、衆議院内閣委員会でありましたが、そこによって明らかに既にされているところであります。

いずれにしても、我が国は、専守防衛の下、平素から常統、継続的な情報収集、警戒監視活動を行い、不測の事態の発生を防止するとともに、各種事態が発生した場合に迅速に対応してまいります。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

要は、専守防衛という、これを掲げることによって大きくは三つの制約が出てくると思うんですね。今、大臣が非常に詳しく御答弁いただきましたけれども、簡潔にまとめると、一つ目は、攻撃を受けなければ我が国から武力の行使をすることはしない、それから範囲に関しては、今おっしゃったように、他国の領土、領域の中というところまでは憲法が認められるとは解釈できない、三つ目は、そういう受動的な防衛力整備をするわけですから、より攻撃的な、あるいは他国を侵略するような、そういう兵器については持たない

いような必要最小限度の防衛力整備にとどめる、この三つの制約が出てくるんでしょうけど、私は、今の軍事力の趨勢、それからこういう高度な状況になってくると、いいかげんこの専守防衛というのな境界が出てきているのではないかなと思います。

それが、今、集団的自衛権の話の中の四類型の中等でも出てきている例えば弾道ミサイルだと思っただけです。かつては、そういう数分間で自分たちの判断をしてお互いに対応するよう兵器というものはなかなかなかったかもしれないけれども、現在はもうそれが、例えば、北朝鮮においても日本をくまなくその射程に入れるようなノドンというミサイルが、専門家の言うところでは約四百発ぐらいはもう実戦配備されているのではないかとどういふような話もあるわけですね。これに対してどう対応していくのかといったときに、この専守防衛という考え、もちろん我が国から先に手を出すわけではなく、我々は最後まで軍事的な行動というのは抑圧的に行動していくんだというスタンスは私は間違っていないと思います、こういう戦略姿勢という考え方はですね。

ただ、それによって現場の行動を縛り付けていくことによって、本当に我が国の存続、独立、国民の生命、財産が守り切れるんだろうかということとは、これはちょっと真剣に政治としては捉えていくべきなんじゃないかと思っております。

よって、今回の大綱、中期防においても、決定的に欠落している部分と私が認識しているのは、例えばミサイルの保有、我々がですね、保有できるのかどうか、それをどう考えるのかということなんのは全く議論がなされていません、また、これは長らく国会でもタブー視されてなかなか議論が進んでいない核抑止について一体本当にどう考えるんだ、こういう部分ですね。核三原則、作らず、持たず、持ち込ませぬというのを我々は掲げながら、いざとなつたときにアメリカの核抑止の傘の下にいて守ってもらおう。果たしてそれで実効性を担保できるんだろうかという議論

等は真剣にやっていくべきではないかと思っております。

一問目のまとめでちょっとお話ししたいんですけど、これからまた集団的自衛権の解釈変更の問題、様々に議論を加速化していくとは思っていますけれども、国会答弁の中でも、総理は、集団的自衛権を認めたからといって常にこの行使をするわけではない、しなければならぬというわけではない、あくまでこれは権利である、その権利を行使するかどうかというのは時の極めて高度な政治判断であり、政治の意思であるというように答弁されていると私は認識しているんですけど、もう、そうであれば、まさにこの打撃力、攻撃力というのは全く一緒なんですね。

ミサイルを持つたからといって、それがすなわち相手に対する侵略につながるか、そうではない。相手はそれをもって脅威と感ずるかもしれない。相手は、脅威というものはイコール報復能力なんです。報復能力というのは、イコールこれは抑止力です。これは当たり前前の話じゃないですか、国際社会でも、そしてこの防衛の分野では、その当たり前のことを真つに議論できるような政治の体制に、国内の、国会の環境にやっぱりいかないかと、私はいつまでたっても机上の空論、イデオロギッシュな防衛論議に終始してしまっているのではないかと、そういう不安を感じております。

というところで、一点目の脅威の認識と今回防衛大綱に掲げられた専守防衛の整合性についてという質問は終わって、次の質問に移りたいと思います。

二つ目に、産業力、技術力、これの中長期的な研究開発をどう考えるかという話です。これは、私、同じく予算委員会集中審議の中で、今後考えていくべき課題だという話をさせていたいただきました。戦略の中には、今回、外務省、防衛省に関することだけではなくて、例えば国土インフラの話、国交省、あるいは通信情報関係、総務省ですね、あるいは科学技術推進、文科省で

あつたり経産省に関わるような話も網羅されているわけですが、じゃ、これを一体どうやってこの省庁間の協力体制を担保していくのかという話は非常に重要なことだと思います。

先日、ちょうど二人目に発言をされた参考人の白石参考人の方から、産業力、技術力の中長期的な研究開発は国として取り組むべきである。特に、例えばという具体例を出していただいたのが、情報通信、ロボティクス、ナノテクノロジー、ブレイン・マシン・インターフェース、地理空間情報、こういったのがこれから非常に軍事分野として重要になっていくだろうと。これは、他国に先駆けて我が国としても独自開発、研究というのを進めていかなければならないという話を意見として陳述されたわけですが、これも、これ、今具体的にこれ見ただけでも、防衛省単体ではとてもできるような話ではないわけですね。経産省、文科省、国交省、総務省、それぞれに協力をしてもらわなければならない話になると思うんですが。

防衛大臣に改めて伺います。この他省庁との連携、それから財政負担、予算の負担ですね、今後、これをどういうふうに一体、国としての動きとして、取り組むべき課題として具現化させていったらいいんだろうか、大臣の所見をお伺いいたします。

○国務大臣(小野寺五典君) 情報通信、例えばロボティクスあるいはナノテクなど先進的な技術分野については、多岐にわたる課題について大学や独立行政法人を含む民間において活発な研究がなされており、防衛にも応用が期待されるというふうに思っております。

このため、防衛省としても、他省庁が推進する研究開発支援プログラム等との連携を模索し、また大学、独立行政法人等との積極的な研究協力などを通じて先進的な民生技術を取り込み、より効率的、効果的な研究開発が実施できる体制の構築に取り組んでいるところであります。

省内においても、防衛生産・技術基盤戦略につ

いての検討の一環として、戦略的に重要な分野において技術的優位性を確保するための研究開発ビジョンの策定や、民生先進技術も含めた技術調査能力の向上、大学等との連携強化、デュアルユース技術を含む技術開発プログラムとの連携、活用などの施策を含む適切な研究開発体制について検討しているところであります。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

防衛省のこれまでの独自の取組というのは大いに評価しているつもりなんです。ただし、もうこれは防衛省が主体になって、あるいは防衛省側から投げかけていきながらやれるようなレベルではなくとも、じゃないけどないのではないかと。やっぱり国全体として、今言ったような省庁間でもう大臣が集まって何か検討するような、議論するようなやっぱり新たな枠組みというのをつくっていくか、いとなかなか末端末端の研究開発分野だけが集まって協力し合ひましようと言っても前には進まないんじゃないかと思うんです。次の質問で航空宇宙産業分野の話をするんですけども、例えば航空宇宙産業分野の件に関してもそうなんです。

防衛省としては、防研であつたり、あるいは岐阜の技術本部等々で開発をしている、防衛省として独自にしているわけですね。片や産業総合研究所、経産省下の独法の方ではそういう開発もしている。あるいは文科省系列下でJAXAの方はJAXAの方でやりながら、でも、十分な連携あるいは共同の、何か研究にしてお互いに予算を持ち寄って大きなことができているかというところ、果たしてそうではない。現場現場では、いろんな形で協力し合ひましようという協力体制というのは以前に比べては十分進んできていると伺っています。しかしながら、大きな第一歩という、参考人が言われたような、十年後、二十年後につながるような、そういうのには到底なり切れていないんじゃないか。これはやっぱり政治の力で解決しなきゃいけないと思っています。

是非、大臣には、各大臣とのそういう新たな何

か協議するような枠組みというのが検討の課題の一つとして強く御認識いただきたいと思っています。

そして、今、航空宇宙の分野での話をいたしましたけれども、それに絡めて、中期防の中で今後のF2の後継機に関わる次期戦闘機の話において、この今回の中期防に関しては、国際共同開発の可能性も含めというふうに記述されているわけです。これは、前回の委員会でも佐藤先生の方からも質問されました。

やっぱり私は、戦闘機の開発、特にこれはもう国の空を守る重要なアセットなわけですから、それを我が国の独力の技術力でちゃんと保持できるというのは、非常に産業界にとっても、あるいは防衛政策にとってもシンボリックな事業だと思っております。これを安易に国際共同開発というのに手を出すべきではないと考えるのが私の意見ではあるんですが、しかしながら、国産開発だけで運用要求を満たせるのかどうかというような議論もあるんじゃないか。この部分の書きぶりについて、原則としては国産化を目指すんだというような強い意思を大臣からは是非御答弁でいただきたいんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省は、F2戦闘機の後継機について、その退役時期までに、国際共同開発の可能性も含め国産開発を選択肢として考慮できるよう、現在、先進技術実証機等の研究開発を推進しているところであります。私も、今年二月に三菱重工小牧南工場の先進技術実証機の製造現場を訪問しまして、平成二十六年中に初飛行を予定しております旨の説明を受けました。

将来戦闘機については、我が国独自の戦闘機開発技術が重要であるというところ、当該技術が民間の他の分野に応用できるといふ波及効果を有しているところを踏まえ、我が国の防衛に必要な能力を有しているかという点や、コスト面での合理性があるかということ等を総合的に勘案して検討していく必要があると思っています。

防衛省としましては、今後、先進技術実証機等の研究開発やシミュレーション等を通じて、将来

戦闘機の具体的な要求性能や技術的な達成可能性等を明確化するため、戦闘機関連技術の実証研究等を行い、その成果も踏まえつつ、平成三十年度までに国際、国産開発に関わる最終判断を行い、必要な措置を講じていきたいと思っております。

○宇都隆史君 ありがとうございます。

是非、国産化を諦めずに粘り強く推進していただきたいと思います。

答弁は結構です、二つの要望をここではさせていただきますと思うんですけども。

軍事力というのは、あるいは軍事技術というのは、今、今、民間との垣根が非常に明確に区別が付けづらいデュアルユースの世界になっておりますよね。そうすると、新しい軍事技術の最先端のものをつくっていく、開発していくという、これは必ず民間の産業を強く牽引していきまう。そういう民間波及効果、スピノフ効果というのは強く意識しながら、安易な国際共同開発に乗っていただかないような、あるいはコストとか合理性だけを追求するようなことがないように要望したいと思います。

もう一つは、せっかくこの共同開発をしていくと思っても、やっぱり今まで研究開発に掛ける予算というのが余りにも少な過ぎるんですね。今回の先進技術実証機に關しても、これはステルス性を求めようということで、その形から材料からいろいろ苦労に苦労を重ねて民間が検討し、造り上げているわけですが、どれぐらいの効果があのかという評価をするための、電波風洞と言いたらいんですか、正式には何と言おうか分からないんですけど、国内にはないんですね。結局、これはたしかフランスまでわざわざ持っていくってフランスで全部データを取って持って来ちゃっていいやう方ですね。今から我々が使おうと思う最新技術、そして開発しているもののデータというのが全て他国に取られるわけですから。実はこんなおかしいことが防衛の技術開発、研究分野では起こっているんだというの、意外と一般の国民

は知らないと思うんです。

お金は確かに掛かります。しかしながら、それを掛けることによって我々の技術というのを流出させない、それはコストでは測れない重要性だと思ふんですね。そういう説明というのをきつちりしながらその予算を付けていく努力というのは、私は、防衛に足を踏み入れたと思います。防衛を支える政治家の使命であると思っておりますので、大臣におきましては、引き続き、なかなか日の当たらないそういう分野の予算の重要性というのにも声を上げて発信をしていただきたいと思います。

最後に、残された時間で人的な面についての質問をさせていただきます。

これは、先ほど佐藤先生の方から人的な、再就職等々であったりの質問ありましたので、できるだけ重複を避けるような形でやっていきたいと思ふので、ちょっと一問目の質問を飛ばして二問目の方から入らせていただきます。

御存じのとおり、自衛隊というのは定年六十歳ではあります。階級に応じて定年する年齢というのは決まっていますので、階級の低い下士官で終わられた方々と五十二歳、五十三歳、高級幹部になれば六十定年までありますけれども、そういうような状態です。六十五歳からの年金まではもう一働き、あるいは人によっては二回ぐらい会社を変えてもう二働きぐらいしないと、ある意味ローンも返せない、子供たちをまだ独立していない方々は独立させられないというような状況にあるわけなんです。

今回、中期防衛力計画で初めて、この自衛隊の再就職に関して国の責務であるということを書き込んでいただいたことに関しては、現場は、非常に喜んでいてのをもっと通じ越して心強く思っています。我々が国のためにいざとなったら命を懸けるんだ、でも、国はちゃんとそういうのを理解して面倒見ようという意思を示してくれた。現場から、非常にいい声といえますが、頑張りますという士気高い声が上がってきているのを、週末に各

部隊等を回りますと強く感じることがあります。しかしながら、文言だけで終わってたら困るわけですね。今までは防衛省独自として一生懸命この再就職支援というのをしてきたんですけども、今回、国の責務であるということを書き込むことによって一体どう変わっていくんでしょうかというような素朴な疑問というのをもた現場から上がっております。

そこで、大臣、これ今後、国の責務とすることによって具体的にどういうような推進を図としてやっていくつもりなのか、そこを大臣の言葉で御答弁いただきたいと思ふます。

○国務大臣(小野寺五典君) 基本的なスタンスについてのお話をさせていただきますと、私も、やはり自衛隊の精強性を保つためには、現在の若年制の退職ということが、これはどうしても若年退職者が出てくるということは必要なことだと思っております。そして、この再就職をしつかり考えるということが、逆に言えば自衛隊の精強性を保つ一つの大きな役割にもなるんだと思っております。

これは佐藤正久委員からも御指摘がございましたが、やはり社会で活躍できるという技能や能力を持った、しかもまだまだ働ける隊員がたくさんいるということでもありますので、これは、防衛省だけではなくて政府の中で、必要となる様々な役所にこちらからむしろ積極的に協議を持ちかけて、そして様々な分野で活躍できるようにこれは応援することが重要だと思っております。

逆に、自衛隊に対してこういう人材が欲しいという要請があることもございます。先ほど御指摘がありました、例えば建設分野におきましては、これは是非、今の建設業界の中の人員の不足、能力者の不足の中で要する内容でもございますし、あるいは先般宇都議員から御指摘がありました、パイロット、この割愛制度の復活ということを示させていただきましたが、これで民間航空機で例えばパイロットの活躍が多くできる。あるいは防災監という形で各地方自治体が、

今、防災担当のこれはノウハウを持っている隊員を是非その責任者として各地方自治体で受け入れたい、こういう御要望もあります。

こういうことに一つ一つ適応できる人材を、逆に言えば再度研修をする中で、私どもとして社会に還元できるようなそういう役割も必要だと思っております。

○宇都隆史君 先ほど佐藤先生の方からは、例えば大型トラックのような、中型ではないようなそういうところ、建設業界もニーズがあるんだからそういうところに積極的にというお話ありましたけれども、私はまた別の視点から言わせていただければ、自衛官というのは安心、安全のプロフェッショナルなんです。だから、まさに大臣が今言われたような地方公共団体で危機管理をするようなポスト、あるいは会社でもそうです、危機管理をするようなポストというのは積極的なセールのすやったりやっています、逆に言うと、地方公共団体なんというのは必ず災害が起こったから自衛隊と協力していかなくちゃいけないわけですから、まだ採用していないようなところで、かつ災害が頻発に起こっているところ、あるいは起こることが指摘されているような地方自治体には、ある意味ちょっと強く、何かあったときに防衛省としても協力しなきゃいけないんだからということとでやっぱり推進をしていっていただきたいと思ふます。

今、地方公共団体で、把握している形で、危機管理監のような形で再就職をしているところ、あるいはしていないところがあるか、あちよと実際の数値を教えてくださいませんか。

○政府参考人(豊田健君) 地方公共団体の防災関係部局でございすけれども、平成二十五年十二月末現在で、四十六都道府県に七十九名、百八十一市区町村に二百七十七名、合計二百九十六名の退職自衛官が危機管理監あるいは防災監として在職しているというふうに承知しております。

私ども防衛省におきましては、こういった地方公共団体の防災関係部局への再就職を推進するた

め、防災あるいは危機管理能力を一層向上させ、部外においてもその能力を十分発揮できますよう、退職予定の幹部自衛官の皆さんに対しまして、防災・危機管理教育を実施するとともに、防衛大臣名で都道府県知事に退職自衛官の再就職の支援について御依頼するなど、地方公共団体への働きかけを強めているところであります。

○宇都隆史君 今、二百九十六名がこれまで実績値として再就職しているというお話だったんですけど、もう一つ本当はお聞きしたかったのは、実際に採用していない市町村がまだまだどれぐらいあるかという数値をお伺いしたかったんですが、時間もありますから、多いですね、まだまだ採用していない市町村も多いと思います。県はほとんど、四十七都道府県、たしか四十七全部入っているんですね。ほほほほ。市町村に関しては、まあこれは市町村の財政的な面もあるんじゃないかな。なかなか新たなそういう危機管理監みたいなものを設けて、財政負担を強いられるというのに及び腰な市町村もありますでしょうが、やっぱり末端の市町村のところにそういう安全保障、危機管理のプロがいるというのは非常に重要なことですので、強く推進をしていながら、何かしら、例えば積極的に受け入れてくれているところについては防衛省としても表彰するなり、何かのインセンティブを与えるような施策を講じていたいただきたいと思ふます。

時間も参りましたので、最後に一点だけ。防衛大臣から航空自衛隊の割愛制度、予備自衛官に関わるものの答弁をいただきましたので、そこだけ質問させていただきます。

今後、民主党政権下で若干凍結をしていた現職の自衛隊のパイロットを、できるだけ若年の状態で民間のパイロットに割愛をする、流すという制度をまた復活させるというのを今回三月で方針を示されました。と同時に、このパイロットたちはいざとなったら航空戦力としての予備自衛官になつていただくという方針もあるんだというふう

航空自衛隊の運用、まあ戦闘機に乗るなんということは考えられないでしょうけれども、後方で輸送等を手伝ってもらう可能性はあるわけなんです。その訓練をじゃ一体どうやって担保していくんだというところを今後検討していかなければならないんですが、現状の検討状況等々に關して御答弁ください。

○国務大臣(小野寺五典君) 自衛隊パイロットの民間航空会社等への再就職について、いわゆる割愛ですが、これは、宇都委員から御指摘がございましたが、本年三月十四日に再開を合意いたしました。育成に多額の費用と長期間を要するパイロットについて、割愛制度により退職する際には予備自衛官として任用し、その能力、知見を幅広く活用することは、人的資源の効果的な利用の点から有意義だと思っております。

今お話がありました、第一線部隊の補充要員として用いられる教育部隊等の司令部要員としての活用可能性について検討する中で、今後、どのような予備自衛官としての訓練をするかということとは鋭意検討していきたいと思っております。

○宇都隆史君 少子高齢化の中で、これから予備戦力の活用というのは非常に重要な課題になると思っております。また、改めてこれは深く掘り下げて議論させていただきたいと思っております。

質問を終わります。

○福山哲郎君 おはようございます。福山でございます。よろしくお願いたします。

今日は、私、持ち時間が少ないのもう早速行かせていただきます。

国家安全保障戦略、いわゆるNSS、新防衛大綱についての議論でございますが、この新大綱、NSSは、御案内のように国家安全保障会議によって策定をされて、NSCの司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップによって、政府全体としての国家安全保障施策を実施するというふうになっております。これは、日本の安全保障戦略上は画期的なことだというふうに思っております。

しかしながら、残念ながら、安全保障について議論するこの外交防衛委員会に所管の官房長官が御出席をいただけません。今日は、お忙しい中、官房副長官にお越しをいただきましたが、過去の例で、防衛大綱等についての審議では官房長官は出ないという議論がありました。それは全く違います。なぜなら、NSCを鳴り物入りでつくり、NSCで策定をしたものが、その所管の官房長官が出てこれないというのは、私は甚だ筋が通らないというふうに思っております。これは政府もしっかりと検討いただかなければいけないと思いますし、今日は副長官で私は了解をいたしましたし、野党の先生方にも了としていただきましたが、与党・政府、そして委員長におかれまして、この問題については、これから先、日本の安全保障上の問題が生じたときに大変大きな課題になってくると思えますし、問題になってくると思えますので、そのことについて、まず官房長官に御出席いただけるように御努力、今後いただけるかどうか、副長官、お答えいただけますか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 基本的には、委員長、理事会で御協議をいただいで決めていただくことだというふうには思っております。

○福山哲郎君 いや、だから、都合のいいときには鳴り物入りで、都合が悪くなったら委員長、与党で、政府で、国会で言うんだしたら、逆に言うことについては、どちらが例えば与野党替わったつて同じです、日本の安全保障について議論するのは、ルールとして、そこはしっかりと議論させてもらわないといけない。

なぜなら、NSCができて、例えば、今の破壊措置命令も出ているのか出ていないのかよく分からない。NSCは開かれていない形跡はない。また、北朝鮮のミサイル発射について、すぐに発表したと思えば十七時間後に発表したこともある。いろんな課題が実はNSCを中心にできていくわけです。ウクライナ情勢もそうです。そのときにとどな議論をしているのか、今の状況では議

事録も出てこない。そして、官房長官もこの外交防衛委員会に出てきていただけないということになると、本当に全てがブラックボックスに入ってしまうと。もちろん、防衛大臣、外務大臣は懸命に御答弁いただいていると思いますが、しかし、そこは責任のある官房長官として御出席をいただけるように、これはもう政府・与党に強く要請をして、次の質問に行きたいというふうに思います。

そんな状況の中で、アメリカのQDRが発表されました。そして今、年末に向けて、御案内のように、ガイドラインが策定をされています。もう見直しについて事務方では協議が始まっています。外務大臣、防衛大臣は真摯に御答弁ください。この委員会でも、現行の法体系、法解釈の中で検討を行っているという明確に御答弁をいただいています。

しかし、今回、集団的自衛権の一部限定容認論や法律を個別に出すやの話があちこちで飛び交っております。具体的にどのような議論が出てくる中で、なぜNSSと新防衛大綱を去年の十二月の時点で策定したんでしょうか。ガイドラインの策定が今年の年末だということは分かっていたはずなんです。そして、この集団的自衛権の問題の決着も仕掛品のままでこのプロセスがいくということ

は、僕は、非常に自衛隊の部隊運用としては問題だと思えます。ガイドラインは、まさに日米の協力体制を確立し運用していくものです。現場の部隊としては、こういう、ある意味でいうと集団的自衛権の行使容認が容認ではないかという議論が飛び交っている中で、一体このことを起点に日米のガイドラインの見直しをするのか等々について混乱をするし、現場としても非常に私は混乱を来すことを懸念をしております。

このことについて、何で、じゃ、この一連の議論が決着した後に防衛大綱やNSSを作らなかつたのか、そして、今のこのガイドライン策定見直しの中でこういつた状況になっていることについてどういう認識なのか、副長官並びに防衛大臣に

お答えいただきたいと思います。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 御指摘の点でございますけれども、なぜ国家安全保障戦略を定めるときに集団的自衛権の議論、日米ガイドラインの議論を待たなかつたのかという点だと思いますけれども、現在、日本を取り巻く安全保障環境が非常に厳しさを増しております。大量破壊兵器とか弾道ミサイルの脅威、非常に深刻度を増しています。あるいはサイバー攻撃のような新しい脅威も増大をしております。

そういう中で、日本一国のみでは自国の平和と安全を守ることはできない、国際社会と協力をし、地域や世界の平和を確保していくことが非常に不可欠であるということ、そして、そのような認識の下、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国家安全保障のための方策に取り組んでいくための国家安全保障に関する基本的方針をしっかりと示した上で、日本の領土、領海、領空を断固として守り抜くため、今後の我が国の防衛の在り方に関する新たな指針を示すとともに、特に我が国が保有すべき防衛力の水準の達成に早急に着手すること、これが急務であるというふうに考えて、去年の十二月に国家安全保障戦略、そして防衛大綱、中期防を策定をさせていただいたところであります。

一方で、集団的自衛権と憲法の関係については、これは有識者の会議でしっかりと議論をしていただきたい。我々は、いろいろ今情報飛び交っているという御指摘がありましたけれども、あくまでも、政府としては今その答えを、報告書が出てくるのを待っているという状況であります。

○福山哲郎君 いや、今副長官がおっしゃられたサイバーの話も弾道ミサイルの話も周辺環境の悪化の話も、いわゆる尖閣の問題も含めて、我々の防衛大綱にも、二二大綱にもしっかりと言及をされています。より悪化をさせたというのなら、自民党政権でより悪化をさせたということでしょうか。よつぱど悪化をしたということでしょうか。つまり、私は、防衛大綱についてこの間の参考

○國務大臣（小野寺五典君） 防衛省としまして

そして、総理がこの間突然テレビに出られて、議論を待つと言いながら、必要最小限の中に含まれる集団的自衛権もあるのではないかと、これは安保法制懇の中でも主流的な議論になりつつあ

出た段階において政府としては法制局を中心に議論を進めていますし、与党、自民党、公明党ともよく相談をしながら、最終的に解釈の変更が必要となれば、与党との協議を経て閣議決定によって

○福田哲郎君 詰めの議論って何ですか。詰めの議論って何ですか。詰めの議論って何ですか。詰めの議論というのは、どういう場面でいつ誰がどのようにやっているのかはつきりしないと、これ、審議できないですよ。おか

というふうにお答えいただけますか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これは度々御答弁申し上げておりますけれども、現時点における安倍内閣の憲法九条に対する解釈は従来どおりというところでございます。

○福山哲郎君 それなら、あなたが何回もこの委員会会で答弁をされた、設置法に基づいて、法律問題に、内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に対し意見を述べることとあります。今の砂川判決を集団的自衛権の行使を認めるに足るといような議論が出てくることに對して、あなたは、設置法に基づいて、これまで内閣法制局としてはこういう答弁をしていましたと、これ、総理大臣に設置法に基づいて助言をするべきではありませんか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) お答え申し上げますと、砂川事件は、旧安保条約行政協定に基づく刑事特別法の合憲性が争われた事案でございますが、その最高裁判決が我が国が主権国として持つ固有の自衛権と憲法第九条との関係について考え方を示していること、先ほどちょっと読み上げたところでございますが、この考え方は従来からの政府の基本的な考え方と軌を一にするものでございます。

安保法制懇から報告書が出されて、私もその意見を述べたという局面が来るといたしましたら、こういうことを十分に踏まえて意見を、恥ずかしくない意見を申し上げるという必要があると思っております。

○福山哲郎君 具体的に、小松長官、砂川判決については、あなたも今はこの大森法制局長官の答弁と同じ立場だということをここで言明いただけますか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 御質問の趣旨が必ずしも私理解できたかどうか分からないわけですが、この砂川事件の最高裁判決は何を言っているのかというところはもう繰り返し御答弁をしているところでございまして、その上で、いろいろな報道の中で、これが集団的自衛権の行使

を認めたものであるのかどうかという議論が行われているということは承知しております。

この砂川事件の判決については、今もう既に申し上げたとおりでございます。これ以上でもなければこれ以上でもございせんので、内閣法制局としてこの判決をそれ以上に解釈をして何かを述べるといふ立場にはございません。

○福山哲郎君 解釈しろなんて一言も言っていない。小松長官として、今の内閣法制局の立場として、この大森法制局長官の立場でよろしいということをお小松長官として言ってくださいと申し上げているんです。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 既に申し上げましたとおり、砂川事件は、旧日米安保条約行政協定に基づく刑事特別法の合憲性が争われた事案であり、この最高裁判決の結論を一言で言えば、旧安保条約が一見極めて明白に違憲無効であるとは言えない以上、刑事特別法も違憲ではないというものでございます。

なお、この判決の中に、我が国が主権国として持つ固有の自衛権と憲法第九条との関係について、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然のことであるという考え方が示されてございます。これは、何度も申し上げた従来からの政府の憲法九条の解釈に関する見解の基盤にある基本的な考え方と軌を一にするものでございます。

○委員長(末松信介君) 福山哲郎君、確認の意味でもう一度質問してください。

○福山哲郎君 基盤であるというのは非常に微妙な表現です。基盤であるではありません。私が聞いているのは、大森法制局長官の言ったこの答弁のとおりで、今の小松内閣法制局長官は従来の解釈、法体系だと言っておられるんだから、これであなただは法制局長官として大森法制局長官の答弁のままでよろしいかどうかを言明してくださいと申し上げているんです。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 現時点におい

て、内閣の憲法九条に関する考え方、解釈は従来どおりと申し上げているわけでございますから、大森長官の答弁もその一環でございますので、これは内閣の見解であるというふうに解釈をしております。

○福山哲郎君 内閣法制局の見解ということとは、小松長官の見解ということではないんですか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 現時点について言えばそのとおりでございます。

○福山哲郎君 じゃ、安倍首相がテレビで言われた、砂川事件について集団的自衛権を否定してないのははっきりしているという安倍総理が言われたテレビでの発言は、今の法制局とは異なるというところでよろしいですね。法制局の見解とは異なるということではよろしいですね。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 私の立場から、内閣総理大臣の発言の一言について、その内容をそんなに詳しく、どういうお考えに基づいて御発言になったかということをお考えに基いて私の感想ないしその意見を述べるといふ立場にはございません。

○福山哲郎君 違うんですよ。そんなに詳しくと言っていない。この発言は法制局の立場と違うと言っていることは認めていただけますね。なぜなら、あなたは内閣や内閣総理大臣に助言するんです、設置法に基づいて。そのことについて明らかにしてくださいと申し上げて、そんなに詳しくとは言っていない。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 砂川事件最高裁判決については、既に繰り返し述べたとおりでございます。これが集団的自衛権の行使を認めるものか否かを含め、内閣法制局として同判決を解釈して何かを述べるといふ立場にございません。

○福山哲郎君 違う、違う。あなた今何と言った、違うこと言ったんじゃない。もう一回言ってもう一回今の答弁をそのまんま読んでね。さっきの答弁と違うよ。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 砂川事件判決に

ついでには、旧日米安保条約行政協定に基づく刑事特別法の合憲性があらわれた事案でございまして、この最高裁判決の結論を一言で言えば、旧安保条約が一見極めて明白に違憲無効であるとは言えない以上、刑事特別法……(発言する者あり)

○委員長(末松信介君) 小松長官。

○政府特別補佐人(小松一郎君) も違憲ではないというものであります。

○委員長(末松信介君) 小松長官、先ほど答弁された内容を正確にもう一度伝えてください。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 砂川事件最高裁判決については既に述べたとおりでございます。これ、これが集団的自衛権の行使を認めるものか否かを含め、内閣法制局として同判決を解釈して何かを述べるといふ立場にございません。

○福山哲郎君 違う、違う。あなた、さっき大森長官のことは政府解釈として一緒だと言ったじゃないか。言ったじゃないか。大森長官は集団的自衛権の問題については砂川判決というのは認めているんだ。あなた、今、これ答弁異なっているよ。今の聞き捨てならないよ、今のは。ちょっと、ちょっと、これ止めてください。

○委員長(末松信介君) 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(末松信介君) 速記を起こしてください。

前の前の答弁をもう一度お話ししていただけますか。小松内閣法制局長官。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 大変恐縮でございますが、大森長官の答弁につきましても、御通告もございませんので、その内容についてはあらかじめ私は見る機会がなかったわけでございます。ただ、繰り返し申し上げておりますように、総理を含めまして、これは閣議決定をした答弁書によりまして、現時点における安倍内閣のこの憲法九条に関する解釈は従来どおりであると、こう述べておられるわけです。

ただ、その上で、法制懇の報告書を踏まえて改めて検討するという部分が付け加わっております。

て、これが内閣の立場でございます。私は、この大森元長官の答弁について、具体的な文言をあらかじめ御通告ございませんでしたので拝見しておりませんけれども、従来の答弁でございますから、これは従来の内閣の憲法九条に関する答弁は従来どおりであると。

例えば、ほかの委員会でも問題になりましたけれども……（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） 御静粛に。

○政府特別補佐人（小松一郎君） ほかの委員会でも御質問を受けましたけれども、角田内閣法制局長官が、ある時点で集団的自衛権の行使を認めようとすればこれは憲法を改正しなければならぬと、こういう御答弁をなさっているということがございます。それはどうかという御質問も受けているわけでございます。

それに対して私がお答えしているのは、憲法解釈は従来どおりと申し上げているわけでございまして、現時点では従来どおりでございます。こう申し上げているわけでございまして、ただし、内閣総理大臣が安保法制懇の結論を踏まえて改めて検討すると申し上げているわけでございまして、その検討の結果がどうなるかということについて……

○委員長（末松信介君） 答弁、もうちょっと簡潔にお願いいたします。

○政府特別補佐人（小松一郎君） 現在予断することとはできないわけでございます。（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） 座席に着いてください。（発言する者あり）着席してください。

質問者が答弁について納得せねばいかぬということが一つの運営上のルールであると私は理解しています。したがって、福山哲郎委員の質問、今の答弁で御理解できますか。

○福山哲郎君 いや、できないです。だって、最初の答弁と次の答弁違うんです。

○委員長（末松信介君） 再度簡潔に御答弁を。じゃ、速記を止めてください。

（速記中止）

○委員長（末松信介君） それでは、速記を起してください。

福山委員が質問をされました。同じ質問を二度されたと思います。答弁、正確に伝えた答弁も一度伝えてくださいということをお願いいたします。すけれども、食い違っているという御指摘がございまして、

したがって、議事録を精査をさせていただきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。——いいですか。（発言する者あり）ちよつと黙ってください。いいですか。

それでは、質問を続けられますか。

○福山哲郎君 委員長は公平に議事運営を進めていただいているので、僕は委員長長の御努力を多として、ちよつと質問を続けにくいんですけれども、もう一回。

実は、事前通告の話はおかしいです。あなたは何度も、頭の体操で過去の答弁について今勉強しているとおっしゃっているんだから。それと、大森長官というのはまさに今回の集団的自衛権の議論の中では中心的に答弁をされている方です。ましてや、僕は先ほどわざわざ大森長官の議論を紹介してあなたに確認をしました。それも砂川判決との関わりについても紹介をして質問をしました。それについて、あなたは何も変わらないと、そのとおりで結構ですと言ったにもかかわらず、その次の答弁では、砂川判決が集団的自衛権についての、何と言われたか分かりませんが、否定をしているかしていないかについて判断できるような状況ではないという類いの発言をされました。これ、実は全く違う発言なので、しっかりとその発言はどうなんですかということをお前は確認をさせていただいていたら、何か、また相変わらず長い、関係ない答弁をされたというのが経緯でございます。

本来なら質問をこれ以上続けられないんですけれども、実は、これ肝です。

発言は、まさに集団的自衛権の……（発言する者あり）

○委員長（末松信介君） 静粛に。

○福山哲郎君 解釈を変更できるかどうかという質疑に対して、それで解釈を変えろ、変えてもいいのではないかとというふうな議論を展開するのでございまして、そのところは私も私どもはそういった憲法解釈を変える意図はないと、これはまさに九七年のガイドラインの流れで池田外務大臣が言われて、その次に、実は大森法制局長官が解釈は変えられないと答弁されています。

その大森法制局長官が、九九年にわざわざ砂川判決を持ち出して、個別的自衛権だという議論を展開をされているんです。これ、非常に重要なんです。池田大臣は、御案内のように宏池会の大臣でいらつしやいます。今日は、防衛大臣も外務大臣も宏池会の御出身。

そして、今月号の「世界」においては、村上誠一郎、今の現職の自民党の議員が、安倍さんがやろうとしていることは三権分立や立憲主義の基本を無視し、それを壊す危険性を持っている、だから反対せざるを得ない、これは右とか左とかではなく民主主義や法律を真つ当に学んだ人間であれば誰でも分かるはずですよと言われています。

非常に重たいです。そして、なおかつ、安保法制懇は六十日やられています。やられていないのに、今副長官は、何か内々で議論しているみたいなことを認められました。そして、総理は総理で突然テレビに出て、何らか主流になっているって、どこに主流になっているんだと。そんなアンダーグラウンドで、密室で誰かが電話でやり取りして、主流なんですか。国民に理解を求めろんじゃないんですか。そして、そのことを確認したら、小松法制局長官は答弁を変えられた。

私は、これ、議事録精査してしっかりと議論を重ねたいと思っておりますが、残念ながら時間がありません。

外務大臣、防衛大臣、今の議論を聞いてどのようにお考えなのか、村上議員の御発言も含めてお

答えいただけますか。

○国務大臣（岸田文雄君） まず、九七年、九九年の池田外務大臣、そして大森法制局長官の発言については、政府の方針を述べられたものと理解いたします。

そして、村上誠一郎議員のこうした発言等について御質問をいただきましたが、現在、集団的自衛権とこの憲法の問題を始め、我が国の安全保障に関わる様々な議論が行われております。そしてその中で、与野党問わず様々な立場からそれぞれの見識に基づいて様々な発言が行われています。

こうした一つ一つの発言につきましては、我々は尊重しなければならぬと思っております。こうした自由な議論が積み重なっていくことによって、丁寧な議論の進め方をこれからも心掛けていかなければならないと考えています。

政府としましては、今後、先ほど来再三申し上げておりますように、安保法制懇の議論を待ち、そして最終的な報告書が出された後、政府としましては、与党ともしっかり議論を重ね、そして政府の方針を確定することを想定しています。そして、政府の方針をしっかりと明らかにした上で、国会においてしっかりと議論に臨まなければならぬと考えています。こうした道筋の中でも、自由な発言はそれぞれ尊重されるものだと考えております。

○国務大臣（小野寺五典君） 自衛隊という実力組織を担当します防衛大臣としましては、定められた中で日本の安全保障に全力を尽くしてまいりたいと考えています。

○福山哲郎君 まさに外務大臣言われるように、自由で、しっかりと議論をするためにも、安保法制懇を開くなり議事録を公開する、ないと材料がないんです。材料がない中で突然主流になりつつあると総理に発言されても、何が主流なんだという話です。それも、砂川判決のように、基本的にこの数十年間、日本の政府として、ほとんどが自民党政権です。自民党政権の中で積み上げてきた議論をひっくり返すような議論を突然持ち出され

で主流だと言われても、それは納得できません。そして、しっかりとその議論のバックグラウンドであるべき小松法制局長官がこのような状況の答弁を繰り返されることに對して私は非常に遺憾に思っておりますので、議事録を精査して、またこの議論については続けたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○藤田幸久君 民主党の藤田幸久でございます。今日は、少し時間短くなりましたが、お時間いただいておりますのでいろいろ質問をさせていただきます。まず、前回の積み残しの質問を若干させていただきます。

それは、普天間基地の辺野古移設案についてでございますが、いわゆる緊急時、有事の代替施設として、国連軍をこの辺野古沖、あるいは有事対応の九州の新田原あるいは福岡県の築城基地において活用できるのかについてお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) 朝鮮国連軍につきましては、国連軍地位協定第五条に基づきまして、一つは、我が国における施設で合同会議を通じて合意されたもの、そしてもう一つは、在日米軍の施設・区域で合同会議を通じて我が国政府が同意するもの、こういったものを使用できるとされております。この規定のうちの一つにつきましては該当する施設がなく、二に該当するのが七か所ということで、その中に普天間飛行場が含まれております。

ですから、現在、この国連軍地位協定に基づいて普天間飛行場を使用することはできますが、その代替施設における扱いについては、今後、この規定の二に従って、国連軍地位協定、当事者間の協議で協議していく、こういったことになりました。

そして、二〇〇六年のロードマップにおいて、普天間飛行場の移設に当たって、緊急時に新田原基地そして築城基地、これを緊急時の使用のために整備を行う、こういったことが合意されております。

ますが、新田原基地そして築城基地につきましても、国連軍地位協定に基づいて、いわゆるこの規定のうちの最初の方の規定に基づいて、国連軍地位協定に基づいて設置された合同会議において合意をすれば使用することが可能である、こういった取扱いになると認識をしております。

○藤田幸久君 ちよつと何かよく分かりませんが、米軍の場合と米軍以外のイギリス、カナダ等と違うと思うんですけれども、米軍以外の、つまり英連邦系の軍は兵たん基地としてのみ可能だと。そうすると、新しい辺野古では難しく、かつ、米軍の場合にはいわゆる朝鮮半島有事にも出動が可能なわけですが、米軍以外はそれ難しいんじゃないかと思うんですが、その場合に、辺野古沖と九州の二つの場合に、実際の出動する目的等が変わってくると思うんですが、その点について説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) まさに、御指摘の点につきましても、この地位協定、国連軍地位協定の規定に基づいてこれ取扱いが決まるものだと考えております。ですから、普天間基地の代替施設について、この国連軍地位協定第五条に基づいて決まることでありますし、御指摘の新田原基地、そして築城基地、これにつきましても国連軍地位協定第五条、先ほど御紹介させていただきました規定に基づいて取扱いが行われるものと認識をしております。

○藤田幸久君 米軍と米軍以外の違いについて、これは既に規定されているわけですが、実態として、普天間から二つに分かれた場合に違いが出てくると思うんですが、それについて答えてくださいますか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御紹介させていただきました地位協定の中には、米軍、そしてそれ以外の軍との違いは何も記載されていないと認識をしております。

○藤田幸久君 五条以外にも含めて、米軍と米軍以外の国連軍の地位協定について違いがあると思えますけれども、それも含めてお答えいただきたいと思っております。

と思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) 国連軍地位協定におきましては、国連軍という形で定義されております。その中において、米軍とそれ以外の国の軍との違いあるいは区別、こういったものは記載されていないと認識をしております。

○藤田幸久君 時間がないので、その後についてもう一度後で答弁をいただきたいと思いますが、この辺野古沖の、今現在の建設が予定されている基地ですけれども、津波に対してどのような対策を講じているのか、それから大体何メートルぐらいの津波を想定しているのか、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(小野寺五典君) 普天間飛行場代替施設建設事業については、平成二十五年三月二十二日、公有水面埋立法に基づく公有水面埋立申請願書を沖縄県知事に提出し、同年十二月二十七日、沖縄県知事から埋立承認を得たところであります。

代替施設の埋立地盤の高さは、埋立承認願書の提出時における沖縄県地域防災計画で示された事業実施区域周辺の津波水位より高く設定しております。具体的には、沖縄県地域防災計画平成二十四年三月修正版での事業実施区域周辺の津波水位の高さ、瀬嵩で三・二メートル、久志で二・二メートルに対し、代替施設の最低地盤高さを四・五メートル、滑走路中心線の高さを八・八メートルとしております。

○藤田幸久君 これから幾つか質問させていただきますけれども、私、三月の十九日に硫黄島、それから二十四日に広島、それから三十日からワシントンを訪問してまいりまして、これ全部日米関係に重要な地域でございます。硫黄島とワシントンにおきましては、特に北米局の外務省の皆さんに大変お世話になりました。

その中で、次に広島について御質問したいと思っておりますが、明日から岸田大臣が参加をされる、NPT I 広島外相会議に出席されると。私ももお役に立ちたいと思っております二十四日に訪問してまい

りましたけれども、明日からの会合の現在の準備状況と、何を期待されておられるか、まずお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) 我が国は唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散、核兵器のない世界を目指す国際世論をしっかりとリードしていかねばならない道義的責任を負っていると考えております。

その中で、明日から開催されます第八回NPT I 外相会議ですが、八回目にして初めて日本で、そして被爆地で開催することとなっております。来年予定されております五年に一遍のNPT運用検討会議に向けて是非しっかりと政治的メッセージを発出したいと思っておりますが、今回初めて被爆地で開催されるNPT I 外相会議ですので、是非、各国の外相、今八か国から閣僚級が出席することが想定されておりますが、各国の閣僚には、しっかりと被爆の実相に触れていただいた上で、しっかりと政治的メッセージを発出していただきたいと考えております。

そして、この目指すものですが、もちろんこれは会議の中で決まるものではありませんが、是非、こうした広島宣言と言えるようなしっかりと政治メッセージの中に、核軍縮につきましても、従来の米口のみならず、他の核保有国にもこうした核軍縮交渉を多角化させていく、あるいは透明化を図っていく、こうした具体的な提言も盛り込みたいと思っておりますし、不拡散の議論におきましても、北朝鮮の問題あるいはIAEAの保障措置システムの強化など、こういったものを盛り込みたいと考えておりますし、また昨今、核兵器の非人道性の議論が国際社会の中で行われています。様々な立場にある国々を結束させる触媒としてこうした議論が期待されているわけですが、こうした議論も是非深めていきたいと考えております。

こういった内容を盛り込んだしっかりと政治メッセージを発出して、来年のNPT運用検討会議に貢献をしていきたいと考えております。地

あるような資料が出てまいりました。これ、膨大な実は額でございます。それで、これがかなり休眠しているわけでございます。

これは、いろんな形で戦後苦労された日本の国民の債務に対する政治的不作為ではないかと思っております。これはやはり、今後、いろんな意味で日本がいろいろな国々との関係を築いていって、来年の戦後七十年であるわけですが、こういう実は質問をしたところ、各省庁ならばらでございます。

外務大臣にまとめてお答えいただきたいんですけれども、やはり政府の中にこうしたものを調査検討する機関を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の確定債務問題につきましては、外務省として個別の債務の処理状況を把握しているわけではありませんが、未払の債務については、債務の種類に依りて所管の省庁又はその債務を有する機関において債務の履行を行ってきていると承知をしております。

我が国としては、戦後七十年を迎えるに当たりまして、今日まで平和国家として歩んできたことを振り返り、そして、こうした基本的な立場はこれからも変わらないということをしつかりと示していかなければなりません。こうした確定債務問題についても精力的に取り組んでいくということを通じて、東アジアの平和と繁栄に一層貢献していきたいと考えております。

ただ、現状は、今申し上げましたように、各省庁あるいは関係機関において対応しているということでありまして、やはりこうした全体をどうするかということにつきましては、内閣官房なりがまた対応するべき課題ではないかと存じます。せっかくの機会ですので、委員からのこうした御指摘については内閣官房に伝えたいと存じます。

○藤田幸久君 今日、各省庁呼んだんですが、既に質問主意書出したので、取りあえず外務省が答えるということで答えていただきましたが、実は、実際管理しているのは内務省とか旧郵政省と

かが多いわけですが、ただ、この影響については、今おっしゃっていただいたように、中国、韓国等で起きていることにつながることでございまして、その重さを踏まえて官邸の方に、これは政府の問題ですからやっていただきたいと思っております。

その関係で、中国と韓国で今いろいろな裁判が起きております。いわゆる戦争中の労役に関する裁判でございますけれども、韓国においては、今年の夏にも最高裁判所で判決が出る予定だとうする、一人当たりかなり、一千万円とかいうような額も言われております。一旦別の主権国で司法判断が出てしまうと、それを認めることは難しいと思っておりますので、これやはり法廷外で外交努力をする、と、やっぱり判決の前しかないと思っております。

ですから、ただ手をこまねているだけではなくて、外交努力をする今時期だろうと思っておりますし、前も申し上げましたが、ドイツの場合に、二〇〇〇年に記憶・和解・未来基金という基金をつくりました。このときは、ドイツもさることながら、アメリカのクリントン政権がかなり後押しをしました。法廷外で外交努力でまとめる方が企業活動にとつていいだろうということからそういう知恵も出たわけですが、私は、そういう意味ではかなり類似性もあるというふうに思っております。

例えば、現在の経団連の会長、住友化学ですね、次の経団連の会長の東レ、一番大きな海外の工場は韓国だと言われておりますし、そういう観点から、やはり外交努力をするならば判決の前かと思うんですが、それについて外務大臣からお答えをいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) 御指摘の中国や韓国における動きにつきましては、こうした動きは、日中間あるいは日韓間の戦後処理の枠組みあるいは経済関係に深刻な影響を及ぼしかねない問題だと認識をしております。御指摘の問題につきましては、日本政府として関心を持って注視をしてお

り、また、中国、韓国との間においても様々なレベルで意思疎通を行うなど、対応をしておりますところでもあります。

中国、韓国、これ実情は、それぞれ裁判における進み具合等も異なりますし事情も異なりますが、是非、引き続き、詳細は明らかにすることは控えますが、我が国企業などとも連絡をしつつ、こうした請求権に関する我が国の一貫した立場に基づいて適切に対応していきたいと考えております。

○藤田幸久君 是非、外交努力、やるなら今ですから、お願いしたいと思います。

それでは、本題の国家安全保障戦略、新防衛大綱、新中期防について質問いたします。

四月四日の本会議において北澤議員に対する安倍総理の答弁、あるいは八日の世耕官房副長官の外交防衛委員会における趣旨説明において、国家安全保障戦略は我が国で初めて策定したと発言されておられます。基本的には、国家安全保障戦略というのは、昭和三十三年、岸総理のときに決定した国防の基本方針で述べられているわけですが、今回のように初めてということでは国家安全保障戦略を作成したというのであるならば、そもそもの既にあった国防の基本方針はどこに行ってしまったのかについてお答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(小野寺五典君) 我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増している中、我が国の国益を長期的視点から見定め、国家安全保障のための方策を取り組んでいく必要があります。こうした考えの下、我が国が取るべき国家安全保障上のアプローチを示す国家安全保障の基本方針として、国防の基本方針の内容を包含し、これに代わるものとして国家安全保障戦略を策定いたしました。

したがって、国防の基本方針の政策文書としての有効性は失われることにはなりますが、その内容は国家安全保障戦略に発展的に包含されるということになります。

○藤田幸久君 ということは、初めてじゃないで

すね。

○国務大臣(小野寺五典君) 私が初めてという言葉を使ったかどうかは別として、政府で話をされております国家安全保障戦略、これは言わば戦略としての初めてのことになると思っております。

○藤田幸久君 ということは、三十二年の岸総理には戦略がなかったということでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) その時点では、その時点の内容として国防の基本方針というのがあったのだと認識をしております。

○藤田幸久君 それでは、動的防衛力から統合機動的防衛力に変わっていったということについて質問したいと思いますが、小野寺大臣は、大臣に就任された当初は動的防衛力の見直しについて発言をされておりましたが、その後、動的防衛力には自衛隊を機動的に動かすという意味もあるので、人員、装備の維持や効率的な運用ができるのであれば、言葉の表現には余りこだわらなければならないとおっしゃっておられました。それで間違いないでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) その時点でそのように発言したと承知をしております。

○藤田幸久君 でありますけれども、四月四日の北澤議員の本会議での質問に答えては、動的防衛力の運用水準を高め、活動量を増加するという趣旨を本会議で答弁されておられるわけですが、ということとは、動的防衛力と基本的に同じことではないかと思っておりますけれども、じゃ、動的防衛力のどこに問題があつてその統合機動的防衛力という新たなコンセプトを掲げることにされたんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 動的防衛力というのは、従前の基盤的防衛力構想と比較すれば、これは警戒監視等の平素からの活動の常時継続的な実施、各種事態への迅速なシームレスな対応、国際協力への積極的な取組といった運用を重視した防衛力ということで、これは評価できる内容だと私も承知をしております。

ですが、その後、二二大綱以降の様々な安全保

障環境、これは尖閣国有化以降、中国、尖閣をめぐる様々な動きもありますし、あるいは、昨年は北朝鮮が初めて日本の具体的な地名を挙げて威嚇的な発言を行うなど、安全保障環境は厳しさを増している」と私どもは認識をしております。

さらに、その後、東日本大震災等が起きまして、災害対応についてもこれは自衛隊に対する役割が大変必要だということで、私どもとしては、この活動量を下支える防衛力の質と量の確保が必ずしも十分とは言えないという状況になっておりました。

加えて、今回、新防衛大綱を策定するに当たりまして、従来、能力評価というのを行ってまいりました。能力評価というのは、従来のやり方は、これは自民党政権下でも同様でありましたが、空対空の場合の能力評価はどうか、海対海の場合の能力評価はどうか、陸対陸の場合の能力評価はどうかという、それぞれ別な形で陸海空が能力評価を行ったことが今までの経緯だったと思っております。

今回は、東日本大震災のときに統合運用という形で初めて陸海空の統合的な運用ができたということの前提を踏まえて、能力評価を行うに当たりまして、今回は統合した形で能力評価をこれは初めて行うことができました。

このような経緯を踏まえまして、今回、この全体としての呼び方という形で、統合機動防衛力という形で表に出させていたというところであります。

○藤田幸久君 私の資料の最後のページをちょっと御覧いただきたいと思います。

これは、昨日大変話題になりました小保方さんのコピペという言葉がありました、これ二つ並べてみると、何かコピペのような気がいたします。

上の方が、これ、北澤大臣のときの防衛大綱、二十二大綱、下の方が新防衛大綱でございます。要は、この動的防衛力を形容する言葉として、上の方でいきますと、アンダーラインを引いており

ますが、「即応性、機動性、柔軟性、持続性及び多目的性」、それから下の方の統合機動防衛力の形容詞が「即応性、持続性、強靱性及び接続性」と書いてあります。これが直接的な形容詞であります。

そうしますと、共通しておりますのは、即応性が両方に入っております。持続性も両方に入っております。違った形容詞は、上の例えば柔軟性と下の強靱性。ところが、英語で読んでみますと、フレキシビリティとレジリエンシーと書いてありまして、これは両方とも弾力性とかいう意味で、共通しております。それから、上の方の多目的性と下の接続性というのも、これ英語版を読んでみますと、パーサティリティーとコネクティビティー、これも、上の方は融通性とか汎用性、下の方は接続性、結合性。つまり、英語で読みますと同じ形容詞でございます。

加えて、形容詞以外のところも上と下とを見ておきますと、この二国間・多国間の協力関係、国際平和協力活動、より積極的に、あるいはより実効的に、一番最後のところも、高度な技術力と情報能力、これ、アンダーラインしたところ、これだけ共通がありまして、これはコピペじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（小野寺五典君） 私ども防衛省、今まで累次大綱を作ってまいりました。これは、それぞれ一つのつながった中で、私ども防衛力整備をしてきていると承知をしております。

その中で、特に二二大綱で示していただきました動的防衛力という考え方は私どもは評価をするところであります。そして、累次お話をさせていただいてありますが、その後、様々な安全保障環境の問題、それから特に大きいのは、初めて能力評価を陸海空を統合運用した形で能力評価で今回大綱を作らせていただきましたので、その統合運用で評価をしたということで今回はこのような名称になったというふうに通じておりますが、私どもとしては、基盤的防衛力から動的防衛力に変わったということは高く評価できる検討ではない

かと思っております。

若干補足をさせていただきますと、新防衛大綱におきましては、統合運用を踏まえた能力評価を実施し、総合的な観点から特に重視すべき機能、能力等を検討したところ、強靱性及び接続性に新たに着眼したところであります。

そして、今お話がありました二二大綱から新たに加えられた強靱性及び接続性の意義につきましましては、強靱性とは、各種活動を下支える防衛力の質及び量を必要かつ十分に確保するとともに、幅広い後方支援基盤の確立に留意し、訓練演習、運用基盤、人事教育、防衛生産・技術基盤などに関する各種施策も推進し、防衛力の能力発揮のための基盤についても一層強化をすることを重視すること。接続性とは、総合的な防衛体制を構築する観点から、関係府省、地方公共団体、民間部門等との連携を重視するといった関係機関との連携を重視するというところであります。

他方、二二大綱にありました機動性、柔軟性、多目的性に関し、まず機動性については、統合機動防衛力の中核概念として、多様な活動を統合運用によりシームレスかつ状況に臨機に対応して機動的に行い得る実効的なものとして防衛力構想そのものの要素として説明をさせていただいております。また、柔軟性とは、様々な事態に対して防衛力を活用し得ることであり、多様性とは、装備が複数の任務に対応し得ることを念頭に置いたものであります。これらは防衛力の構築に当たって当然踏まえるべき事項であるものの、今後の安全保障環境においては強靱性などを強調すべきと考え、重点すべき特性についてポイントを絞って記述するというところでありますが、御指摘がございましたように、私どもとして二二大綱の考え方というのは評価できるものと承知をしております。

○藤田幸久君 是非、そういう考え方、苦しいあれでしたけれども、生かしていただきたいと思っております。

時間の関係で、ちょっと別の観点から質問したいと思っております。

昨年八月五日の隊友会の機関紙「隊友」に、陸上幕僚長をされた富澤さんという方がこういうことを書いてあります。

安本法制懇の四類型の第一類型、これは公海上で並行して航行する米艦の防護について、日本の個別的自衛権でもないことを集団的自衛で可能にするというのは元々無理な相談だ。日本の現法制では、自分が撃たれたときには正当防衛で撃ち返すことができるが、日本の僚艦が撃たれたとき、それに代わって撃ち返すことは、総理大臣の防衛出動が発令される前にはできないことになっている。だから、この問題は、まず防衛出動発令前の個別的自衛権の在り方を検討した上での話だと知らなければいけない。これは、四類型のようになれるのでやってもよいというポジティブリストというけれども、集団的自衛権を持ち、その権利を行使することは世界各国共通のものだから、これだけはやってはいけないというネガティブリストで決めてほしい。そして、こうした軍事に絡む問題提起に当たっては、問題そのものの妥当性を軍事を知る者に相談してほしいと言っておられます。

これは佐藤さんたちの先輩ですけれども、これについて、防衛大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣（小野寺五典君） 御通告がありましたので、私も見させていただきました。昨年八月に富澤元陸幕長が機関紙「隊友」に集団的自衛権に関する自身の見解を掲載しているということでもあります。詳細については、これは富澤元陸幕長のお考えということで承知をする内容ではあります。その上で事実関係について述べさせていただきますと、富澤陸幕長は平成七年に退官をされております。大変貢献のある方だと承知をしております。

実は、その後、自衛隊は、平成十一年に能登半島沖不審船事案がございまして、初めて海上警備行動を発令しております。また、安全保障環境の変化を踏まえまして、これまで、平成十三年、これは警護出動、治安出動下令前に行う情報収集の

創設、あるいは治安出動、海上警備行動時の武器使用権限の強化、これを改正で行っております。また、平成十七年の改正では、弾道ミサイル等に対する破壊措置の創設を行っています。平成二十五年の改正では、在外邦人等の輸送における輸送手段の追加というように、自衛隊法の一部改正が進む中で、自衛隊の権限等の強化に一つ一つ努めてまいりました。さらに、自衛隊の部隊等が様々な事態において、その時々、情勢や現場の実情に応じた的確な行動を取ることができるよう、能登半島不審事案を踏まえ部隊行動基準の整備を進めてきております。

この十数年におきまして自衛隊の役割というのは拡大し、それに適切に対応できるような体制を努めてきておりますので、私どもとしましては、現在の体制でしっかり対応できると考えております。その中で、更に少し述べさせていただければ、このような時代に部隊運用に携わっていた者といない者では、法制度の在り方に関して世代間のギャップというのは当然あるものだと思っております。

私どもとしては、今後ともしっかりと安全保障環境を整えるための努力を続けていきたいと思っております。

○藤田幸久君 ただ、そういうことだけではなくて、基本的に集団的自衛権と集団安全保障の混同についてのことで、それからやっぱりネガティブリストを作ることが現場にとつて重要だというものは、今大臣が答弁されたことは違った意味で普遍的な意味がある、それを是非考えていただきたいということを申し上げて、ちょっと時間がながいので次の質問に移りたいと思っております。オバマ大統領が来日をされることになっております。それで、今回の大統領の訪日の準備を日本政府側で主に担当しているのは外務省でしょうか、それとも、先ほどは世耕さんいらつしやいましたけれども、国家安全保障局でしょうか、どなたが主務の大臣でしょうか、お答えいただきたいと思っております。

○国務大臣(岸田文雄君) オバマ大統領訪日の準備を担当しているのは外務省でございます。

○藤田幸久君 先週、私、ワシントンに行つておりまして、アメリカの国務省の方とホワイトハウスのNSCの方とお会いをしました。聞きました。答えは、国務省ではなくてNSC、ホワイトハウスがやっておりますと、国務省の方もはつきりおっしゃっております。

ということも、もちろん外交関係ですからいろいろなロジその他は外務省あるいは国務省がやると思うんですけども、こういう複合的な、しかも政治的な意味があることについてはホワイトハウスがやっております、NSCですね。先ほど来聞いても、NSCが機能していかないと。本来は日本もNSCがこれ担当していなければいけない。例えば、これからTPPについて質問しますけれども、これは小泉政務官が答えるわけですね、それで、あることについては小野寺さんです。それから、窓口のロジ等は外務省がやるにしても、戦略的なこと、継続的なことはやっぱり官邸がやらなければいけないと思うんですけども、そういう体制ができていないことについて、これ外務省だけが一元外交というんじゃないで、やっぱりこれから有望な外務大臣がございますから、そういう意味でNSCがやっていたいかなければいけないと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) NSCにつきましては、我が国の外交あるいは安全保障の司令塔として大きな役割を担うものとして昨年十二月スタートをしました。そして、この我が国のNSCの在り方につきましては、各国のNSCの運用の仕方等も参考にしながら、より良いものに絶えず磨き上げていかなければならないと存じます。

今御指摘の点につきましては、我が国におきましては、オバマ大統領訪日、外務省が担当させていたでいておりますが、他の国のありよう等も今後の参考、検討にしていければと思っております。

小泉政務官にTPPについてお答えをいただきます。と思います。

まず、この間の日豪EPAの関税維持決定というのがされておりますけれども、これ質問通告していないんですがお答えになれると思っております。これは衆参の両院で決議がされております、重要品目が除外又は再協議の対象とすることというところで、それから、十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないことという衆参の決議がありますが、この決議に違反しているんじゃないでしょうか。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 私は、この委員会に来る前にも農水委員会の方で御答弁をさせていただきましたが、民主党の篠原委員からも、今回の日豪のEPAに対しては前向きな評価をいただきました。

今回、日豪で何とかまとめたこの内容を、これから具体的な詰めということになります。これは、この決議を十分に踏まえた上で日豪EPAに当たったと思っております。

○藤田幸久君 いや、文面からすると決議違反だろと思っておりますけれども。

それから、この日豪EPAで最恵国待遇が入っているというところは、TPPが成立すると、それがなくなってしまうといいますが損なわれてしまふということはないんでしょうか。

○大臣政務官(小泉進次郎君) TPPは、まさにあと二十分ほどすると甘利大臣とフロマンの交渉が終わりますけれども、今は真つ最中でありますので、その交渉の身、また日豪EPAとの関係等はお答えすべきではないと思いますが、日豪EPAでまとめたもの、そして今まさにTPPでまとめたもの、それはそれとして全力を尽くして、これからオバマ大統領もいらつしやいます、それはデッドラインではなく一つの節目として、交渉は前に進めていくために全力を尽くしていきたいと思っております。

○藤田幸久君 今朝の新聞で、アメリカの牛肉関税率を一桁台後半に引き下げるといふ譲歩案が浮

上していると報道がありました。これは間違っていますか。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 全く知りません。

○藤田幸久君 アメリカで議員の方とお会いしてきましたら、ファストトラックの件もございまして、いわゆる外交交渉でやっている部分はこれは実質権限がなく、大統領自身が意思を決めなければこれは動かないというのがアメリカの議員たちの言葉でありました。

としますと、この間のオーストラリアとのやり取りとか、今日その甘利大臣がやっております以上、オバマさんの周辺で動かなければTPPは進まないという印象を持てましたが、いかがでしょうか。

○大臣政務官(小泉進次郎君) 二月にシンガポール会合がありました。その場で甘利大臣から、交渉の閣僚会合において、実務担当者の政治的な指示、そして十分な権限を与えた上で交渉を、実務的に協議を、調整を進めていくようにという、まさに大臣としての政治的な指示を出したところがあります。

そういったことに基づいて、今まさに日米のいわゆる重要五品目、そして自動車についてフロマン代表との交渉に当たっているわけでありまして、最終的な政治的なリーダーシップをどのように発揮して妥結に向かっているのかというのは、委員の御指摘のとおり、様々な段階というのはあるかもしれませんが、今まさにやっていると政治的なリーダーシップを発揮しなければいけない交渉だと、そういうふう認識しております。

○藤田幸久君 その政治的なリーダーシップの発揮の仕方が、このせつかく作つた国家安全保障会議、そこで統合するという政治的リーダーシップの発揮の仕方だろうということを申し上げて、時間でございますので、質問を終わります。

○委員長(末松信介君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(末松信介君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、堀内恒夫君及び牧野たかお君が委員を辞任され、その補欠として宮本周司君及び井原巧君が選任されました。

○委員長(末松信介君) 休憩前に引き続き、外交、防衛等に関する調査のうち、国家安全保障戦略、平成二十六年度以降に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、当外交防衛委員会におきまして、国家安全保障戦略、新防衛大綱、新中期防に関する質疑ということでお時間を頂戴をいたしました。

先週も本会議で代表質問に立たせていただきましたけれども、今回、我が国として初めてこの国家安全保障戦略を取りまとめることができたこと、関係者の皆様の御努力、御尽力に高く評価を申し上げたいというふうに思っております。

一九五七年、国防の基本方針が定められて半世紀以上がたつて、今回、このような形で国家安全保障戦略の策定となりました。昨年、安倍政権としてNSCを立ち上げ、これまで外務、防衛、それぞれで行ってきた様々な外交政策あるいは防衛政策を政府一体となつて進めていく体制ができたわけでございます。

こうした体制ができた中、今回取りまとめられました国家安全保障戦略というものは、これからの我が国の政府が、政権が今後どうあれ、中長期的に我が国の国民の生命、財産を守るためのある意味原点となる、あるいは柱となる、そういう戦

略として位置付けていかなければならないのではないかとこのように思っております。今回策定はされたものの、これを生かさなければ単なる紙切れとして終わってしまう、そういうことになっては決してならないというふうに思います。

そういう意味で、今回、安倍内閣としてこれを取りまとめさせていただき、単なる一内閣の戦略に終わらせてはならない。まず、これをう生かすか、そして現場、末端の職員の方々までしっかりと浸透させていくこと、そしてさらには国民の皆様あるいは諸外国に対して我が国の国家安全保障戦略というものはこういうものなんだということを中長期的に生かしていく、活用していくということが大変重要なのではないかとこのように思っております。

与党の立場で言うのもあれですけども、やっぱり今の選挙制度を考えると、政権交代というものがまたあつておかしくない状況でございます。しかし、そういった中にあつても、外交あるいは安全保障というものは、政権がどうあれ、国民の生命、財産を守るという意味で、私は継続性、安定性、そして一貫性をきちんと確保しておくということが極めて重要なのではないかとこのように思っております。

その折に、柱となる、また原点となるこの国家安全保障戦略というものをしっかりと活用していただきたいというふうに思っておりますが、その中で外務大臣に一点お伺いをさせていただきますのは、今回もこの国家安全保障戦略の中では積極的平和主義というものが、国際協調主義に基づく積極的平和主義というものが大きく打ち出されているところでございます。しかし、安倍内閣が成立して一年余りがたつわけでございまして、この積極的平和主義についての国民の皆様が理解が果たして十分かどうかということをお伺いして問題提起をさせていただきたいというふうに思っております。

様々な本会議やあるいは委員会での答弁で大臣からも、あるいは安倍総理からも、この積極的平

和主義につきまして、これまで以上に積極的に貢献するでありますとか、あるいはより一層積極的に貢献するですとか、そういった形で御答弁が多いのかなという印象を抱いておりますが、やはりもう少し具体的に、この積極的平和主義というのはどういうものなのかということをお伺いします。国民の皆様により分かりやすく説明をしていただくということが重要なのではないかとこのように思っております。それがなければこの積極的平和主義について様々な誤解を生んでしまうのではないかとこの懸念も持っております。

私、ぱつと思うに、二つ誤解があり得るのかなと思いますのは、まず、積極的平和主義というのは今回掲げました。とすると、これまでは積極的ではなかったのか、あるいは平和に対して我が国が消極的であったのか。我が国は日本国憲法を掲げ、戦後、第二次大戦以降、国際社会の中でこの平和主義を掲げて国際社会の信頼を勝ち得てまいりました。我が国がこれまで戦後、来年で七十年になりますが、取り組んできたことは決して積極的でないような平和主義ではないと私は確信をしております。もう一つは、積極的平和主義という意味合いにつきまして、ともすると、安全保障に軸足を置き過ぎているのではないかと、あるいは批判としては、戦争をする国にしていくな方針で進めていく、その概念なのではないかというふうなあらぬ批判も受けてしまっているところがございます。

この積極的平和主義について外務大臣から具体的な御説明を賜りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、我が国は戦後一貫して平和国家としての道を歩んでまいりました。このことにつきましては誇りに思っております。今回の国家安全保障戦略においても、「我が国の平和国家としての歩みは、国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得てきており、これをより確固たるものにしなければならぬ」と、このように記述をしております。我が国のこれまでの取組が消極

的であつたということは全く考えてはおりません。

しかしながら、一方、我が国を取り巻く安全保障環境、大変厳しいものがあり、宇宙、サイバー等、容易に国境を越える新しい脅威も登場してきました。こうした環境の中においては、どの国も一国のみでは自らの安全、安定を守ることはできない。こういったことから、国際社会と協力して世界の平和と安定にしっかりと貢献していく、これが不可欠であると考えております。こうした考え方に基づいて、我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、そして国際協調主義に基づき積極的平和主義の立場から国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に寄与していくとしたところであります。

そして、今回の国家安全保障戦略の中にも、我が国の外交・安全保障に関する基本的な考え方を示した上で戦略的なアプローチについて記載をしておりますが、そのアプローチの第一に外交手段というものを掲げています。やはり我が国として、外交を通じて我が国にとって好ましい国際環境をつくっていく、そして脅威についても未然に防いでいく、こういった外交の取組が重要であるということ、これはしっかりと戦略の中に明記をしております。

是非、こうした国家安全保障戦略を通じまして、外交の手段を通じてしっかりと我が国の戦略を進めていきたいと考えております。

○石川博崇君 今回、このような形で国家安全保障戦略を取りまとめたこと、本当に我が国にとつても大きな第一歩だというふうに思っております。来年の今頃になって、そんなものあつたつというふうなことになるように、是非、外務、防衛両省の方々の今後のこの国家安全保障戦略に対する取組、また活用を積極的にお伺いを申し上げたいというふうに思っております。

それから、続きまして、新防衛大綱における脅威対抗の取扱いについて防衛大臣にお伺いをしたいと思います。

午前中、宇都委員の方からも、我が国を取り巻く安全保障環境について、脅威認識というものをどう見るかという御質疑、また御答弁がございました。

これまで、御案内のとおり、二二大綱までは、防衛白書にも明記されておりますとおり、大綱は、我が国に対し侵略を行うことのできる軍事能力のみに着目して、これをもって脅威とみなして、このような軍事的脅威に対応できる防衛力を整備するという考え方には立っていないかつたとして、脅威対抗の考え方に立つたものではなかったということをお断言しております。

我が国を取り巻く国際環境は大変厳しい状況になっております。中国の不透明な軍事力拡大、あるいは経済力の向上というものにどう我が国として対応していくかということは非常に大きな課題ではあります。しかしながら、こうした状況に

対して対応力というものを考えたときに、私は、日本の持つ総合力を発揮して対応していく必要があるのではないかと考えております。中国は既に世界第二の経済大国でございます。また、我が国にとっても最大の貿易取引相手先でございます。また、我が国にとって中国は最も重要な二国間関係を持つ国として、この現在置かれている中国の状況というものは所与の環境として我が国は接していかなければならないのではないかと考えております。

そういった意味で、防衛力のみならず、外交力あるいは経済、また文化、こうした様々な総合力で、我が国はこの東アジアの平和、そして安定を守るために対応していかなければならないと考えております。

小野寺防衛大臣は、衆議院の本院議における答弁におきましても、「我が国の防衛体制は、従来から、特定の国を仮想敵国や脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想には立っており、この点は変更しておりません。」と答弁されておりますし、また、午前中もそのような答弁であったかというふうに思っております。

今回の新防衛大綱におきましても、こうした脅威対抗の立場に立っていないということを改めて明確にしていくべきではないかというふうに考えておりますが、防衛大臣の御所見をお伺いいたします。

○国務大臣(小野寺五典君) 我が国の防衛力整備は、特定の国を仮想敵国や脅威とみなし、これに軍事的に対抗していくという発想、いわゆる脅威対抗論には立っておりません。この点は、今回の統合機動防衛力においても変更はありません。

○石川博崇君 続きまして、今回策定されました国家安全保障戦略は、冒頭に書かれておりますとおり、昭和三十三年五月二十日に国防会議及び閣議決定で決定された国防の基本方針に代わるものとして策定をされております。

そこでお伺いをしたいのは、実は我が国はもう一つ文書がございます。昭和六十二年一月二十四日に安全保障会議及び閣議決定で策定された「今後の防衛力整備について」という文書が存在いたします。これは、防衛力整備について、それまでGDP一〇%という枠があった時代がございましたが、それがある意味取り払う中で、我が国の防衛力整備の基本方針が定められた閣議決定文書でございます。

この「今後の防衛力整備について」の中では、平和憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安保体制を堅持するとともに、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の方針は、今後も引き続き堅持するとの記述が見られております。

この「今後の防衛力整備について」という文書、現在、政府としてはどのように認識しておられるのでしょうか。有効なものという認識なのかどうか、確認をしたいと思っております。これは内閣官房でしょうか。

○政府参考人(武藤義哉君) お答えいたします。御指摘の昭和六十二年閣議決定文書の内容につ

いては、その後四回にわたって策定をされた防衛計画の大綱にも基本的に引き継がれているものでございます。

いずれにしても、政府としては、御指摘の昭和六十二年の閣議決定文書に明記されているとおり、節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するという方針に変わりないところでございます。

○石川博崇君 今、私の多分次の問いをなぜか期待して御答弁いただいたのではないかとこのように思いますが、私の質問は、この昭和六十二年に策定された「今後の防衛力整備について」という文書が現在有効かどうかという質問でございますが、もう一回お願いできますか。

○政府参考人(武藤義哉君) 今申し上げましたとおり、その昭和六十二年の閣議決定文書、これは、その後四回にわたって策定をされました防衛計画の大綱にも基本的に引き継がれているものでございまして、昭和六十二年のことですから一言一句有効かどうかということはあると思いますが、基本的には、そういった意味で有効性を持っているというふうに理解してございます。

○石川博崇君 防衛計画の大綱は、毎回、新しい防衛計画を策定する際に前の防衛計画の大綱を廃止するということが明記をされております。今おっしゃっていただいたとおり、例えば、今回の国家安全保障戦略であれば昭和三十三年の国防の基本方針に代わるものとされておりますし、また防衛計画の大綱につきましても、前回の防衛計画の大綱を廃止する、あるいは代わるものという形で位置付けられておりますが、先ほど申し上げましたこの昭和六十二年の「今後の防衛力整備について」という文書については、その後廃止された、あるいは代わるものという位置付けの文書というものはないというふうに理解しております。今御答弁がありましたとおり、現在有効な文書でございます。

そこで、先ほどどう答弁されてしまいましたけれども、本会議でも指摘をさせていただきます

けれども、今回の新しい防衛大綱におきましては、節度ある防衛力を整備するという文言がなくなったことに対して各マスコミ等から批判的な論調がございます。今回の新しい防衛大綱におきましては、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備するというふうになされているところでございますが、先週の本院議でも御答弁いただきましたとおり、今回の新しい防衛大綱におきましても節度ある防衛力を整備するという精神は引き続き保たれているというふうに認識をしております。

その上でさらに、先ほど申し上げましたこの昭和六十二年に策定された「今後の防衛力整備について」という文書の中におきましても、今後とも節度ある防衛力を整備するという文言がございまして、この文書が引き続き有効であるということであれば、今の現政権あるいは現内閣、あるいは今回の新防衛大綱におきましてもこの節度ある防衛力を整備するという方針は変わらないという認識でよろしいのではないかとこのように思いますが、この点、防衛大臣から御所見をいただければというふうに思います。

○国務大臣(小野寺五典君) 節度ある防衛力の整備とは、これまでに厳密な定義があったわけではございませんが、一般に、防衛力整備に当たり、経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ経費の抑制に努めることを強調するために用いられた用語と認識をしております。その趣旨は新防衛大綱や新中期防においても引き続き記載しており、政府としては、今後の防衛力整備に当たってもこのような基本的な姿勢には変わりありません。

昨年十二月に閣議決定いたしました新防衛大綱においては、従来の節度ある防衛力を整備するとの表現から、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備するとの表現に改めておりますが、これは、今後の防衛体制の構築に当たって、実効性や統合運用性を重視していくべきとの方向性を明確に表現したものであります。

いずれにせよ、我が国の防衛力については、引

き続き、憲法上保持し得る必要最小限度の実力の範囲内で、その時々々の安全保障環境や財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛計画の大綱が定める防衛力の水準を目標として効率的に整備を進めてまいります。

○石川博崇君 続きまして、先ほど、午前中の質疑と重複しますので、次の問いは飛ばさせていただきます。

武器輸出三原則等の見直しについて伺いをしたいというふうに思います。

今回の国家安全保障戦略及び新防衛大綱におきましては、武器輸出三原則等がこれまで果たしてきた役割にも十分に配慮した上で、移転を禁止する場合の明確化、移転を認める場合の限定及び厳格審査、目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保等に留意しつつ、武器等の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることとするとされたところでございます。その後、政府、それから自民、公明両党の間で精力的に議論を積み重ねてまいりまして、去る四月一日、新たな防衛装備品の移転に関する原則が閣議決定されたところでございます。

これまで、この武器輸出三原則等の歴史を振り返りますと、佐藤内閣の折に三つの原則地域、すなわち、共産国圏、国連決議の対象国、そして紛争当事国あるいはおそれのある国に対する武器の移転は禁ずるということが答弁され、そしてその後、三木総理から、それ以外の国に対する移転も原則として慎重ということが述べられ、これを総括して武器輸出三原則等というふうに定めてきたわけでございますが、残念ながら、これまで例外的な随時行われてまいりました。

計二十一回にわたる例外化がなされてきた中で、この武器輸出三原則等が現実の国際環境に適合、また我が国の安全保障環境にも適合する形ではなかなか運用が難しくなっているという問題、また、平成二十三年十二月二十七日にも防衛装備品の海外移転について包括的に例外化する官房長

官談話、これは民主党政権下でございますが、平和貢献・国際協力案件、また我が国の安全保障に資する防衛装備品の国際共同開発・生産に資する案件といたつた二案件については包括的な例外化措置をとったわけでございますが、その後もF35の製造に係る国内企業の参画、あるいは昨年年末の南スーダンにおけるPKOに対する弾薬の提供という、さらにまた個別の例外化をしなければならぬような事態が相次いでいたわけでござい

ます。こうした二十一回にもわたる例外化が続いてきた状況を見ますと、やはり無原則に例外化を進めていくというやり方はもう原則とは呼べないのではないかと、今回、四月一日に閣議決定に至ったわけでございまして、このことは評価を申し上げたいというふうに思います。今回新たな原則が策定された必要性、それから今回策定されたこの新たな原則に基づいてどのように歯止めを掛けていくのか等、国民に納得がいく説明を、閣議決定されたからそれで終わりということではなくて、引き続き継続的に続けていく必要があるのではないかと、今回、四月一日に閣議決定につ

きまして内閣官房の見解を伺いたいと思っております。

○政府参考人(武藤義哉君) お答えいたします。

武器輸出三原則等は、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念に基づくものであり、我が国が国際平和協力や軍縮・不拡散等の分野においてリーダーシップを発揮し、他国の信頼を得る上で一定の役割を果たしてきたと考えてござい

ます。他方、三原則等につきましては、御指摘ありましたけれども、安全保障環境の変化に対応して、平和貢献、あるいは国際協力、国際共同開発等、その時々々の必要性に応じて既に二十一件に及ぶ例外措置が講じられてきておりまして、我が国を取り巻く安全保障環境等に鑑みれば、今後も例外措置は増加していくことが予想されたところでござ

います。

このような状況に鑑みまして、政府としては、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めることといたしまして、与党とも御相談しながら検討を進めまして、今月一日、防衛装備移転三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針を策定したところでござい

ます。新たな原則の下では、移転を禁止する場合を明確化するともに、その場合に当たらないことをもって移転を可能とするのではなく、防衛装備の移転を認めるケースを明確かつ適切な形で限定をいたしました。また、移転先の適切性や安全保障上の懸念等を個別に厳格に審査することとした

しました。これまでは明らかでなかった審査基準や手続等についても明確化、透明化を図るとともに、国家安全保障会議での審議を含め、政府全体として厳格な審査体制を構築するということといたしました。さらには、移転された防衛装備が国際的な平和及び安全を妨げる用途に使用されることのないよう、目的外使用や第三国移転についても適正な管理を確保することといたしました。

このように、新たな原則については、あくまでも国連憲章を遵守するとの平和国家の基本理念とこれまでの平和国家としての歩みを引き続き堅持した上で、これまで積み重ねてきた例外化の実例を踏まえ、これを包括的に整理をしつつ、防衛装備の海外移転に係る手続や歯止めを今まで以上に明確化したものでございます。政府としては、新たな原則の考え方を引き続き分かりやすく説明をして、国民的理解が進むように努力してまいりたいと考えてござい

ます。

○石川博崇君 今回の新たな防衛装備品の移転原則の策定に当たりましては、我が党から、やはり国民への情報開示、それから説明責任をしっかりと果たしていくべきという観点から年次報告書の作成についても提案をさせていただき、毎回毎回許可されるもの、あるいは移転されるものについて審議が行われるケースというのはあるかと思

います。それを年間でまとめてNSCに報告するという体制も築いていたかと思

います。が、その点についても併せて御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(武藤義哉君) 御指摘のとおり、透明性ということも非常に重要なことでございまして、個別のケース、NSCで審査した場合についても情報公開を図っていくとともに、また、そういう年次報告として年間の状況がどうであったかということも報告をしながら透明性を確保していくということにいたしましたと思っております。

○石川博崇君 是非、今後運用に当たっては、慎重なまた運用をお願いをしたいというふうに思っております。中期防について御質問させていただきます。

今回、防衛大綱において、現在の我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえて防衛力の質及び量の両面からしっかりと確保していくということが盛り込まれて、それが中期防にも反映されているということは御評価を申し上げたいというふうに思っております。

しかし、先般の参考人質疑でも香田参考人からございましたとおり、今回の中期防におきましては、今後五年間の防衛力整備額の水準として二十四兆六千七百億円とされているんですけれども、このうちの七千億円は装備品のまとめ買い等の調達改革により確保するとされているところでござ

います。七千億円という、非常に外務省予算を上回る額でございまして、これをどのように実現していくのかということが明確に示されていないと、せっかく質及び量の両面から現在の我が国を取り巻く厳しい国際環境に対応していくという方向で取りまとめたいただいたにもかかわらず、アクセスとブレイキを同時に踏むようなことになってしまつては私は意味がないのではないのかというふうに思っております。

調達改革をしつかりと進めていく、これもコスト削減の観点からは大事でござい

し上げます。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省としては、新中期防での決定を踏まえ、これまでの総合取得改革推進プロジェクトチーム会合における取組に加えて、更に厳しく効率化、合理化を徹底した防衛力整備を追求する必要があるところ、大幅な節減を実現するための更なる施策等を講じていく必要があると考えております。

現時点で確かな見込額は申し上げられませんが、例えば、装備品のライフサイクルを通じたプロジェクト管理の強化、装備品のまとめ買いや更なる長期契約の導入、装備品の維持整備方法の見直しなどの施策についての検討を引き続き実施することにより、今次の中期防期間中に約七千億円の節減を目指してまいります。

○石川博崇君 今の段階では明確な道筋ということとは示せないのかもしれませんが、これをどのように行っていくのかということとをきちんと示していただかないと、現場で自衛隊員の方々が、結局、質、量共に確保すると言いがらそうならないのではないかと不安を抱えてしまわれるのではないかと懸念をしております。できるだけ早くこの方向性を示していただきたい。どういう調達改革を行っていくのかという極めて重要な課題だと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、防衛省改革について伺いをしたいと思います。

新防衛大綱におきましては、文官と自衛官の一体感の醸成、それから防衛力整備の全体最適化、統合運用の強化、こうした観点から防衛省の業務及び組織を不断に見直し、改革を推進するとされているところでございます。

今年の二月にも小野寺防衛大臣から防衛省改革に関する大臣指示を发出されまして、防衛省改革検討委員会を設置され、失礼しました、昨年ですね、昨年の二月設置されました、夏に防衛省改革の方向性を取りまとめられたところでございます。

この中では、部隊運用業務を統合幕僚監部へ一元化すること、内局は、運用に関する法令の企画立案機能等を所掌することにより、実際の部隊運用に関する業務について、国会対応を含む対外説明に起因した内部部局及び統合幕僚監部の間の実態としての業務の重複を改めるとされているところでございますが、現状、防衛省の機構におきましてどのような問題点があると認識されているのか。また、防衛省内局の運用企画局を廃止する、あるいは部隊運用を統合幕僚監部に一元化するということについては、軍事的合理性のみならず政府としての政策情勢判断が重要な要素となる文官の存在意義という観点から御意見もございいます。これについて、今防衛大臣としてどのような御認識か、御意見を頂戴できますでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) これまで、例えば自衛隊の部隊運用に関する情報を官邸等関係部署に通報しなければならぬ場合、部隊と直接やり取りを行って行っている統合幕僚監部が直接通報するのではなく、内部部局に伝達した上で内部部局が通報を行ってきまして。また、部隊が行動する上で関係省庁や自治体との調整についても、主に内部部局を通じて行ってきました。

このように、実際の部隊運用に関する業務については、内部部局と統合幕僚監部との間に実態としての業務の重複が存在するものと考えられます。しかし、我が国を取り巻く安全保障環境が一段層厳しさを増す中、自衛隊の部隊運用について、的確性を確保した上で迅速性、効率性を向上させる必要があります。このため、今般の防衛省改革において、実際の部隊運用に関する業務を統合幕僚監部に一元化することにより、このような業務の重複を改めることにしております。

その中で、例えば、今委員の方から文民統制のことについての御指摘がございました。我が国の安全を確保する自衛隊を統制する防衛大臣の判断は、国の存亡に関わり、誤ることの許されないものであります。その判断の的確性を担保するためには、内部部局が政策的見地から、幕僚監部が軍

事的専門的見地から車の両輪として防衛大臣を補佐することが必要であり、自衛隊の運用について、現在、内部部局が担っている行動の枠組みを定める法令の企画立案や現行法令との適合性の検討といった政策的見地からの補佐は不可欠なものと考えております。

今般の防衛省改革では、運用の迅速性、効率性の向上のため、内部部局と統合幕僚監部の実態としての業務の重複を改めるべく、実際の部隊運用に関する業務は統合幕僚監部に一元化し、運用企画局の改廃も含めた組織見直しを行う方針ですが、運用に関する法令の企画立案能力等は、行政的、制度的な事務であることから、引き続き内部部局の所掌とすることになっております。

このように、効率性を求めること、そしてまた、企画立案についてはしっかりと関係法令に適合するような形で行う、このような改革を今回行いたいと思っております。

○石川博崇君 続きまして、今回の新防衛大綱では、いわゆるグレイゾーンの事態について何か所か指摘がございいます。

純然たる平時でも有事でもない事態としてのグレイゾーンの事態が増加する傾向にある、あるいは我が国周辺においてグレイゾーンの事態が長期化する傾向が生じており、これが重大な事態に転じる可能性が懸念されるという記述、あるいはグレイゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加しており、かつ、そのような事態においての対応も長期化しつつあるといったグレイゾーンという記述が何か所かあるところでございいます。

今、安保法制態におきましても、この点についての議論が有識者において行われているというふうに仄聞しておりますけれども、今回、この新防衛大綱においてグレイゾーンの事態について言及された理由、あるいはどういった事態を防衛省としては指しているというふうに認識をされているのか、さらには、今現在自衛隊が対応しているグレイゾーンの事態ということが記述されておりますが、これはどういう部隊運用のことを防衛省として認識されているのか、御答弁をお願いできればと思います。

○国務大臣(小野寺五典君) 新防衛大綱におきましては、我が国を取り巻く安全保障環境における安全保障上の課題の一つとして、領土や主権、海洋における経済権益等をめぐる純然たる平時でも有事でもない状況をいわずにグレイゾーンの事態と位置付けております。

グレイゾーンの事態は、法的な概念ではなく、また、その言葉のとおり幅広い状況を端的に表現したものであることから、その具体的な範囲や定義を確定的に定められるものではありませんが、その特徴として、国家等の間において領土、主権、海洋を含む経済権益などについての主張の対立があり、そのような対立に関して、少なくとも一方の当事者が自国の主張、要求を訴え、又は他方の当事者に受け入れさせることを当事者間の外交交渉などのみにならずして、このような主張の訴えや受け入れについて強要を企図して、武力事態に当たらない範囲で実力組織などを用いて問題に係る地域において頻繁にプレッシャーを示したり、何らかの現状の変更を試みたり、現状そのものを変更したりする行為を行うことといった要素が含まれると考えております。

そして、このような事態が長期化する場合、現場における不測の事態の発生等を通じ、より重大な事態へエスカレートする可能性が懸念されるというところで、このグレイゾーンについての記載をさせていただいております。

○石川博崇君 続きまして、新防衛大綱で記載されておりますPKO協力活動、国際平和協力活動等について伺いをしたいと思います。

今回の新防衛大綱におきましては、幅広い分野における派遣を可能とするための各種課題について検討を行い、必要な措置を講ずるとされております。ここでいうところの各種課題とはどのような政府は認識されておられるのか、PKO事務局から御説明をお願いを申し上げます。

○政府参考人(高橋礼一郎君) 防衛大綱においての言及のお尋ねでございますので、この部分については防衛省の所管というふうに考えておりますけれども、よろしいでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) それでは、防衛省の所管ということですので私の方から答弁をさせていただきます。

防衛計画の大綱において言及されている各種課題とは、自衛隊による国際平和協力活動等の円滑な実施を可能にするための輸送部隊展開、要員の安全確保、情報共有、後方支援、教育訓練等に関する体制整備を想定しております。

具体的な例を申し上げますと、人員、部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な防護能力の強化、アフリカ等の遠隔地での長期間の活動も見据えた輸送・展開能力及び情報通信能力の強化、円滑かつ継続的な活動実施のための補給、衛生等の体制整備などの課題があると考えております。

○石川博崇君 この各種課題について、今後検討を深め、必要な措置を講ずるとされております。今大臣からおっしゃっていただいた各種課題に加え、P K O 自体の機能、また任務の変化というものも大きな課題であろうかと思っております。伝統的なP K O から複合的な任務を担っているP K O へと今変化している現状に対してどのように向き合っていくのか、これを、済みません、内閣府です、御答弁をお願いいたします。

○政府参考人(高橋礼一郎君) 御指摘いただきましたとおり、冷戦の終結以来、紛争解決における国連の役割が見直され、同時に、国際社会が対応を迫られる紛争の多くが国家間の武力紛争から一国内における紛争へと変わった結果として、国連P K O の任務も多様化してきております。すなわち、停戦、軍の撤退等の監視といった伝統的なP K O の任務に加え、元兵士の武装解除、動員解除、社会復帰、地雷対策、治安部門の改革、人権の保護と促進、文民の保護といった幅広い多くの分野での活動が国連P K O の新たな

任務として加わってきているわけでございます。このように多様化する国連P K O の任務に効果的に対応し、また我が国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえて、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、今後とも国連P K O 等への要員派遣を積極的に実施していきたいと考えております。

このような考え方は昨年末に策定した国家安全保障戦略においても明記し、我が国の基本方針を内外に明らかにしたところでございます。現在、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会におきまして、国連P K O への参加等に関する問題についても検討が行われているところでございまして、具体的には、この懇談会の報告を踏まえ対応を検討してまいりたいと考えています。

○石川博崇君 それから、続きまして、今回の防衛大綱におきまして重視すべき機能、能力として、島嶼部に対する攻撃への対応が記載をされております。島嶼部防衛、特に南西地域における事態発生時に自衛隊の部隊が迅速かつ継続的に対応できることは極めて重要かと考えておりまして、この後方支援能力も向上させていく必要があるのかと思っております。

それに加えて、今回のこの島嶼部対応について、太平洋側の島嶼部における防空態勢の在り方について検討を行うという記述が書かれております。この部分については防衛省として具体的に何を想定しておられるのか、御答弁をお願い申し上げます。

○国務大臣(小野寺五典君) 防衛省・自衛隊としては、太平洋側も含め、我が国周辺の海域における、必要に応じてP 3 C や護衛艦等を柔軟に運用して警戒監視活動を行い、我が国周辺における事態に即応する態勢を維持しております。

他方、小笠原諸島など太平洋側の島嶼部は、これまで固定式警戒管制レーダー等を含め警戒監視に任ずる部隊を設置しておらず、言わば防空態勢の面で空白地域となっております。このため、新防衛大綱においては、我が国周辺

国の軍事的活動が太平洋においても活発化するといった安全保障環境の変化を踏まえつつ、我が国防衛に万全を期すとの観点から、太平洋側の島嶼部における警戒監視態勢を始めとする防空態勢の在り方について検討することとしております。

○石川博崇君 時間がなくなってきましたので、最後の問いに移らせていただきますというふうにしております。

今回の中期防におきましては、滞空型無人機三機の導入が記載をされているところでございまして、御案内のとおり、無人機につきましては、世界的にいままだ飛行ルールが未整備な状況でございます。

今後、自衛隊としてこの滞空型無人機三機の導入に当たってどのような法的な体制を整えていくのか。米軍の無人偵察機グローバルホークが二十六年度中に空自の三沢基地に展開されるという報道もございまして、ここの含めて、我が国の航空法上の位置付けにするのか、あるいは自衛隊法上の位置付けにするのか、防衛大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○国務大臣(小野寺五典君) 我が国周辺の軍事力の近代化や軍事活動等の拡大、活発化がより一層顕著になってきており、状況によっては短期間で事態が深刻化する可能性がある近年の安全保障環境においては、各種事態の兆候を早期に察知することが重要となっていることを踏まえ、新中期防において滞空型無人機を導入することとしております。

無人機の取扱いに係る国際的な基準は現時点では定まっておらず、関係各国間で検討が続いていると認識しております。

一方、国内法との関係については、自衛隊機は、その任務の特殊性から、自衛隊法第百七条等、民間航空機とは一部異なる法令に基づいて運航の安全性を確保しているところでありますが、滞空型無人機については、これまで我が国に導入されたことのない新たな種類の装備品であるため、法令上の検討は不可欠と認識をしております。

す。このため、防衛省においては、これまでも実施してきた米軍基地への現地調査等により得られた滞空型無人機の運航実態等の情報も活用しつつ、関係省庁との間で法令上の検討を進めているところであります。

今後、滞空型無人機の導入に向けて、必要に応じて平成二十六年年度予算で計上しているより詳細な運航実態に係る調査も活用しつつ、関係省庁と国内法に関する検討、調整を加速し、運用に必要な制度改正を行ってまいります。

○石川博崇君 関係省庁との調整を是非精力的に進めていただきたいというふうに思います。時間が参りましたので、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。大綱、そして国家安全保障戦略についての質問をする前に、まず一点、最近報道されております北朝鮮のミサイルに対する破壊命令について、防衛大臣にお伺いしたいと思っております。

防衛省はこの命令の発動を公表しないという方針のようでありまして、にもかかわらず各紙で報道がされている。どういふことなのかよく分からないということなんじゃないかと思っておりますが、防衛省の情報管理はどのようになっているんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 御指摘の報道については承知しておりますが、その内容についてコメントをすることにより、情報収集能力を含む我が方の手のうちが明らかになることでありますので、命令発令の有無を含め、自衛隊の具体的な体制についてのお答えは差し控えていただきます。

いずれにせよ、防衛省・自衛隊としては、当然のことながら、情報の管理には細心の注意を払うとともに、いかなる事態においても国民の生命、財産を守るべく万全の体制を取るとの観点から、引き続き、情報収集、警戒監視を含む必要な対応に万全を期してまいります。

○中西健治君 情報管理に万全を尽くしているというふうには到底この事例は思えないということなんですが、マスコミがどうしてこうした報道をしているんでしょうか。誤報か誤報じゃないかということをお答えにはなれないと思います、有無を答えるということになりますから。どうしてマスコミはこんな報道をするようになっていると防衛大臣はお考えですか。

○国務大臣(小野寺五典君) マスコミのことです。私どもとして特にコメントすることはないと思います。

○中西健治君 でありましたら、ちょっと法律的なことを聞いていきたいと思います。

一般論としてです。一般論として、この公表されていないミサイルの破壊命令というのは、特定秘密保護法が施行されたら特定秘密に該当するとお考えですか。

○政府参考人(中島明彦君) 命令につきましては、今、政府全体の立場といたしましては、その有無も含め公表できない、公表といいますが、お答えしないということでございますけれども、過去、命令につきましては公表したことがございます、二十四年の四月、十二月がそれに当たろうかと思っております。

基本的には、命令の内容、それから状況いかにによりまして、その命令をどういう秘区分にするかというのは大臣の御判断に懸かるところだと考えております。

○中西健治君 私が聞きしているのは、公表した分について聞いているわけではありません。ちゃんと質問したと思います。公表されていないミサイルの破壊命令発動について、これは特定秘密に該当するレベルのものかどうかということをお聞きいたしております。

○政府参考人(中島明彦君) 一般論で恐縮でございますけれども、その命令の内容いかんによりまして、その秘区分の要件に該当するものであれば、その当該秘区分に該当するような形の秘密

の指定がなされるものというふうに考えます。

○中西健治君 過去にも行われている例であるかと思えます。今回あったかどうかをお聞きしているわけではございません。過去に行われた破壊命令、これについて、公表されていないものについては、特定秘密、まだこれは施行されていませんから、少なくとも防衛秘密には該当するかどうかということについてお答えいただきたいと思えます。

○政府参考人(中島明彦君) 公表されないものがあるのかないのかといった点につきましては、お答えすることが実際にそのあったかなかったかというところについては、恐縮でございますが、公表したものが三件あるということで御理解いただければというふうに思います。

○中西健治君 公表されていないものがあるかもしれないというふうに私は思っておりますけれども、公表されているかどうかということについては政府しか知らないということになります。そして、マスコミに流れているかどうかということについても政府しか知らないということになります。

政府がこうした公表していないものについて、これは一般論として聞いていますよ、公表していないものについてマスコミで報道されてしまったら、これは、秘密にしようと思っていたものが出たとしたら、これは内部調査を行わなきゃいけないことになるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(中島明彦君) これもあくまでも一般論としてのお答えになって恐縮でございますけれども、仮にそういう秘密に該当する何らかの書類、文書というものがあつたとして、それが公表されるというふうな事態になりますと、当然、そういうふうな調査というものは行われることになろうかと思えます。

○中西健治君 今回は自衛隊の運用に関する公表されていない命令が発動されたのかもしれないと、そういうような事案でございます。そしてそ

れが、あつたかもしれないと申し上げておりますが、それがマスコミの広く知るところになったというところでありますので、しっかりと、防衛省内でもしそういう事実があつたのであれば調査は行わなければいけないと思えます。

そして、仮に調査を行わないということであれば、今回の案件は防衛省の職員がリークしたのではなくて政治家が出したんだから自衛隊法上は罰則規定がないんだ、こんなふうに通っているのであれば、今後、特定秘密になった場合、特定秘密が施行された場合には、それは罰則規定が出てくることになりまして、是非ともそこら辺をしっかりと留意して、調査をするならしていただきたいというふうに思います。

それでは、大綱についての質問をしていきたいと思えます。

大綱は十年という期間が念頭に置かれております。しかし、前回、二二大綱から二十五年まで三年間しかたつていなくてこの大綱の改定というのが行われました。そして、昨日の参考人の質疑におきましては、やはり大綱の賞味期限というのは短くなっている、こんなような御意見が出ました。それと同時に、今回初めて策定された国家安全保障戦略については、これも十年ということが念頭になっていきますけれども、これは短過ぎるのではないかという御意見もありました。

この十年、十年とそろえてしまっていることについて、これでいいのかという問題意識、防衛大臣はお持ちではないでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 今般、我が国として初めて国家安全保障の基本方針であります国家安全保障戦略を策定するに当たっては、中長期的な見地から安全保障に関する施策を継続的に推進していく必要性を踏まえ、その内容をおおむね十年程度を念頭に置くものとしております。

また、防衛大綱の策定に当たっては、各種防衛装備品等の整備、維持、運用や部隊等の練度の維持向上等は一朝一夕に達成するものではなく、長

な指針の下、安定的な防衛力整備等を計画的に行っていくため、その内容をおおむね十年程度を念頭に置くものとしたところであります。

ただし、国家安全保障戦略及び防衛大綱については、各種施策の実施過程を通じて、国家安全保障会議において定期的に体系的な評価を行い、適時適切に発展させつつ、情勢に重要な変化が見込まれる場合には、その時点における安全保障環境を勘案して検討を行い、必要な修正を行うこととしております。

○中西健治君 先ほど福山理事の質問にもありましたけれども、この策定期間について、集団的自衛権をめぐる議論というのが今年行われることも分かつていたわけでありまして、ガイドラインの見直しも今年中というの、期限を区切ったのは日本側が迫ったというふうにも理解しております。そうした背景がありながら、なぜ大綱そして中期防等を一昨年末に作ったのかということについては、私は大いに疑問があるというふうに思っております。

そこで、お聞きいたします。

この集団的自衛権をめぐる議論並びにガイドラインの見直しということが今新しく作られた防衛大綱や中期防に影響を及ぼすことがないというふうに言い切れるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

○国務大臣(小野寺五典君) 平成二十二年十二月に前防衛大綱が策定されて以来、我が国を取り巻く安全保障環境は一層厳しさを増しております。北朝鮮は弾道ミサイルの発射や核実験を実施し、また、中国は我が国領海侵入及び領空侵犯を含む我が国周辺空域において活動を拡大、活発化させております。

このため、現政権におきましては、平成二十四年十二月、現下の状況に即して我が国の防衛体制を強化するという観点から、前防衛大綱を見直すとともに、前中期防を廃止し、平成二十五年中に結論を得る旨の閣議決定を行いました。私どもとしては、この閣議決定に従い、新大綱を昨年十二

月に策定したものであります。

防衛装備品の取得や部隊等の練度の維持向上は長い年月を要するものでありまして、防衛省としては、現下の状況に即応した防衛力整備を着実に進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、私どもとしては、この閣議決定の下に新大綱を作らせていただきました。

○中西健治君 今の防衛大臣のお答えを前提として、先ほど官房副長官が同じ答えをしておりましたので、私の問いは、集団的自衛権の議論並びにガイドラインの見直しというのが、作ってしまった防衛大綱、中期防に影響を与えることがないのかどうかという問いでございます。

○国務大臣(小野寺五典君) 今、集団的自衛権の議論については、安保法制懇を含め有識者の中で議論をされているということで承知をしております。私どもとしては、現行の中で大綱を整備し、一刻も早く現在の安全保障環境に対応すべく整備を行っているということであります。

また、ガイドラインにつきましては、今、ガイドラインの議論を、今年末までに策定することとは昨年の秋の２プラス２で合意したということですので、その内容で進めさせていただいております。

○中西健治君 そこまでは分かった上で、防衛大綱や中期防に影響を及ぼす可能性があるのかないのかということについて防衛大臣のお考えをお伺いしているところでございます。

できたものというのは、どうして作ったのかということについては承りました。しかし、今後、ガイドラインの見直し、そして集団的自衛権の議論の帰趨、こうしたことによっては、作つたばかりの大綱、中期防の見直しが行われる可能性があるとお考えになるかどうか、お伺いしております。

○国務大臣(小野寺五典君) 集団的自衛権の議論はまだ有識者の中の議論ということで承知をしておりますし、日米のガイドラインについても今作業を進めているところでありますので、ま

だ仮定という状況でありますので、その点についての答えは差し控えていただきます。

○中西健治君 可能性があるかどうかということについてお聞きしているわけでありますけれども、お答えはいただけませんでした。

それではもう一つ、大綱の中に、「我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」という部分が書かれているわけでありますけれども、今までは基本理念としていたものが、今回の大綱では基本方針というものに変更となっております。この変更の理由は何なんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 前防衛大綱においては、上位文書となる国家安全保障戦略が存在しなかったことから、我が国の安全保障における基本理念という項目の中で、専守防衛を含む我が国の基本的な安全保障上の考え方について記述をしております。

今般、新たに国家安全保障戦略を策定し、この中で国家安全保障の基本理念という項目を設けることといたしました。このため、新防衛大綱においては、国家安全保障の基本理念という項目は設けておりませんが、我が国の防衛政策の基本方針という項目の中で引き続き専守防衛に徹する旨記述をしたところであります。

いずれにしても、専守防衛は我が国の防衛の基本となる方針であることは変わりません。

○中西健治君 そこは理解いたしました。

菅官房長官が衆議院の内閣委員会で、集団的自衛権を行使することとなった場合でも専守防衛という考えに変更はないのかという問いに対して、基本は引き続き堅持していくと答弁されておりますけれども、防衛大臣も同じ考えでよろしいということでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 我が国は、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならないとの基本方針を堅持してきました。今後とも、このような平和国家としての歩みを引き続き堅持をしてまいります。

その上で申し上げれば、現在、安保法制懇において集団的自衛権等と憲法との関係について検討が行われております。この懇談会の議論を待ちたいとは考えております。

○中西健治君 昭和四十七年十月三十一日の衆議院本会議で当時の田中総理大臣は、「専守防衛ないし専守防衛というのは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行なうということでございます。これはわが国防衛の基本的な方針であり、この考え方を要するということは全くありません。」と、こう答弁されております。

そして、今般の大綱におきましては、「弾道ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方についても検討の上、必要な措置を講ずる。」と記載されているわけでありまして、策源地攻撃能力、敵基地攻撃能力を検討して必要な措置を講ずるということが書かれているわけでありまして、それを有するということになった場合に、この田中総理の答弁は変更せざるを得ないのではないかとありますが、それはいかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 済みません。田中総理の御質問について事前の通告をいただいておりますが、そのことについてのことというよりは、今お話がありましたいわゆる敵基地攻撃能力、策源地攻撃能力についてのことについて言及をさせていただきまますと、政府は従来から、あくまでも法理上の問題としては、他に手段がないと認められているものに限り、敵の誘導弾等の基地をたたくことは憲法が認める自衛の範囲内に含まれるとの考え方を示しております。

このような見解と、相手からの武力攻撃を受けたときに初めて防衛力を行使し、その対応も自衛のための必要最小限度にとどめ、保持する防衛力も自衛のための必要最小限度のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢という専守防衛の考え方が矛盾するとは考えておりません。従来より、政府としてこのような考え方を示してきております。

○中西健治君 通告をしていないということが言われましたけれども、それは全く異なっております。私は、この田中総理の答弁についても、昨日のレクでは、こうしたものも衆議院で話が出ました、これを引きまますよということを申し上げておりました。それに対するお答えがいただけないというのは、大変残念だというふうに思うというよりも大変遺憾ですが、この田中総理の発言について、本会議での答弁について何も小野寺大臣のところには上がっていないんでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) ちよつとどのような委員から御指摘があったかということをお伺いするところには、今の田中総理の発言については上がってきておりませんので、ちよつと確認をさせていただきますたいと思います。

○中西健治君 私がどういふふうに説明を行ったかというところ、申し上げておる衆議院内閣委員会で我が党の同僚委員、固有名詞も言って、こういう質問をしました。これに対して菅官房長官はこういう答えをされました。さらに田中総理の言葉も引用した上でどうなのかということをお聞きしました。これについて聞きますよということを私は申し上げているので、はつきりと通告をしているということだと思ひます。

それを聞いていないというのは大変困るなというふうに思ひますが、今、裏方から何か入りまきませんでしたか。

○国務大臣(小野寺五典君) そのやり取りについては確認を再度させていただきますが、通告の中の文書の中にあつたのは、本年三月十九日、衆議院内閣委員会においての官房長官の答弁を踏まえてという内容だというふうに私どもも承知をしております。

もし、そのやり取りの中で田中総理の発言についての言及が委員の方からあつて、それに対して私どもとしてちゃんと上がつてきていないのであればとすれば、確認の上、それはしっかりとお伝えをしたいと思ひます。

○中西健治君 これ以上はくどくどやりません

が、その官房長官との内閣委員会のやり取りでこの田中総理の答弁がそのままのときに引用されているんです。ですから、それを聞きますよといったら当然これのことなんですけれども、これは後で防衛省の方からお聞きしたいというふうに思います。

続きまして、七千億円の調達改革について伺います。

今後五年間で七千億円調達改革をするということでありました。具体的なことは決まっていなくて、まとめ買いをするとか長期契約をしておくとか、こういうふうな防衛省の方は言っているわけでありましたけれども、これ七千億というのは、先ほど石川委員からも話がありました、非常に大きな金額です。五年間というのは長いようで短いということだと思います。

もし、こうしたまとめ買いなどで七千億達成できないという見通しになる可能性は十分あると思いますけれども、そうした場合には装備品の調達の数量を変えようということになるのでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 新中期防の実施に関わる必要な防衛力整備の水準の金額は二十四兆六千七百億円ということですが、委員が御指摘になりましたように、私どもとしては、経費を調達改革によって約七千億削減したいと考えております。

これは、財政事情が厳しさを増す中、防衛省においては、例えばヘリコプターなど陸海空自衛隊で共通する装備品について、これと同じような機種であれば陸海空分かれて発注するのではなくまとめて発注をする、あるいは様々な効率化、合理化に取り組んでいくという中で対応していきたいと思っておりますし、平成二十六年度予算においても約六百六十億円の節減を図っております。

今後、この調達改革をしつかりするということの中で、この七千億という高い目標水準も実現可能性のあるものと考えておりますので、現時点では装備品の調達数を減らすということは考えてはおりません。

○中西健治君 七千億というのは大変高いハードルです、今年度は六百数十億しかいかないというところから、来年度以降は更に大きなハードルになっていく、高いハードルということになっていきますから、そこはしっかりと早めに計画を立てていただきたいというふうに思います。

続きまして、水陸機動団について伺いたいと思います。

南西諸島島嶼部で事態が起こった場合に、佐世保の相浦の駐屯地から現地まで兵士及び車両、兵器等はどうような輸送機あるいは輸送艦で移動するつもりでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答え申し上げます。

御指摘の水陸機動部隊についてでございますけれども、まず、隷下に新編いたします水陸機動連隊のうちの一つ、これは西部方面普通科連隊を母体といたしまして新編をし、佐世保の相浦駐屯地に配備をする。それから、新編する水陸両用車を運用する部隊の配備場所につきましては、海上自衛隊の艦艇との連携も考慮いたしまして、佐世保市の崎辺西地区が適地の一つであると考えておりますけれども、このほかの部隊配備に係る細部の計画、これは引き続き検討を行うということとしておるところでございます。

その上で、水陸機動団の南西地域への機動展開に当たりましては、新たに導入をいたしますティルトローター機などによります迅速な空中機動を通じて展開、着上陸、それから、「おおすみ」型輸送艦に搭載して洋上展開をした後、この輸送艦から発艦した水陸両用車などによる海上機動を通じて展開、着上陸といったような手段を用いることを想定をしております。防衛省といたしまして、可能な限り早期にこの水陸機動団を新編をいたしまして、島嶼への侵攻があった場合に速やかに上陸、奪回、確保し得るように、自衛隊として持てる手段を、輸送手段を最大限活用してまいり所存でございます。

○中西健治君 そのようなオペレーションをする

のであれば、どうして陸自管轄の部隊としたんでしょうか、何で海自の管轄の部隊としないのか。大変素朴な質問なんです、これはどうして陸自なんでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) この水陸両用部隊でございますけれども、そもそも航空優勢、海上優勢、これが前提でございます。それから、先ほど申し上げましたように、着上陸を行います陸上部隊の海上輸送、それから着上陸に伴い実施する戦闘機などによる近接航空支援というものも必要で、要するに、こうした着上陸侵攻に対応するための作戦というものは、単に陸上自衛隊あるいは海上自衛隊ということだけではなくて、陸海空三自衛隊をまたいだ統合運用ということが前提となっておるところでございます。

その上で、この水陸機動団につきましては、島嶼部へ着上陸を行う普通科部隊というものを中心とする部隊、あるいは水陸両用車を海上、陸上において運用する部隊というのから構成されることになっておりますので、この部隊の性格、それからその要員養成というものを考慮いたしまして、元々その陸上自衛隊にありまして西方普通科連隊、これを中心として新編をします、こういうこととしておりますので、したがって、陸上自衛隊の部隊ということで新編をすることを考えているものでございます。

○中西健治君 今日はまだまだ聞きたいことがありましたけれども、時間が迫ってきましたので終わりにいたします。

ありがとうございます。

○井上哲士君 日本共産党の井上哲士です。

集団的自衛権についてお聞きいたします。最近の世論調査を見ますと、いずれも行使容認反対が多数を占め、賛成の倍近くなっております。例えば、三月二十四日の共同の世論調査は、反対五七・七％、二月と比べても六・七ポイント反対が増え、むしろ議論をすればするほど反対論が増えている、世論が増えているというのが実情だと思っております。

安倍総理は、九十六条の改正の必要性を論じるときに、国民の多数は改正を望んでいるのに、たったの三分の一の国会議員が反対したら発議もできないのはおかしいと、こういう議論を随分されました。そういうことから言えば、国民の過半数が反対しているのに、僅かな閣議で解釈を覆して容認をするなどということはおよそ許されないと思っておりますが、まず防衛大臣の見解をお伺いいたします。

○国務大臣(小野寺五典君) 集団的自衛権については、様々な意見があることは承知をしております。

その上で申し上げます、懇談会では、我が国の平和と安全を維持するためにどのように考えるべきかについて個別具体的な事例を念頭に議論をしていただいていると承知をしております、この問題について、どういう議論が行われていて、何が課題であり、何を指摘しているのかを個別具体的な事例に即して分かりやすく説明し、国民的理解が更に進んでいくことが重要だと思っております。

いずれにしても、懇談会からの報告書が提出された後に、与党とも相談するなどして政府としての方針を出す過程で、防衛省としても対応を検討していくことになるものと認識をしております。

○井上哲士君 個別具体の四類型とかいろいろ出されました。そういうのが議論をされたけれども、国民は一層反対の声を強めているという状況にあるわけですね。

私は、九十六条のお話もいたしましたけど、世論を御都合主義的に使うべきでないと思います。御都合主義という点では、今日も午前中議論になりました、総理や自民党の高村副総裁がこの集団的自衛権行使容認の論拠と使おうとされている最高裁の砂川判決についても同じだと思っております。この判決は、駐留米軍の合憲性が争われた裁判であります、今朝の質疑では、政府の自衛権に関する見解の基盤になっていると、こういう答弁でありました。

しかし、この裁判が果たして司法の独立が保障

される下で出されたのかどうかと、こういう重大な問題がこの間明らかになってまいりました。第一審は、在日米軍については違憲だという判決が下りました。いわゆる伊達判決であります。この判決を僅か九か月後に取り消したのがこの最高裁判決だったわけですね。

お手元に資料を配っておりますが、二〇〇八年と昨年、この裁判の経緯に関してアメリカの国立公文書館で解禁をされた文書が明らかにされ、大きな問題となつてまいりました。この裁判で検察は、高裁に上告するんじゃないやなくて直接最高裁に上告するという、跳躍上告という極めて異例の対応をいたしました。その経緯が、お手元の資料一番上にあります。マッカーサー二世、当時の駐日米国外務大臣からアメリカの国務省に対して発信された電報であります。

この中で、これは伊達判決の翌日の朝八時なんです。大使が藤山外務大臣に会つて、日本政府が迅速な行動を取つて地裁判決を正すことの重要性を強調し、直接最高裁に上告することが非常に重要だと米国外務大臣に述べております。これに対して藤山外務大臣も、全面的に同意すると述べ、今朝九時に開催される閣議でこの行為を承認するよう勧めたいと語つたということが報告をされているわけですね。実際、伊達判決は跳躍上告がされました。

外務大臣にお聞きしますが、日本のこういう個々の裁判の対応方針について外務大臣と駐日米国外務大使が会談をすると、こういう例はほかにあるんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 日米両国の間におきましては、平素から二国間の様々な課題につきまして緊密な意思疎通を図っております。戦後六十年以上にわたつて、両国の間においては様々な意見交換が行われ、意思疎通が図られておりますし、様々なレベルでのやり取りがございました。御指摘のような内容に関する日米間のやり取りがあつたかどうかということについて、一つ一つお答えするのは事実上これ困難であると認識をしております。

○井上哲士君 この判決について、高裁を吹っ飛ばして直接跳躍上告しろというようなことをアメリカ側から言われ、そのようにやるというのは、まさに主権と司法の独立が問われるわけでありまして。

更に重大なのは最高裁長官であります。二枚目の資料は、同年の四月二十四日、やはりマッカーサー大使から国務長官宛ての公電であります。この中では、大使は、直接当時の田中耕太郎最高裁長官と会つて密談をしております。電文の下から五行目にありますように、内密な話合いをして、担当裁判官である最高裁の長官である田中氏が大使に対して判決の日程の見通しを語つております。

そしてさらに、今日はお出ししておりませんが、ほかにも電報がありまして、田中長官はその後、首席公使に対して、まだ最高裁が公判の期日を決める前であるにもかかわらず、判決の期日の見通しを明らかにしております。そして、その公電の中では、裁判長は評議において実質的な全員一致を生み出して、世論を揺さぶるものとなる少数意見を回避するやり方で進められることを願つていふと、こういう評議をしたというところを裁判長がアメリカ側に言つていふという公電もあるわけでありまして。

実際、判決は全員一致でありました。そして、田中長官、裁判官は、判決後の記者会見で、十五人の裁判官が結論や理由の極めて重要な点について根本的に一致したのは大変喜ばしいことだとわざわざ会見で述べたわけですね。

私は、昨年五月に法務委員会がこの問題を質問いたしました。最高裁長官が駐日米国外務大使と個別に会うということも、それから一方の当事者のみに期日を明らかにすることも、それから判決の後に記者会見をしてその評価を述べるといふことも、いずれもほかには承知していないと、極めて異例のことが行われたわけですね。そして、これを受けて、資料の四枚目に、マッ

カーサー氏からやはり国務長官宛ての電報もありまして、全員一致の最高裁判決が出たことは、田中裁判長の手腕と政治力に負うことがすこぶる大きい、この裁判における裁判長の功績は、日本国憲法の発展のみならず、日本を世界の自由陣営に組み込むことによつても金字塔を打ち立てるものであると、こう言つて天まで持ち上げたわけですね。

ですから、高裁を吹っ飛ばした跳躍上告をするという出発点からこの裁判の実際の訴訟指揮まで、アメリカとの密談の下で進んだということがアメリカ側の開示文書で如実に明らかになったわけでありまして。

私は、司法の独立が脅かされている極めて重大な事態だと思います。アメリカ側が日本の司法の独立をどういうふうにかかしたのか、様々な密約というものをこの間ただしてまいりましたけれど、この問題も事実が明らかにされるべきだと考へますが、外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 司法の独立について御質問がありました。お尋ねの件も含めまして、司法府と米国のやり取りについて行政府としてコメントする立場にはないと存じますが、二〇一三年の五月のこの法務委員会におきまして、最高裁判所は本件について、この田中最高裁長官と駐日米国外務大使のこの会談記録等は、調査の結果、存在しないことが判明したと、こういった答弁をしているものと承知しております。

○井上哲士君 五十年以上前のことでもありますから資料が残っていないというのが最高裁のことではありますが、これはアメリカの公文書館で明らかにされたものでありまして、まさか駐日アメリカ大使が本国に虚偽の電報を送つたとは外務大臣は言わないと思ひます。まさにそういうものだという事なんですね。

ですから、政府の自衛権の憲法解釈の基盤だと言われるこの判決がこういう事態の下で出されているものだという事は、私は極めて重大なものだと思ひます。

昨年、この公電が改めて明らかになったときに、マスコミも様々書きました。戦後史を貫く司法の正統性の問題だ、最高裁と政府は疑念に應えなくてはならないと、こういう杜撰も上がったわけでありまして、こういう判決を国の形、集团的自衛権の行使容認に利用するようなこと自体が間違ひでありますし、ましてや中身を御都合主義でねじ曲げることは許されんと思ひます。

そこで、中身に入っていきますが、総理は二月二十日の予算委員会、この砂川裁判最高裁判決によつて言わば自衛隊は合憲になったと答弁をされましたけれども、この判決のどこに自衛隊は合憲と書かれているんでしょうか。防衛大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 昭和三十四年のいわゆる砂川事件に関する最高裁判決は、憲法第九条の規定によつて、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ること、国家固有の権能の行使として当然であるといふことを明白に認めたものであります。

このように、同判決は、自衛隊が合憲であるという判断の前提を明確に示したものと考へており、政府としても、このような見解を従来から取つてきているところでありまして。

○井上哲士君 前半は最高裁判決でありましたが、後半はつまり政府の判断の前提だということなんですね。判決そのものに自衛隊は合憲だといふことは言われているんですか。

○国務大臣(小野寺五典君) この判決の中にありますのは、我が国が主権国家として持つ固有の自衛権は何ら否定されたものではなく、我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛のための措置をとり得ることは、国家固有の権能の行使として当然であるといふことを明白に認めたものであるといふこと、そして、政府としては従前から、同判決は自衛隊が合憲であるという判断の前提を明確に示したものと考へ

ておるといふことであります。

○井上哲士君 つまり、政府がそう判断したといふことであつて、判決には明確には書いていないんです。自衛のための措置といふのはいろいろあるわけで、警察力の動員も含めていろいろあるわけなんです。判決は、憲法九条二項について、いわゆる自衛のための戦力の保持を禁止したものであるかとは別として、同条項がその保持を禁止した戦力とは、我が国自体の戦力を指して、外国の軍隊は、たとえそれが我が国に駐留するとしても、ここに言う戦力とは該当しないと、こう言つて、駐留米軍の合憲性について判断をしたんです。

ですから、自衛のための戦力の保持を禁止したものであるかは別としてとわざわざ述べて、自衛隊が合憲か否かの判断をしなかつたと、これが砂川最高裁判決なんです。憲法学の間では常識的な話であります。この判決を含めて、自衛隊を直接合憲とした最高裁の判例はないといふことで確認してよろしいでしょうか。

○委員長(末松信介君) どなたに。

○井上哲士君 防衛大臣に。

○国務大臣(小野寺五典君) 繰り返しお話をさせていただきますが、私どもとして、政府としては、砂川判決は自衛隊が合憲であるといふ判断の前提を明確に示したものであるといふことは、これは累次、今までこの議論が行われている中で継続した判断だと思つております。

○井上哲士君 それは政府の判断の問題なんです。私は判決そのものについて述べております。これは、実は十三年前に小泉総理が、砂川判決で自衛隊が合憲にされたこと、ちょうどテロ特措法の頃であります。答弁をされて大きな問題になりました。そして、この参議院の外交防衛委員会で、当時の津野内閣法制局長官が、自衛隊そのものの憲法適合性を直接的に判断した最高裁判例はないものと承知しておりますと明確に答弁されているんですよ。事実上、総理答弁を修正して、政府見解は明確になっているんです。その後、およそこの問題の最高裁判決はないわけで、この津野

内閣法制局長官の答弁が維持されていると思ひますが、それでよろしいでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 繰り返しになります。が、いずれにしても、この砂川事件の判決、最高裁の判決といふのは自衛隊が合憲であるといふ判断の前提を明確に示したものと考へて政府はおります。

○井上哲士君 じゃ、繰り返しになりますが、政府判断がそうだといふのは繰り返し言われました。しかし、この判決そのものにはないんです。先ほど安倍総理の答弁を引きましたけれども、この判決によつて言わば自衛隊は合憲となつたと小泉総理も答弁をされて大きな問題になつたように、これは違ふんです。ですから、御都合主義でそういうふうに使わないでいただきたいと。

そして、司法の独立を脅かすようなアメリカとの密議をやりながら出された判決であつても、駐留米軍の合憲性のみを判断をして、自衛のための戦力の保持を禁止したものであるかは別としてとわざわざ述べて、日本独自の自衛力の保持については判断していないわけですね。ですから、自衛隊の合憲性について直接の判断もしていない判決を、その自衛隊が、日本が武力攻撃を受けていなくとも海外で武力を使うといふ集団的自衛権行使容認のお墨付きに使うのはおよそ間違つていふと思ひますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(小野寺五典君) 委員のされている議論といふのは、恐らく国会において相当長い時間議論されてきていることだと思つております。政府は一貫して、砂川事件の最高裁判決は自衛隊が合憲であるといふ判断の前提を明確に示したものとこのように理解をしております。

○井上哲士君 私、聞いていますのは、この判決を、今日も午前中議論になりましたけれども、自衛隊の合憲性の直接の判断をしていない判決を自衛隊が集団的自衛権を行使する根拠に使うのは、これはおよそ筋違い、御都合主義ではございませうかとお聞きしておるんです。

○国務大臣(小野寺五典君) 集団的自衛権の議論

につきましては、今、専門家による安保法制懇等で議論されているといふふうに承知をしております。

○井上哲士君 結局、それでまともに答へずにやつているわけですが。

総理が一昨日のBSの番組で、この判決について集団的自衛権を否定していないことははっきりしている、こう述べております、とんでもない私はねじ曲げだと思ふんですが。

そもそも、当時、検察も弁護団も裁判官も、自衛権といふのは日本が侵略された場合の個別自衛権であることを当然の前提にしておりましたし、そういう判決ですから触れておりません。そして、そもそも裁判の中でそのことが語られていないわけですよ。だから、この集団的自衛権が入つていふといふような議論はおよそ私は通用しないと思ひますが、そのことは今日も午前中議論がありました。

その後の政府の憲法解釈が、この砂川判決以降も集団的自衛権は憲法上認められないと繰り返しされていくことからもいふても、私はこれを行使容認の解釈に使うこととおよそ違ふと思ひますが、外務大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、一昨日の総理のBSの番組における発言については、安保法制懇において行われている議論の一つを紹介されたものだと認識をしております。そして、砂川事件の判決が集団的自衛権を念頭に置いたものであるかどうかにつきましては、今、与野党を始め様々な立場の関係者が様々な議論を行つておられると承知をしております。

政府としては、今後、安保法制懇の議論の結論を待つて、政府・与党としてしっかり議論を行い、政府の方針を確定する段取りを想定しております。こうした様々な議論を丁寧に進めながら、国民から理解されるしつかりとした結論を出すべく努力をしたいと考えています。

○井上哲士君 私の地元の京都新聞は社説で、自説に都合のよい部分だけを過去の文章から切り出

しては混迷を深くするばかりだといふ社説を掲げました。朝日の社説は、学説としてまともに取り上げられていない解釈をあつかも最高裁の権威に裏付けられたかのように振りかざすのは国民に誤った判断を与えることになりかねないと厳しく指摘をしております。

こういうことを論拠にした、こういう集団的自衛権の行使容認のような検討は中止をすべきだといふことを改めて申し上げておきたいと思ひます。

残された時間、若干、武器輸出三原則に関して聞きます。

先日の本会議で、従来の三原則の基本理念にあった日本国憲法に基づくというのが消えて、国連憲章遵守に入れ替わつていふことを指摘いたしました。すると、総理は、従来の三原則等は国連憲章を遵守するとの平和国家としての理念に基づくものと答弁をされました。しかし、従来の政府見解は、明確に憲法の精神にのつていふことと憲法を挙げているわけでありまして。国連憲章遵守といふのは国連加盟国は当然のことでありまして、日本国憲法はそれ以上の、より高い水準である、それが武器輸出、武器の禁輸政策だつたと思ふんです。

政府は、国連憲章と憲法九条は平和という点で同じレベルにあると、こういうお考えなんですか。外務大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) まず、国連憲章におきましては、第二条第三項におきまして、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならぬ」、このように定めております。そして、第二条第四項におきまして、武力による威嚇又は武力の行使を禁止しております。そして、日本国憲法におきましては、第九条第一項において、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、このように定めております。

このように、日本国憲法の掲げる平和主義の理念は、国際の平和と安全の維持を目的とする国連憲章等の考え方と理念的に軌を一にするものであると考えています。

○井上哲士君 今、九条一項しか言われなかったんですね。

国連憲章というのは、不戦条約の流れを受け継いで、戦争違法化ということが明記されました。これはまさに今世界のルールですね。憲法九条一項はそのことを定めた上で、二項で戦力の不保持や交戦権の否認まで言っている。ここに、日本国憲法が国連憲章よりも高いレベルであるということが私は当然の前提だと思いますが、そういうお考えではないんでしょうか。

○国務大臣(岸田文雄君) 過去の国会における政府の答弁を見ましても、平成五年の一月二十六日、これは宮澤総理の衆議院本会議における答弁でありましたが、その中で、我が国の憲法の掲げる平和主義の理念についてお尋ねがありました。国際の平和と安全の維持を目的とする国連憲章等の考え方と理念的に軌を一にするものと存じますという答弁をしております。今申し上げました考え方は、この過去の政府の答弁と同じ答弁であると認識をしております。

○井上哲士君 日本は、単に国連憲章を守るだけではなくて、憲法九条、とりわけ二項で、高いレベルで国際平和を、平和国家としての理念を掲げてきたはずでありまして、それをないがしろにするようなことは絶対許されないと改めを申し上げまして、質問を終わります。

○アントニオ猪木君 元氣ですか。元氣があれば何でもできるということで、元氣があれば夢も持てる。

今日はちょっと遅れてきてしまいました。済みません。

留学生を受け入れた学校でちょっと挨拶をしてまいりました。本当に、若い人たちが覇気がないというか元氣がないというか、そんな感じもしましたが、とにかく、我々が今、国会で国民に元氣

を発信していかなきゃいけない。今日は長い一日なので大臣も大分お疲れじゃないですか、大丈夫ですか。

後でODAの件に關してもちょっと質問をさせてもらいますが、六十一年の歴史ということで、いろんな国に支援をしてきたと思います。

ちよつと息抜きで聞いてもらいたいんですが、鶴の恩返しという話がありまして、ある夫婦が朝起きると、田んぼの片隅で鶴がばたばたと飛べなくてあえいでいた。それを捕まえて、羽をけがして飛べなくなっていた鶴なんですが、それを生け捕りにして手厚く看病して、そうしたら傷もよく治りまして、ある日、いよいよ元氣になつて飛び出せるかなど。そうしたら、見事に大空に舞い上がっていききました。ところが、何も言わないで行つてしまふようなので、その夫婦が、おい、鶴の恩返しを知らないのかと大きな声でなつたら、鶴が何と言つたかという、俺はサギだもんと言つて飛んでいってしまったという、本当に、著作権の件があるとあれなんで、これはせんだみにおさんが言つていました。

本日にODAもそのような感じで、別に恩義を感じなくてもいいけれども、生きたようなODAであつてほしいと思います。

今日は、先日、三月三十日でしたか、沖ノ鳥島で行方不明と。それから工事中に亡くなられた五名の方、御冥福をお祈りしたいと思ひます。そこで、大変、排他的経済水域というんでしょうか、大陸棚を確保する上で極めて重要な島である。一方、中国や韓国は沖ノ鳥島を島として認めていない。

沖ノ鳥島の整備をこれから進めていつてもいいと思うんですが、これも尖閣列島のようなこれから問題にならないのか、ひとつ御見解をお聞かせください。

○政府参考人(大脇崇君) 今の御質問の沖ノ鳥島におきます整備の方につきまして、進捗状況を御説明申し上げます。去る三月三十日に沖ノ鳥島におきまして、棧橋

を台船から引き出す作業中に棧橋が転倒いたしました。乗つておりました作業員十六名が海に投げ出される事故が発生いたしました。現在までに五名の方々の死亡が確認されました。亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げます。引き続き、行方不明となられました二名の捜索に全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

本事業は、排他的経済水域等の保全及び利用に關する活動拠点として、沖ノ鳥島の西側に岸壁や泊地などを整備するものでございます。平成二十三年度よりこの事業を開始してございまして、昨年八月に岸壁の一部を構成いたします荷さばき施設が完成、本年三月から岸壁中央部の棧橋の掘付けに取りかかつていたところでございます。今般の事故はそのような中で発生したものでございしますが、誠に残念でございします。

今後、安全かつ確実に事業が進められるよう、事故原因の徹底的な究明と再発防止策の検討をしつかりと行つてまいりたいというふうに考えてございます。

○アントニオ猪木君 無人航空機についてちよつと質問をさせてもらいますが、先日、北朝鮮の、あれは何というんですか、無人機が墜落して、かつてバキスタンあるいはアフガン国境で無人機が飛んで、これはアメリカの無人機だと思ひますが、タリバンを集中的にカメラから押さえて攻撃したという、その中に誤爆もあり、子供たちが死んだりと、国連の中でも大分問題にはなりました。

その中で、中期防衛整備計画において、滞空型無人機三機を政府は導入するとしています。また、これに先立ち、在日米軍は二十六年中にも無人偵察機、グローバルホークを三沢基地に配備すると報じられています。無人偵察機、我が国においてどのように活用されていくか。どなたに質問したいのでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) お答えいたします。先生おっしゃられましたように、今回、新しい

中期防衛力整備計画におきまして、周辺海空域における安全を確保するとともに、情報収集を強化するために滞空型無人機三機を新たに導入することとしております。

その考え方でございますけれども、基本的に、我が国周辺を広域にわたつて常統的に監視する、このことによつて相手方との関係で情報面での優越を図ることが大変重要なことだということに考えているところでございします。そのために、平素から諸外国の軍事動向を常に把握する、それから実際に緊急事態が起る兆候があつた場合にこれを早期に察知すると、こういうことも可能になるわけでございします。

そこで、滞空型無人機でございしますけれども、これはまさに無人でございしますので、有人機による情報収集と比べますと、当然のことながら、人が乗つていないということから、搭乗員に対する危険というものはまずありませんし、それから、長時間の飛行をいたしまして人の負担ということとを考えると基本的にはないということでございます。それから、特に高度において長時間滞空して情報収集することによりまして、非常に広いエリア、広域における常統的な監視とすることができるといふことになりまして、

そこで、現有の装備品では十分に実施することが困難なものの、つまり、我が国の領域から比較的に離れた地域での情報収集、それから、実際にかなり事態が緊迫した際に、空中からそこをずっと常統的に監視をするというようなことが可能になると。そういう意味で、各種の事態における実効的な抑止、対処に必要な不可欠な装備であるといふふうに考えているところでございします。

○アントニオ猪木君 そのブレデータでですけど、この間、専門家にちよつとお聞きしましたところ、今、もうアメリカ大陸までも網羅できるという、何十時間飛び交うことができるというふうな、そういうものが、物すごい進化していると言つていいのに進んでいるという中で、このような今までの常識が覆されるという、そういうふう

な時代に、正直、今、自衛隊のこの大綱を読ませてもらった中で、専門的ではないんですが、いろいろな人の意見を聞く中で、もうちょっと踏み込んだきつちりした形で考え方も大事かなと。

当然、参考人、いろいろな方も来ていますが、実際には日本は戦後一回の戦いもしていませんから、そういう実戦に備えたような意味で、リングの上で戦ったことのない選手がリングで戦うような発想じゃなくて、その辺をどうお考えでしょうか。

○政府参考人(徳地秀士君) ちよつと御質問を正確に理解したかどうか若干自信がないところはございますが、いずれにしても、先生、今ブレデターのお話をされましたけれども、確かに、諸外国で利用されている無人機の中には、御指摘のブレデターのように攻撃機能を持っているものもございます。

しかしながら、先ほど私が申し上げました、今後、中期防に促いまして導入を目指している滑空型無人機というのは、これはあくまで周辺海空域の常統監視を行うということを目標としているものでございますので、攻撃能力を有する滑空型無人機というものを、こういうものの導入を念頭に置いていっているものではございません。

いずれにいたしましても、そうした情報収集手段によつて事態を早期に察知することによつて必要な対処を、あるいは抑止というものを十分に図っていくことが重要だと考えております。

○アントニオ猪木君 ミサイル防衛についてお聞きをしたいと思いますが、新防衛大綱は、弾道ミサイル攻撃対処として、弾道ミサイル発射に関する兆候を早期に察知し、多層的な防衛態勢により、機動的にかつ持続的に対応すると述べています。

我が国にミサイル照準を合わせる国はどこで、どこの程度の数なのか、政府の見解をお聞きしたいと思います。

○政府参考人(徳地秀士君) お答えを申し上げます。

我が国の周辺を含みますアジア太平洋地域におきましては、大規模な核・ミサイル戦力が存在をしております。

そして、このような戦力を有する国などのこうしたミサイル戦力の保有目的あるいは意図といったものについては明らかにはされておられませんので、防衛省として確たることを申し上げるということは差し控えています。ただ、北朝鮮については申しますと、能力的には我が国のほぼ全域をその射程に収め得る弾道ミサイル、ノドンを始めといたしまして様々な種類の弾道ミサイルの開発、配備、それから核兵器の開発を進めております。さらに、去年などそうございましたけれども、北朝鮮、周辺国等に対する挑発的言動の一環といたしまして、核兵器の先制使用、あるいは我が国の具体的な個別の地名を挙げまして、そうした北朝鮮の弾道ミサイルの射程の圏内にあるということを強調してきたわけがございます。

したがって、防衛省といたしましては、こうした北朝鮮の動向も含めまして、弾道ミサイル等の脅威に関連する動向について情報の収集、分析に努めながら我が国の平和と安全の確保に万全を期してまいり所存でございます。

○アントニオ猪木君 お答えはいいんですけど、先ほどちよつと言い忘れてしまいました。かつて、パラオで私がサンゴの養殖じゃなくて増殖を何十年もやってきております、サンゴ礁を守るといふ。沖ノ島もまさに今サンゴ礁があつて、ここをサンゴ礁の島にしようじゃないかという考え方を持っているいろいろな動向がございます。

本題に入ります。いろいろ秘書さんが質問文を作ってくれるんですが、もうちよつと余裕がないのですかね。この質問も、役人の皆さんももう必死になって夜中で作るといふこのシステムを変えていく必要があるんじゃないかとちよつと思ひますけど、いかがでしょうか。まあ答えはいいんですけど、それで、昨今のロシア情勢についてお聞きしたいと思ひます。

クリミアに続き、ウクライナ東部において分離独立、動きが強まっております。ウクライナ首脳や欧米諸国は、ロシアの工作によつてそうした動きが扇動されているとロシアを強く非難しています。

外務省としては、ウクライナ東部の情勢をどのような程度把握しているのか、また今後の推移についてどのように分析しているか、お聞かせください。

○副大臣(岸信夫君) 日本政府といたしましては、この東部ウクライナの情勢に対しては深刻な懸念を持って注視をしているところでございまして、鋭意情報収集を進めているところでございします。

我が国といたしましては、力を背景とする現状変更の試みを断じて認めるわけにはまいりません。全ての当事者が自制と責任を持って慎重に行動し、ウクライナの主権と領土の一体性を尊重すること及び平和裏に事態を解決することを強く求めております。

○アントニオ猪木君 これは四月八日の新聞でしたか、ウクライナ東部のドネツク州で、七日、州政府と議会の建物を占拠した親ロシア派勢力がドネツク人民共和国の創設を宣言したという。今、報道は一部しか報道されてこないの、かつて私も、昔、ロシアの関係も随分持っておりますが、この動きについてどのような今政府は考えておられるか。

○副大臣(岸信夫君) ただいまの御質問でございしますが、ウクライナ東部の状況につきましては様々な情報がございますが、現在、鋭意分析をしているところでございますが、この場で日本政府として断定的なことを申し上げることは差し控えていただきたいと思います。

○アントニオ猪木君 一つは、いつも発想が早過ぎるというか、何事も人が考えていないときに突っ走つてしまつて、いろいろな仕事でも失敗を繰り返してしまつた。例えばタバコなんつて、この商品出していいのかわかりませんが、私が持ち込んだ、持ってきたということで、町の中ではテ

レビのクイズにもなりますが。今、宇宙ごみということで昔考えたことがありまして、輸送というのは大体、飛行機としてトラック、船、そのほかに、何でしょうかね、まあ大体平行に物を運ぶわけですけど、直角に上に上げるという、ミサイルを持つてきて。これは、当時ちよつと非常識と思われたかもしれませんが、ロシアとの北方領土の問題もありましたので、ひとつ宇宙基地を造つたらどうでしょうかという提案をしたことがあります。あれは、基地は日本があれして、そういうような中で北方領土問題の話もしたことがあります。

一つは、宇宙ごみということが今大きな問題になっております。これをどうやって回収し、また、その辺は日本が、今本当に差し迫つた問題とは別に、百年とは言わず、何十年かの先の大綱とか、その辺を考えながら、日本として世界の支持を得られるような発想で立てたらどうかと思ひます。

そういう中で、政府が本年度の予算で早期警戒衛星実用化、不可欠の宇宙用赤外線センサーの開発を開始する方針を固め、初年度の予算として宇宙航空研究開発機構に予算を計上している。地球上を広い範囲で常時監視する早期警戒衛星の導入に関して政府の考え方を聞かせください。

○政府参考人(徳地秀士君) 早期警戒衛星についてのお尋ねでございますけれども、これは、ミサイルが発射された場合に、その熱源を探知することによりまして、そのミサイルの発射された地域でありますとか、いつ頃どういふところに落ちてくるかといったようなこと、いわゆる早期警戒情報というものを得られるというものでございしますけれども、これにつきましては、まず、現状では日米間の弾道ミサイル防衛についての連携の一環といたしまして、こうしたアメリカからの早期警戒情報を我々は得るといふシステムができております。

そして、我が国に飛来いたします弾道ミサイルにつきましては、これは自衛隊のレーダーによつ

て探知、追尾することが可能ではありませんけれども、先ほど申し上げたような早期警戒情報がありますと、我が国の方向へ発射される弾道ミサイルなどについての第一報といたしまして、我が国の弾道ミサイル防衛により万全を期するという観点から有益であるとは考えておるところでございます。

そして、こうした情報を得るための早期警戒衛星を我が国が独自に保有することにつきましては、我が国の安全保障と防衛力の在り方という大局的な議論も踏まえる必要もございまして、さらにその費用対効果という点もございまして、政府全体で考えるべきものというふうに認識をしております。

○アントニオ猪木君 時間が余りなくなつてまいりました。

経済連携協定で潜水艦を含む技術の共同研究を進めることで合意がなされた、オーストラリアのこの間の新聞に出ておりましたが、今後の我が国の安全保障にどのように活用していくか、お聞かせください。

○副大臣(岸信夫君) オーストラリアとのEPAでございしますが、先般の日豪首脳会談におきまして大筋合意を確認をいたしました。

経済的意義に加えて、基本的価値観や戦略的な利益を共有する豪州との関係緊密化について、歴史的な意義があるというふうに考えております。特に、このEPAもそうですが、TPPを含めますアジア太平洋地域の貿易あるいは投資面でのルールづくりにつきましては、この地域の活力と繁栄を強化するものでありますとともに、安全保障面での安定した環境の基礎を強化する戦略的意義も有していると考えております。

我が国といたしましては、こうした点にも留意しながら経済連携協定を今後も活用してまいるとともに、交渉を推進してまいりたいと考えております。

○アントニオ猪木君 二、三回飛ばさせてもらいます。

一つは、前にも委員会、ODAでも申し上げましたが、アマゾンの森林保護という。大気汚染の問題もそうですが、本場に今、東京都の十倍ぐらいの土地が毎年消滅していくという中で、アマゾンにも何回か行きて、実際にそこに金持ちがまた別荘地を造つて、そこにまた広がっていく。一つのアマゾンという大きなものが端からなくなっていくのではなくて、ところどころに、ぼんと金が出るそこそこ人が集まり、そしてまたそこから町ができる。

そういう中で、非常に環境破壊、あるいは水銀の汚染の問題とか、今までのいろんなところを視察してまいりましたけど、今後、地球防衛隊という名前でも、まあ名称はともかく、日本がその辺の環境問題に交流できるような発想の転換、発想の持ち方についてお聞きしたいと思っております。

○副大臣(岸信夫君) 今御指摘のアマゾンでございますが、大切な森林資源がございまして。我が国と基本的価値観を共有する親近的なブラジルのような国々との関係ですけれども、我が国の外交にとつて極めて重要でございまして。

ブラジルに対しますODAの重要分野の一つに、都市問題と環境・防災対策を掲げてございまして。その中で、アマゾン地域の環境保全の関連では、科学技術協力を通じた炭素蓄積量の調査、あるいは草の根技術協力を通じた持続的な森林農業の整備をODAとして実施をいたしておるところでございまして。また、我が国は、ブラジルに対して、国際熱帯木材機関を通じた森林分野への拠出もODAとして行っております。

今後とも、こうした森林分野における支援を行ってまいります。

○アントニオ猪木君 連休後でしょうか、余り正確に言つてはいけないうちかもしれませんが、総理もまた南米を回られるという、国は挙げません、大体。ですけど、今言つたもしブラジルに行かれるようでしたら、このようなテーマをひとつ取り上げていただいて、日本として、自衛隊にもまた提携という形で、何かそういうような、お互いに

プラスになるような発想で考えてもらつたらいいかと思ひます。

終わります。どうも。

○小野次郎君 結いの党の小野次郎です。昨年の一月、アルジェリアで十人の日本人が亡くなる人質殺害事件がありました。我が党の林宙紀、当時はみんなの党でしたけれども、宙紀議員が去年の四月三日にも私と同じ質問をしているんですけれども、事件当初に安倍総理自身が、アルジェリア軍の軍事オペレーションによつて結果として尊い日本人の命が失われたことは本当に残念だとおっしゃっているんですね。その趣旨のことは城内当時の外務政務官もたしかアルジェリアでもそういうコメントをされていたと思うし、日本へ帰つてきてからもそんな趣旨のことをおっしゃつておられます。それで、我が党の林議員も、その後、犯人は分かつたんでしょかという趣旨の質問をしております。

一年たちましたが、その後のこの事件についての犯人検挙なり捜査状況、どうなつていますか。

○政府参考人(三好真理君) お答え申し上げます。

邦人殺害の犯人の検挙状況につきましては、アルジェリア当局が現在も捜査を継続中であることからお答えはできませんが、捜査状況につきましてはアルジェリア当局より適宜共有されております。

本事案の真相解明は重要との認識の下、事態の全容について、安倍総理、岸田外務大臣も含めて様々なレベルからアルジェリア政府に対して累次説明を求めているところでございます。

外務省としましては、今後とも、アルジェリア政府に対して情報共有を求めつつ、関係国とも連携して、引き続き本事案の真相解明に努めていく所存でございまして。

○小野次郎君 それは去年の四月三日の答弁と全く変わつていないんですね、一年間。だから聞いているんじゃないですか。その後の進展、どうなつていますか。

○国務大臣(岸田文雄君) アルジェリアのこの事件につきましては、今答弁させていただきましたように、捜査は継続しております。そして、情報共有は適宜行われておりますが、今年に入りましてからも新たな情報が提供されている、こうした状況が続いております。こうした状況です、我が国としましては、総理、外務大臣、当然のことですが、今年三月にも岸田大臣、アルジェリアを訪問しまして、直接この事件の捜査に対する協力を要請した次第であります。

引き続きまして、情報の共有が図られている、捜査に関する情報が提供されている、こういう状況であります。是非今後、しっかりと情報が提供され、事件の全容がしっかりと解明されるべく、協力を要請していきたいと考えています。

○小野次郎君 手を下したのが誰かということについて予断を持つことはできませんが、しかし、さつき僕が最初に言つたとおり、アルジェリア軍のオペレーションの中で亡くなったということが報道されているから私は聞いているので、そういう外交チャネルでアルジェリア政府と情報共有して、もしアルジェリア政府側に責任があるんだつたら何の情報も共有しているのか分からないじゃないですか、それじゃ。

警察当局に聞きますが、警察機関同士は、アルジェリアの警察機関とはこの捜査協力というのは行っているんですか。

○政府参考人(高橋清孝君) お答えいたします。アルジェリアのテロ事件につきましては、十名の邦人の方が殺害されたことを受けて、刑法の国外犯規定を適用し、現在、神奈川県警において所要の捜査を推進しておりますけれども、捜査の具体的な内容につきましてはお答えを差し控えていただきたいと思いますというふうに思っています。

いずれにしましても、警察としましては、引き続き、アルジェリアを始めとする関係国と緊密に連携した上で、事件の真相解明を図つてまいりたいというふうに考えております。

○小野次郎君 質問は、だから緊密に連携してい

るのかと聞いているんです。

○政府参考人(高橋清孝君) 緊密に連携しております。

○小野次郎君 御遺体の解剖はされたんですか。

○政府参考人(高橋清孝君) 解剖しております。

○小野次郎君 その中には盲管銃創もありましたか。

○政府参考人(高橋清孝君) 捜査の具体的な内容については、答弁を控えていただきたいと思います。

○小野次郎君 冗談じゃありませんよ。二〇〇三年にイラクで奥参事官、井ノ上書記官が亡くなった。御記憶あると思いますけれども、そのときには、ちゃんとこの委員会で相当細かいやり取りしているし、政府の側もきちんと答えていただいていますよ。警察からも瀬川警備局長出てこられて、何条の線条痕のある弾丸だったとか、そういうことまで話されているんですから、今の局長の答弁は誠意がないと思いますよ。

○政府参考人(高橋清孝君) 現在、鋭意捜査中でございます。現時点におきましては、具体的な内容につきましては答弁を差し控えてさせていただきますと思います。

○小野次郎君 盲管銃創があったということは、停弾状態になっているものもあったということですか。

○政府参考人(高橋清孝君) そのことも含めまして、現時点におきましては答弁を差し控えてさせていただきます。

○小野次郎君 私は本当におかしいと思いますよ。

当時の議事録見ましたけど、極めてお互い質問する方も答弁する方も丁寧に対応しているんですよ、読み上げたついでにいいですけれども。この事件ではないですが、口径が〇〇ミリだとか何口径だとか、右回り何条の線条痕があったとかと、そういうことまでこの議会でやっているんですからね。

だから、犯人を断定する、予断を抱かせるよう

なことは言えない、あるいは亡くなられた方の個人情報等を今知られているもの以上に話すことはできない、それは分かりますよ。だけど、具体的にアルジェリア当局と協力しているのかということについてもお答えにならない、どこまで判明しているんだということについてもお答えにならない、それじゃ審議できないじゃないですか。

○委員長(末松信介君) 前回、奥さんが亡くなられたときはかなり細かく御答弁をされたわけですね。

一旦、この問題、情報として今御答弁をいただかなきゃいけないわけですけども、ちょっと理事会で一旦協議をさせていただきたいと思えます。

○小野次郎君 それでは、理事会でちょっと協議していただくことにして、今日ほかにも聞くことがあるので次に進みますが。

これはまた警察庁ですけど、担当が違うのかも知れませんが、去年も私、聞きました。外務大臣にもお伺いしましたけれども、海外での犯罪被害者に対する犯罪被害者給付の拡大適用というんでしょうか、被害者補償制度を整備するということについて、たしか今年の春頃までには検討が政府部内で行われるからということでお答えいただいていたと思うんですが、成案の進捗状況、準備状況をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(鈴木基久君) お答え申し上げます。

海外での犯罪被害者に対する経済的支援については、犯罪被害者等施策推進会議の下に置かれた有識者会議において論点の一つとされ、これまで議論されてきたところでございます。

本年一月三十日に同検討会の取りまとめが発表されました。その中では、国としての支援の必要性を求める意見が多数出されたということも踏まえ、犯給制度の拡大適用の形でないとしても、社会の連帯共助の精神にのっとり、何らかの経済的支援をスタートさせるべきとの提言が盛り込まれており、具体的には、海外での犯罪事実の調査や

認定等の困難性等に鑑み、在外公館の有する情報等、入手可能な範囲の情報に基づき行うような単純な制度を目指すべきとされたところでございます。

この提言を受け、三月二十六日に、官房長官を会長とする犯罪被害者等施策推進会議において、同検討会の提言に沿った施策の推進が決定されたところでございまして、現在、その経済的支援の具体化について関係府省とも連携し検討を進めているところでございます。

○小野次郎君 もう野党の方は、昨年の十一月、野党七党でこの海外での犯罪被害者に対する給付制度のこれは拡大ということで法案まで出しているんですよ。政府の方が今年の春には結果が出るからと言って出てきたのが、じゃ、そのおっしゃっている今の制度は警察が所管するんですよ、外務省が所管するんですよ。

○政府参考人(鈴木基久君) 推進会議決定が出されたのは三月二十六日でございます。そういったことから、それから現在検討を進めさせていただいておるところでございます。

今議員御指摘の点も含め、制度の具体化に向けて検討を進めているところでございます。

○小野次郎君 内閣府が担当されるんですか。

○政府参考人(安田貴彦君) 警察庁からも御答弁があったとおり、私ども内閣府も含めて、関係省庁におきまして今後の具体的な取組について作業を進めているところでございます。

○小野次郎君 同僚議員もお分かりいただいたとおり、役所というのはやっぱりどこがやるのやらんと決まらなきゃ検討は進まないんですよ。ところが、警察じゃないということにはどうもなつたみたいだけれど、じゃ外務省がしょうわけでもない、内閣府がつくるわけでもない。結局、そういう制度があればいいですわねというのが、案が上がつてきただけで進んでいないということですよ、一年数か月たつて。

その後にも、だってグアム島でも被害に遭っている方おられるし、次々事件は起きているわけだ

から、恐らく、与党も含めてそういう制度を整備するというところについて反対する党はないと思うんですよ。ところが、この役所の縄張りの所管なのかでもたまたま回っているだけで、一年数か月たつても担当する部局も決まらないというのが現実なんです。

外務大臣、まあ所管にならないのかもしれないんですが、事の重要性は御理解いただけると思うので、是非、閣内で早く所管の役所を決めるなり、新しい制度にするのであれば新しい制度の、私たちは犯給制度の拡大ということを言って議論しましたけれども、新制度にするのであれば新制度の整備を進めるように是非お尻をたたいていただきたいんですが、御認識をお伺いしたいと思います。(発言する者あり)

○国務大臣(岸田文雄君) 海外での犯罪被害者に対する経済的支援、これは極めて重要な課題だと認識をしております。そして、先ほど答弁の中にもありましたように、本年三月に犯罪被害者等施策推進会議において今後の方針、決定されたわけでありまして、是非、政府としまして、一体となつて具体的な制度構築のために努力をしなければならぬと考えております。

外務省としまして、特に邦人保護の観点から、こうした取組において何ができるのか、しっかりと貢献をしていきたいと考えております。

○小野次郎君 私自身が議員者として、これ全部の政党を回って、自民党さんに行つても、内容はこういうの必要だけれど、まあ政府が案を出すのをちょっと待とうよというコメントでした。公明党さん、趣旨は大賛成だけれども、政府がつくるだろうからそれを見てというような回答で、いけないという党はないんですよ。だから、政府が出せばいいんだけど、それを出してこない。しかも、どこがそれを準備するかも、いまだに役所が決まらないというのは、同僚議員も怠慢だという話出ましたけど、誰が考えてもやっぱり怠慢だといしか言えないんじゃないかと思うので、是非、閣僚として微を飛ばしていただきたいと思います。

次の質問に移りますが、法制局長官にお伺いします。

自衛権行使の目的として、よく国の独立あるいは自国の平和と安全とかいう言葉が使われて、それは僕も、皆さんも多分、すつと入るんですが、あるときには今度逆に、憲法十三条なんかを引っ張ってきて、国民の生命と安全を守ろうというようなことを自衛権の目的として言うことがあるんですが、それではお伺いしますけれども、国内にいる外国籍の方の生命と安全を守ることというのは自衛権行使の目的とはなり得ないということなのでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 繰り返し私からも御答弁申し上げておるとおり、自衛権は国際法上の概念でございます。憲法には自衛権についての明文の規定はないわけでございます。私に対する御質問ということで、憲法九条の解釈との関係でお答えをするんだらうと思いますけれども、政府は従来から、憲法九条の文言を、一見すると武力の行使をあらゆる場合に禁止しているかのように見えるけれども、いわゆる自衛権発動の三要件を充足する場合には例外的に武力の行使を行うことも許容されると解釈してまいりました。

この従来からの政府の解釈は、憲法前文で確認している日本国民の平和の生存権や、憲法第十三条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきとしている趣旨を踏まえて考えると、憲法九条は外国からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限の範囲内で武力を行使することまでは禁じていないと解されるという基本的考え方に基ついております。

そこで、御質問でございますが、日本に所在する外国籍の人に対して武力攻撃によって危害を加えるということは、すなわち我が国の国民の生命や身体も害されるということでございますので、このような場合に、他の適当な手段がなければ、必要最小限の武力を行使することは憲法九条上

許容されるわけでございます。なお、一般論として申し上げます。

我が国の領域内に存在する外国人の生命や身体を十分に保護することは領域内としての我が国の義務であると理解しております。

○小野次郎君 御丁寧に答弁いただきましたけど、縮めて言えば、我が国内にいる限り外国籍の方と日本国籍の人間とを区別する理由はないということではございませんか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 我が国の国内にいらつしやる外国籍の方を、例えば犯罪行為の一環として危害を加えるということになれば、これは我が国の警察権の領域の中で行われることでございまして、警察権の行使としてこれに対処をするわけでございまして、多分御質問は、武力攻撃によって我が国に居住する外国の方が危害を加えられると、こういう御質問であらうかと思つて今のように答弁した次第でございます。

○小野次郎君 よく分かつたような分からないような感じがしますが、じゃ、続けて聞きますが、その反対側にある問いが、邦人に対する侵害の排除と、安全を守るための武力行使というのとは憲法上自衛権行使の目的となり得ると解されているんでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 繰り返しになつて恐縮でございますが、自衛権は国際法上の概念でございますので、憲法に自衛権に関する明文の規定はないわけでございます。

そこで、外国領域にある邦人の生命と安全が害されるということはゆゆしき事態でございますが、いわゆる自衛権発動の三要件の第一要件である我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したことという要件に一般的には直ちに該当するとは考えられません。したがって、武力行使を行うことは憲法上認められないと従来からお答えしているところでございます。なお、一般論として申し上げます。

ある邦人の生命と身体を十分保護することは当該外国の国際法上の義務であると理解しております。

○小野次郎君 要するに、この自衛権の行使の要件としては、我が国に対する攻撃ということ、我が国というものが極めて最も重要な条件ということですね。国籍の問題じゃないということですね。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 繰り返しになつて恐縮でございますが、自衛権発動の三要件、第一要件でございますが、これは我が国に対する急迫不正の侵害があること、すなわち我が国に対する武力攻撃が発生したことであるというのが従来からの政府の答弁でございます。

○小野次郎君 私の質問に対しては、そうなんですが、駆け付け警護という問題が前から上がつてうふうにお答えいただいたものと思ひますが。

そうすると、ちよつとここで話余談に入りますが、駆け付け警護という問題が前から上がつていますけれども、これは通常、その現地へ行つた際の現地におられる外国の軍隊とかあるいは現地におられる国籍不明の、まあ中には邦人もいるかもしれないけど外国の方もいるという状態のときに、それを警護するために駆け付けけるということですが、これも日本の自衛権の行使とは異次元の問題だと考えてもいいんでしょうか。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これも従来御答弁申し上げているところでございますが、P K O活動に伴つて従事している自衛隊員がいわゆる武器を使用するというところでございまして、言わば自己保存のための自然権的権利というべきものとして認められたもの、これは、P K O法たしか二十四条にその武器使用権限の規定があると思ひますけれども、こういうものを超える武器使用、今御質問のございましたいわゆる駆け付け警護、任務に対する妨害を排除するための武器使用と、こういう文脈で従来議論されてきておりますけれども、このような武器使用を国又は国に準ずる組織に対して行った場合には憲法九条が禁ずる武力行使に該当するおそれがあると。これを裏から言えば、武

器使用の相手方が国又は国に準ずる組織に当たらないことを確保する仕組みを設定することができるとあれば武器使用の権限を拡充することも憲法上許容されるであらうというのが従来の答弁でございます。

○小野次郎君 それは、日本の自衛権行使の三要件から見たときに、この駆け付け警護の問題というのは、日本の自衛権行使の問題とは次元の異なる問題だと考えてよろしいでしょうかという問いなんですけど。

○政府特別補佐人(小松一郎君) これも従来から御答弁をしているところで、P K O法の審議の過程、ですから一九九二年頃でございますが、で政府統一見解というのを示しているわけでございます。これは、憲法九条が禁止している武力の行使、これは国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為、こういうふうな定義してございまして、これに該当しない武器の使用があるということとを言つております。

全ての武器の、例えば自衛隊等の日本の国家機関による武器の使用が憲法九条が禁止している武力の行使には当たらないであらうという政府統一見解があるわけでございまして、例えば、このような武器使用、憲法上禁止されている武力行使に当たらない武器の使用としてどういふものがあるかというこの例として従来政府が挙げておりますのは、具体的に例示しておりますのは、例えば自衛隊法第九十五条の武器使用、これはいわゆる武器等防護の規定でございます。それから、ただいま申し上げましたP K O法第二十四条の武器使用、これは自己保存のための自然権的権利と、こういうことを言つております。そのほかに、例えば自衛隊法第七十八条、八十一条に基づく治安出動が行われる場合の武器使用、これも憲法九条が禁止している武力の行使に該当しない武器の使用であるということを従来から御答弁申し上げているところでございます。

○小野次郎君 自然的権利の行使というのは自衛権の問題なんですか。

○委員長(末松信介君) 小松法制局長官、質問時間がもうあと三分を切っていますので手短にお願いたします。

○政府特別補佐人(小松一郎君) 繰り返しになって恐縮でございますが、PKO法第二十四条で認めている自己保存の自然権の権利というべき武器使用というのは、一般的には憲法九条が禁止している武力の行使には当たらないと、こういうことを申し上げております。ただ、その上で、先ほども申しましたように、したがって、そういう武器使用であれば、相手が国又は国に準ずる組織であつても憲法上の問題はないのだということも答弁しております。

私が申し上げましたのは、御質問のございました、例えばいわゆる駆け付け警護に伴う武器使用のような、言わば自己保存のための自然権の権利というべきものとして認めてきたものを越えるような武器使用については、国又は国に準ずる組織に対して行った場合には憲法九条が禁ずる武力行使に該当するおそれがあるというのが従来の答弁でございます。

○小野次郎君 何か何回伺つてもよく意味が分からないんですけれども、ちょっと一問だけ別の質問を大臣にしたいので、恐縮ですが。

日朝政府間協議で、朝鮮総連会館の競売、落札問題に関して朝鮮側から、宋日吳大使からもこれが日朝間の関係前進のために重要だとおっしゃっているんですけれども、我が方に対してどういう具体的な要請があったのか、そして、答えを一問だけですから伺うならば、この問題と拉致問題の解決に向けた前進とは、日本政府としてはくつつけて、結び付けて考えることはできないべきだと私は思うんですけれども、その点について認識をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) 先般、三月三十日、三十一日、行われました日朝政府間協議ですが、これは外交上のやり取りであり、そして協議は継続することになっておりますので、具体的な発言について一つ一つ申し上げることは控えていた

だきますが、その協議の中において、朝鮮総連本部不動産の競売問題に関して、北朝鮮側から強い関心、そして懸念の表明があったことは事実であります。そして、それに対して我が方からは、これまでの経緯、そして裁判所により進められている手続、こういったものについて説明をした、こうしたやり取りがありました。

そして、拉致問題につきましては、我が国の重大な関心事ということで、この問題とは別途しっかりと我が国の考え方を示させていただいた、こういったやり取りが存在いたしました。

○小野次郎君 この問題と拉致問題の前進とは結び付けて考えないという姿勢をもう一度お答えいただきたいと思います。

○国務大臣(岸田文雄君) 少なくとも、今回の協議においては、我が国の関心事として拉致問題が示され、先方の関心事として朝鮮総連本部不動産の競売問題が示されたということであり、これをセットで議論するということではないと認識をしております。

○小野次郎君 終わります。ありがとうございます。

○委員長(末松信介君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

防衛大臣は御退席をいただいて結構でございます。お疲れさまでした。

○委員長(末松信介君) 次に、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件及び平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件の両件を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。岸田外務大臣。

○国務大臣(岸田文雄君) ただいま議題となりました原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の

締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成二十一年六月以来、アラブ首長国連邦政府との間でこの協定の交渉を行いました。その結果、平成二十五年五月二日にドバイにおいて、我が方がアラブ首長国連邦大使と先方国際原子力機関アラブ首長国連邦常駐代表との間で、この協定の署名が行われた次第であります。

この協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とアラブ首長国連邦との間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的・非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等につき定めております。

この協定の締結により、両国間で移転される原子力関連資機材等の平和的利用が法的に確保され、両国間の原子力協力における安定的な基盤の整備に資することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

次に、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、平成二十三年一月以来、トルコ政府との間でこの協定の交渉を行いました。その結果、平成二十五年四月二十六日に東京において我が国及び同年五月三日にアンカラにおいて先方エネルギー・天然資源大臣が、この協定の署名を行った次第であります。

この協定は、原子力の平和的利用に関する我が国とトルコとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、核物質等の平和的・非爆発目的利用、国際原子力機関による保障措置の適用、原子力安全関連条約に基づく措置の実施、核物質防護措置の実施等につき定めております。

この協定の締結により、両国間で移転される原子力関連資機材等の平和的利用が法的に確保さ

れ、両国間の原子力協力における安定的な基盤の整備に資することが期待されます。

よって、ここに、この協定の締結について御承認を求める次第であります。

以上二件につき、何とぞ御審議の上、速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

○委員長(末松信介君) 御苦労さまでした。以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

両件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会提出、衆議院継続審査)

一、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百八十五回国会提出、衆議院継続審査)

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定の締結

日本国政府及びアラブ首長国連邦政府(以下「両締約国政府」という。)は、

日本国及びアラブ首長国連邦の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関

する条約(以下「不拡散条約」という。)の当事国であることを考慮し、
日本国及びアラブ首長国連邦の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国に関する保障措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、二千九百四年八月日に作成された追加議定書により補足された二千九百二十年十二月十五日に作成された核兵器の不拡散に関する条約に關連する保障措置の適用のためのアラブ首長国連邦と国際原子力機関との間の協定(以下「アラブ首長国連邦に關する保障措置協定」という。)に従い、アラブ首長国連邦において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

また、「原子力の平和的利用に係る評価及び潜在的開発に関するアラブ首長国連邦の政策」と題する二千九百八年三月の白書において述べられたアラブ首長国連邦の誓約(国内における濃縮及び再処理に係る能力の開発を放棄するという誓約を含む。)を認識し、

核不拡散、原子力の安全及び核セキュリティが確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、

原子力の平和的利用の分野において両国間の協力を促進することを希望して、
次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力核物質、資材、設備及び技術を提供し、又は受領すること並びに役務を提供し、

又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン

トリウム

金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム

ウラン二三三

同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン

前記の物質の二又は二以上を含有する物質

両締約国政府により合意されるその他の物質

特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開

発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が書面によつて特定し、及び合意する場合においては、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。この特定の情報は、技術的資料の形式をとることができる。そのような形式には、書写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、この特定の情報は、技術援助の形式をとることができる。そのような形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が合意する設備をいう。

(j) 「回収された又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質

(ii) この協定に基づいて移転された資材又は

設備を用いて行う二又は二以上の処理によつて得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が合意する核物質

(k) 「公開の情報」とは、いずれの一方の締約国政府も秘密として指定していない情報をいう。

第二条

1 この協定の下での協力であつて、両国における原子力の平和的・非爆発目的利用の促進のためのものは、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家を交換すること。

(b) 両締約国政府の間、各締約国政府の認められた者の間又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者との間の合意によつて定める条件で、公開の情報(原子力の安全に關するものを含む。)を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者から他方の締約国政府又はその認められた者に対し、核物質、資材、設備及び技術を提供すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者と受領者との間の合意によつて定める条件で、一方の締約国政府又はその認められた者が役務を提供し、及び他方の締約国政府又はその認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方法

2 1に規定する協力は、次の分野において行うことができる。

(a) ウラン資源の探鉱及び採掘

(b) 軽水炉の設計、建設及び運転

(c) 軽水炉の安全

(d) 放射性廃棄物の処理及び処分

(e) 放射線防護及び環境監視

(f) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用

(g) 両締約国政府により合意されるその他の分

野

3 1及び2の規定にかかわらず、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定の下では移転されない。

第三条

前条に規定する両締約国政府の間の協力は、この協定及びそれぞれの国において効力を有する法令に従うものとし、かつ、同条1(c)に規定する協力の場合については、次の要件に従う。

(a) 日本国政府又はその認められた者が受領者となる場合には、日本国内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。日本国に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

(b) アラブ首長国連邦政府又はその認められた者が受領者となる場合には、アラブ首長国連邦内で行われる全ての原子力活動に係る全ての核物質について、機関の保障措置の適用を受諾していること。アラブ首長国連邦に関する保障措置協定が実施されているときは、この要件を満たしているものとする。

第四条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、平和的目的以外の目的で使用してはならず、また、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。

第五条

1 前条の規定に基づく義務の履行を確保するため、この協定に基づいて両国の間において移転された(直接であると第三国を経由してである

とを問わない)核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、
(a) 日本国内においては、日本国に関する保障措置協定の適用を受ける。

(b) アラブ首長国連邦内においては、アラブ首長国連邦に関する保障措置協定の適用を受ける。

2 機関が何らかの理由により1の規定の下で必要とされる保障措置を適用しない場合には、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に常に保障措置が適用されていることが極めて重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正措置をとるため直ちに協議するものとし、また、そのような是正措置がとられないときは、機関の保障措置の原則及び手続に適合する取極であつて、1に規定する機関の保障措置が意図するところと同等の効果及び適用範囲を有するものを速やかに締結する。

第六条

1 日本国及びアラブ首長国連邦は、この協定の実施に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故の早期通報に関する条約、千九百八十六年九月二十六日に採択された原子力事故又は放射線緊急事態の場合における援助に関する条約、千九百九十四年六月十七日に採択された原子力の安全に関する条約及び千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動する。

2 両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられる施設について、当該施設の安全性を確保するための措置の実施に関する相互に満足する取極を行うことができる。

第七条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質について、両締約国政府は、それぞれの基準、少な

くともこの協定の附属書Bに定める水準の防護を実現するものに限る。)に従って防護の措置をとる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の国際輸送について、日本国及びアラブ首長国連邦は、千九百八十年三月三日に署名のために開放された核物質の防護に関する条約に適合するように行動する。

3 日本国及びアラブ首長国連邦は、それぞれ、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に従って適切な措置をとる。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給締約国政府の国の管轄内を除く。)に移転され、又は再移転されない。

第九条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質は、アラブ首長国連邦の管轄内において、濃縮され、又は再処理されない。

第十条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問わず、両国の間において移転される核物質、資材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。供給締約国政府は、通告された核物質、資材、設備又は技術の移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けることとなること及び予定される受領者が受領締約国政府でない場合には当該受領者が受領締約国政府

の認められた者であることの書面による確認を受領締約国政府から得る。

2 この協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。
(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることについて両締約国政府が合意する場合
(c) 核物質について、機関が、第三条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合

第十一条

1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が交渉、仲介、調停又は他の同様の手続によつて解決されないといずれか一方の締約国政府が考える場合には、当該紛争は、協議に係る最初の要請が送付されてから三十日を経過した後、いづれか一方の締約国政府の要請により、この協定及び適用可能な国際法の規則に従い、仲裁裁判所によつてなされる拘束力のある裁定を得るために仲裁裁判に付託される。この場合においては、3から5までの規定によつて修正された部分又は両締約国政府の合意によつて修正された部分を除き、二千十年八月十五日に改正された国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則を準用する。

3 両締約国政府が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、三人の仲裁裁判官によつて構成するものとし、二人の仲裁裁判官は、それぞれ

れが各締約国政府によって指名され、指名された二人の仲裁裁判官は、合意によって、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を選任する。仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかった場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対し、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。 第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われてから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかった場合には、同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、不拡散条約を締結している非核兵器国である第三国の国民とする。仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての裁定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の裁定は、両締約国政府を拘束する。 4 仲裁裁判官に係る費用及び仲裁手続に係る他の費用は、両締約国政府が均等に負担する。もつとも、仲裁裁判所は、自己の裁量により、両締約国政府のうちいずれか一方がより多くの費用を負担すべきことを決定することができるものとする。 5 両締約国政府がこの協定の解釈について共通の見解を表明する場合には、そのような見解は、仲裁裁判所において拘束力を有するものとし、仲裁裁判所によりなされる裁定は、そのような見解に合致するものでなければならない。 第十二条 1 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止し、この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を4の規定に	より要求し、並びに第十四条2の規定にかかわらず九十日前に書面による通告を与えることによりこの協定を終了させる権利を有する。 (a) 第四条から第九条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の裁定に対する重大な違反をする場合 (b) 第三条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合 2 日本国政府又はアラブ首長国連邦政府は、それぞれ、アラブ首長国連邦又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。 3 重大な違反に基づき1に規定する権利を行使するか否かを決定するに当たり、一方の締約国政府は、1に規定する権利を生じさせた原因となった事情が故意にもたらされたものであるか否かを検討する。当該一方の締約国政府は、そのような重大な違反が故意にもたらされたものではないと認め、そのような重大な違反は是正され得るものであると判断する場合には、自国の法令に従い、違反した他方の締約国政府に対し、妥当な期間内にそのような重大な違反を是正する機会を与えるよう努める。 4 この協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利をいずれか一方の締約国政府がこの条の規定に基づいて行使する場合には、当該一方の締約国政府は、それらの公正な市場価値について、他方の締約国政府又は関係する者に対して補償を行う。 第十三条 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。 第十四条 1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日	の後三十日目の日に効力を生ずる。 2 この協定は、二十年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。 3 この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第四条から第九条まで、第十条2、第十一条及び第十二条の規定は、この協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が第十条2の規定に従ってこの協定の適用を受けなくなるまでの間、引き続き効力を有する。 以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。 二十十三年五月二日にドバイで、英語により本書二通を作成した。 日本国政府のために 加茂佳彦 アラブ首長国連邦政府のために ハマド・アル・カアビ 附属書A A部 1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素及び重水素原子と水素原子との比が一对五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)) 2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの	の(いずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)) B部 1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大ブルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。) 2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品 3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備 4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管 5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管 6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一对五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)) 7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ 8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために
--	--	--	---

特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

附屬書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限

定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲い込まれたものをいう。)内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。)の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者にのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。)内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探索し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形 態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム(注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え 二キログラム未満	一五グラムを超え 五〇〇グラム以下

2 ウラン二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え え 五キログラム未満	一五グラムを超え 一キログラム以下
3 ウラン二三三	未照射(注b) ウラン二三三の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え え 二キログラム未満	一五グラムを超え 五〇〇グラム以下
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満)	

注a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く。)

注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)以下であるもの

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。

注d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。

注 e 他、燃料であつて当初の核分裂成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について承認を求めらるる件

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

日本国政府及びトルコ共和国政府(以下「両締約国政府」という。)は、

日本国とトルコ共和国との間に存在する友好関係に基づき、

日本国及びトルコ共和国の双方が国際原子力機関(以下「機関」という。)の加盟国であることを認識し、

日本国及びトルコ共和国の双方が千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを考慮し、

千九百九十八年十二月四日に作成された追加議定書により補足された千九百七十七年三月四日に作成された核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「日本国において機関措置協定」という。)に従い、日本国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、
二十年七月六日に作成された追加議定書により補足された千九百八十一年六月三十日に作成され

た核兵器の不拡散に関する条約に関連する保障措置の適用のためのトルコ共和国政府と国際原子力機関との間の協定(以下「トルコ共和国に関する保障措置協定」という。)に従い、トルコ共和国において機関による保障措置が適用されていることに留意し、

原子力の安全、核セキュリティ及び核不拡散が確保される方法で原子力の平和的利用を追求するという両締約国政府の誓約を再確認し、
平和的目的のための原子力の利用及び原子力の安全の保証についての協力の重要性を強調して、次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「認められた者」とは、一方の締約国政府の国の管轄内にある個人又は団体であつて、当該一方の締約国政府により、この協定の下での協力(核物質、資材、設備及び技術を提供し、又は受領すること並びに役務を提供し、又は受領することを含む。)を行うことを認められたものをいう。ただし、両締約国政府を含まない。

(b) 「核物質」とは、次に規定する原料物質又は特殊核分裂性物質をいう。

(i) 原料物質とは、次の物質をいう。

ウランの同位元素の天然の混合率から成るウラン
同位元素ウラン二三五の劣化ウラン
トリウム
金属、合金、化合物又は高含有物の形状において前記のいずれかの物質を含有する物質
他の物質であつて両締約国政府により

決定される含有率において前記の物質の一又は二以上を含有するもの
両締約国政府により決定されるその他の物質

(ii) 特殊核分裂性物質とは、次の物質をいう。

プルトニウム
ウラン二三三
同位元素ウラン二三三又は二三五の濃縮ウラン
前記の物質の一又は二以上を含有する物質

両締約国政府により決定されるその他の物質
特殊核分裂性物質には、原料物質を含まない。

(c) 「資材」とは、原子炉において使用する物質であつてこの協定の附属書AのA部に掲げるものをいい、核物質を含まない。

(d) 「設備」とは、原子力活動における使用のために特に設計し、又は製作した主要な機械、プラント若しくは器具又はこれらの主要な構成部分であつて、この協定の附属書AのB部に掲げるものをいう。

(e) 「技術」とは、核物質、資材又は設備の開発、生産又は使用のために必要とされる特定の情報をいう。ただし、利用可能な情報であつて、更に提供することが制限されていないものを除く。両締約国政府が特定し、及び決定する場合には、基礎科学的研究に関する情報についても除くことができる。当該特定の情報は、技術的資料の形式をとることができる。そのような形式には、青写真、計画書、図面、模型、数式、工学的な設計図及び仕様書、説明書並びに指示書であつて、書面による又は他の媒体若しくは装置(ディスク、テープ、読取専用のメモリー等)に記録されたものを含む。また、当該特定の情報は、技術援助の形式をとることができる。そのような

形式には、指導、技能の養成、訓練、実用的な知識の提供及び諮問サービスを含む。

(f) (e)にいう「開発」とは、設計、設計の研究、設計の解析、設計の概念、試作体の組立て及び試験、試験生産に係る計画、設計用の資料、設計用の資料から製品化を検討する過程、外形的な設計、統合的な設計、配置計画等の生産前の全ての段階をいう。

(g) (e)及び(f)にいう「生産」とは、建設、生産工学、製造、統合、組立て(取付けを含む)、検査、試験、品質保証等の核物質若しくは資材を生産し、又は設備を製作するための全ての活動をいう。

(h) (e)にいう「使用」とは、運転、据付け(現場への据付けを含む)、保守、点検、修理、整備及び補修をいう。

(i) 「技術に基づく設備」とは、この協定に基づいて移転された技術を用いて製作されたものとして両締約国政府が共同で決定する設備をいう。

(j) 「回収され又は副産物として生産された核物質」とは、次の核物質をいう。

(i) この協定に基づいて移転された核物質から得られた核物質
(ii) この協定に基づいて移転された資材又は設備を用いて行つた一又は二以上の処理によつて得られた核物質

(iii) この協定に基づいて移転された技術を用いて得られたものとして両締約国政府が共同で決定する核物質

第二条

1 この協定の下での協力は、次の方法により行うことができる。

(a) 専門家及び研修生を交換すること。
(b) 両締約国政府、両締約国政府の認められた者又は一方の締約国政府と他方の締約国政府の認められた者によつて決定される条件で、国家安全保障上の理由により秘密とされた情報以外の情報を交換すること。

(c) 供給者と受領者との間の決定によつて定め
る条件で、一方の締約国政府又はその認めら
れた者から他方の締約国政府又はその認めら
れた者に対し、核物質、資材、設備及び技術
を供給すること。

(d) この協定の範囲内の事項について、提供者
と受領者との間の決定によつて定める条件
で、一方の締約国政府又はその認められた者
が役務を提供し、及び他方の締約国政府又は
その認められた者がこれを受領すること。

(e) 両締約国政府により合意されるその他の方
法

2 1に規定する協力は、次の分野において行
うことができる。

- (a) 原料物質であつて天然に存在するものの探
鉱及び採掘
- (b) 原子炉(両締約国政府が合意するものに限
る)の設計、建設、運転及び廃止
- (c) 核燃料の生産及びそのための設備の製作
- (d) 原子力の安全(放射線防護及び環境の監視
を含む)
- (e) 核セキュリティ
- (f) 使用済燃料及び放射性廃棄物の管理
- (g) 放射性同位元素及び放射線の研究及び応用
- (h) この協定の範囲内の分野に関する研究及び
開発

(i) 両締約国政府により合意されるその他の分
野

3 ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理、プ
ルトニウムの転換及び資材の生産のための技術及
び設備(この3の規定において、「設備」には、
この協定の附属書AのC部に掲げるものを含
む)並びにプルトニウムは、第十四条1の規定
に従つてこれらを移転することを可能にするよ
うな改正が行われた場合に限り、この協定の下
で移転することができる。

第三条

1 この協定の下での協力は、平和的非爆発目的
に限って行う。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資
材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回
収され又は副産物として生産された核物質は、
平和的目的以外の目的で使用してはならず、ま
た、いかなる核爆発装置のためにも又はいかな
る核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使
用してはならない。

第四条

1 第二条に規定する協力は、この協定及びそれ
ぞれの国において効力を有する法令に従う。特
に、同条1(c)に規定する協力については、それ
ぞれの国内で行われる全ての原子力活動に係る
全ての核物質について、日本国に関する保障措
置協定及びトルコ共和国に関する保障措置協定
に従つて機関の保障措置が適用されていること
を要件とする。

2 前条の規定に基づく義務の履行を確保するた
め、この協定に基づいて移転された核物質及び
回収され又は副産物として生産された核物質
は、

(a) 日本国内においては、日本国に関する保障
措置協定の適用を受ける。

(b) トルコ共和国内においては、トルコ共和国
に関する保障措置協定の適用を受ける。

3 機関が何らかの理由により2の規定の下で必
要とされる保障措置を適用しない例外的な場合
には、この協定に基づいて移転された核物質及
び回収され又は副産物として生産された核物質
に常に保障措置が適用されていることが極めて
重要であることに鑑み、両締約国政府は、是正
措置をとるため直ちに共同で機関と協議するも
のととし、また、そのような是正措置がとられな
いときは、機関の保障措置の原則及び手続に適
合する取極であつて、2に規定する機関の保障
措置が意図するところと同等の効果及び適用範
囲を有するものを速やかに締結する。

第五条

1 日本国及びトルコ共和国は、この協定の実施
に当たり、千九百八十六年九月二十六日に採択

された原子力事故の早期通報に関する条約、千
九百八十六年九月二十六日に採択された原子力
事故又は放射線緊急事態の場合における援助に
関する条約及び千九百九十四年六月十七日に採
択された原子力の安全に関する条約に基づくそ
れぞれの国の既存の義務に適合するように行動
する。

2 日本国は、千九百九十七年九月五日に作成さ
れた使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安
全に関する条約に適合するように行動する。ト
ルコ共和国は、同条約の締結の時から同条約に
適合するように行動する。

3 両締約国政府は、この協定に基づいて移転さ
れた核物質、資材、設備若しくは技術、技術に
基づく設備又は回収され又は副産物として生産
された核物質が置かれ、又は用いられる施設に
ついて、当該施設の安全性を確保するための措
置の実施に関する相互に満足する取極を行うこ
とができる。

4 両締約国政府は、原子力事故に係る準備及び
対応を含む原子力の安全を向上させるため、定
期的に両締約国政府間で協議を行うことができ
る。

第六条

1 この協定に基づいて移転された核物質及び回
収され又は副産物として生産された核物質につ
いて、両締約国政府は、それぞれの基準(少な
くともこの協定の附属書Bに定める水準の防護
を実現するものに限る)に従つて防護の措置を
とる。

2 この協定に基づいて移転される核物質及び回
収され又は副産物として生産された核物質の国
際輸送について、日本国及びトルコ共和国は、
千九百八十年三月三日に署名のために開放され
た核物質の防護に関する条約に基づくそれぞれ
の国の既存の義務に適合するように行動する。

3 一方の締約国政府は、この協定に基づいて移
転される核物質に関する防護措置の妥当性に
ついて検討するため、その移転が行われる前

に、他方の締約国政府と協議を行うことができ
る。また、一方の締約国政府は、回収され又は
副産物として生産された核物質に関する防護
措置の妥当性について検討するため、他方の締
約国政府と協議を行うことができる。

第七条

この協定に基づいて移転された核物質、資材、
設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され
又は副産物として生産された核物質は、供給締約
国政府の書面による事前の同意が得られる場合を
除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外(供給
締約国政府の国の管轄内を除く)に移転され、又
は再移転されない。

第八条

この協定に基づいて移転された核物質及び回収
され又は副産物として生産された核物質は、両締
約国政府が書面により合意する場合に限り、トル
コ共和国の管轄内において、濃縮し、又は再処理
することができる。

第九条

1 直接であると第三国を経由してであるとを問
わず、両国の間において移転される核物質、資
材、設備及び技術は、予定されるこれらの移転
を供給締約国政府が受領締約国政府に対して書
面により事前に通告した場合に限り、かつ、こ
れらが受領締約国政府の国の管轄に入る時か
ら、この協定の適用を受ける。供給締約国政府
は、通告された核物質、資材、設備又は技術の
移転に先立ち、移転される当該核物質、資材、
設備又は技術がこの協定の適用を受けることと
なること及び予定される受領者が受領締約国政
府でない場合には当該受領者が受領締約国政府
の認められた者であることの書面による確認を
受領締約国政府から得る。

2 この協定に基づいて移転された核物質、資

材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質は、次のいずれかの場合には、この協定の適用を受けないこととなるものとする。

(a) そのような核物質、資材又は設備がこの協定の関係する規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合

(b) そのような核物質、資材、設備又は技術がこの協定の適用を受けないこととなることを両締約国政府が共同で決定する場合

(c) 核物質について、機関が、第四条に規定する関係する保障措置協定の保障措置の終了に係る規定に従い、当該核物質が消耗したこと、保障措置の適用が相当とされるいかなる原子力活動にも使用することができないような態様で希釈されたこと又は実際上回収不可能となったことを決定する場合

第十条

1 いずれの締約国政府も、他方の締約国政府若しくはその認められた者に対する商業上若しくは産業上の優位を追求するため、他方の締約国政府若しくはその認められた者の商業上若しくは産業上の利益を損なうため又は原子力の平和的利用の進展を妨げるためにこの協定の規定を利用してはならない。

2 両締約国政府は、この協定の効果的な実施のため、国内の核物質計量管理制度に基づき、この協定に基づいて移転された核物質、資材、設備及び技術、技術に基づく設備並びに回収され又は副産物として生産された核物質の最新の在庫目録を毎年交換する。

3 転換、燃料加工、濃縮又は再処理の工程において他の核物質と混合されることにより、この協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、この協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができるものとする。

第十一条

両締約国政府は、この協定の下での協力に基づいて生じ、又は移転された知的財産及び技術の適切な効果的な保護を、日本国及びトルコ共和国が当事国である関係する国際協定並びにそれぞれの国において効力を有する法令に従って確保する。

第十二条

1 この協定の解釈又は適用に関して問題が生じた場合には、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、相互に協議を行う。

2 この協定の解釈又は適用から生ずる紛争が協議によつて解決されない場合には、当該紛争は、いずれか一方の締約国政府の要請により、次の規定に従つて選定される三人の仲裁裁判官によつて構成される仲裁裁判所に付託される。

(a) 各締約国政府は、一人の仲裁裁判官を指名し(自国民を指名することができる)、指名された二人の仲裁裁判官は、相互の合意により第三国の国民で裁判長となる第三の仲裁裁判官を指名する。

(b) 仲裁裁判の要請が行われてから三十日以内にいずれか一方の締約国政府が仲裁裁判官を指名しなかつた場合には、いずれか一方の締約国政府は、国際司法裁判所長に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。

国際司法裁判所長が一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合には、国際司法裁判所次長(同次長がいずれか一方の締約国政府の国の国民である場合又はその他の理由によりその任命を行うことができない場合又はきない場合には、国際司法裁判所における先任の裁判官であつて、いずれの一方の締約国政府の国の国民でもなく、かつ、その任命を行うことができるもの)に対して、一人の仲裁裁判官を任命するよう要請することができる。

(c) 第二の仲裁裁判官の指名又は任命が行われ

てから三十日以内に第三の仲裁裁判官が選任されなかつた場合には、(b)に規定する手続と同様の手続が適用される。ただし、任命される第三の仲裁裁判官は、両国のうちのいずれの国民であつてもならない。

(d) 仲裁裁判には、仲裁裁判所の構成員の過半数が出席していなければならず、全ての決定には、過半数の仲裁裁判官の同意を必要とする。

(e) 仲裁裁判の手続は、仲裁裁判所が定める。仲裁裁判所の決定は、両締約国政府を拘束する。

(f) 各締約国政府は、自らが指名した仲裁裁判官に係る費用及び自らが仲裁に参加する費用をそれぞれ負担する。仲裁裁判長がその職務を遂行するための費用及び仲裁裁判所の残余の費用は、両締約国政府が均等に負担する。

第十三条

1 日本国政府又はトルコ共和国政府は、この協定の効力発生後のいずれかの時点において、それぞれ、トルコ共和国又は日本国について次の(a)又は(b)に規定する事情が生じた場合には、この協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させ、並びにこの協定に基づいて移転された核物質、資材及び設備の返還を要求する権利を有する。

(a) 第三条から第八条までのいずれかの規定又は前条に規定する仲裁裁判所の決定に対する違反をする場合

(b) 第四条に規定する機関との間の保障措置協定を終了させ、又はこれに対する重大な違反をする場合

2 日本国政府又はトルコ共和国政府は、それぞれ、トルコ共和国又は日本国が核爆発装置を爆発させる場合には、1に規定する権利と同じ権利を有する。

3 いずれか一方の締約国政府がこの協定の下での協力の全部若しくは一部を停止し、又はこの協定を終了させるに先立ち、両締約国政府は、

他の適当な取極を行うことが必要となる場合のあることを考慮しつつ、是正措置をとることを目的として協議を行うものとし、適当な場合には、次の事項について慎重に検討する。

(a) 当該行動の影響

(b) 当該行動を検討することの原因となつた事情が故意にもたらされたものであるか否か。

4 この協定に基づいて移転された核物質、資材又は設備の返還を要求するこの条の規定に基づく権利は、両締約国政府が相互に受け入れることができる条件及び手続に従つて行使される。

5 いずれか一方の締約国政府は、3に規定する協議の後、次の場合にはこの条の規定に基づく権利を行使するものとする。

(a) 1に規定する場合において、適当な期間内に他方の締約国政府が是正措置をとらなかつたとき。

(b) 2に規定する場合において、当該一方の締約国政府が是正措置を見いだすことができないと判断するとき。

第十四条

1 両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請に基づき、この協定の改正について、相互に協議する。この協定は、両締約国政府の書面による合意によつて改正することができる。この協定の改正は、次条1に規定する手続と同様の手続に従い、効力を生ずる。

2 この協定の附属書は、この協定の不可分の一部を成す。この協定の附属書は、両締約国政府の書面による合意により、この協定の改正によることなく修正することができる。附属書の修正は、日本国政府がトルコ共和国政府から必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

第十五条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを通告する。この協定は、遅い方の通告が受領さ

れた日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対し、外交上の経路を通じて、この協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長されるものとする。

3 この協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条2及び3、第五条から第八条まで、第九条2並びに第十条から第十三条までの規定は、引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二十三年四月二十六日に東京で、及び二十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

岸田文雄

トルコ共和国政府のために

タネル・ユルドゥス

附屬書A

A部

1 重水素及び重水 B部の1に規定する原子炉において使用する重水素、重水(酸化重水素及び重水素原子と水素原子との比が一對五千を超える他の重水素化合物(いずれかの十二箇月の期間において重水素原子の量につき二百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。))

2 原子炉級黒鉛 ほう素当量百万分の五の純度を超える純度及び一・五〇グラム毎立方センチメートルを超える密度を有する黒鉛であつて、B部の1に規定する原子炉において使用するもの

(のいずれかの十二箇月の期間において三十メートル・トンを超える量の供給を行う場合に限る。)

B部

1 原子炉 制御された自己維持的核分裂連鎖反応を維持する運転能力を有する原子炉(ゼロ出力炉を除く。ゼロ出力炉とは、設計上の最大プルトニウム生成量が年間百グラムを超えない炉をいう。)

2 原子炉容器 1に規定する原子炉の炉心及び8に規定する原子炉内装物を収納するために特に設計し、又は製作した金属容器又はその主要な工作部品

3 原子炉燃料交換機 1に規定する原子炉についての燃料の挿入又は取出しのために特に設計し、又は製作した操作用設備

4 原子炉制御棒及び原子炉制御設備 1に規定する原子炉における核分裂過程の制御のために特に設計し、又は製作した棒、その支持体若しくは懸架体、制御棒駆動機構又は制御棒案内管

5 原子炉圧力管 1に規定する原子炉の内部に燃料要素及び一次冷却材を五十気圧を超える運転圧力下において収容するために特に設計し、又は製作した管

6 ジルコニウム管 ジルコニウム金属若しくはジルコニウム合金の管又はこれらの管の集合体であつて、1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作し、かつ、ハフニウムとジルコニウムとの重量比が一對五百未満のもの(いずれかの十二箇月の期間において五百キログラムを超える量の供給を行う場合に限る。)

7 一次冷却材ポンプ 1に規定する原子炉における一次冷却材の循環のために特に設計し、又は製作したポンプ

8 原子炉内装物 炉心支持柱、燃料チャネル、熱遮蔽体、調節板、炉心格子板、拡散板等1に規定する原子炉の内部において使用するために特に設計し、又は製作した原子炉内装物

9 熱交換器 1に規定する原子炉の一次冷却材回路において使用するために特に設計し、又は製作した熱交換器(蒸気発生器)

10 中性子検出機器及び中性子計測機器 1に規定する原子炉の炉心内部の中性子束を測定するために特に設計し、又は製作した中性子検出機器及び中性子計測機器

11 原子炉燃料要素の加工プラント及び原子炉燃料要素の加工のために特に設計し、又は製作した設備

12 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのウランの転換プラント及び当該ウランの転換のために特に設計し、又は製作した設備

C部

1 原子炉燃料要素の加工又はウラン同位元素の分離に使用するためのプルトニウムの転換プラント及び当該プルトニウムの転換のために特に設計し、又は製作した設備

2 照射済原子炉燃料要素の再処理プラント及び照射済原子炉燃料要素の再処理のために特に設計し、又は製作した設備

3 天然ウラン、劣化ウラン又は特殊核分裂性物質の同位元素の分離プラント及び当該プラントのために特に設計し、又は製作した設備であつて分析機器以外のもの

4 重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のためのプラント並びに重水、重水素及び重水素化合物の生産又は濃縮のために特に設計し、又は製作した設備

附屬書B 防護の水準

第三群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。の下に行うこと。

第二群(付表の定義による。)

使用及び貯蔵に当たっては、出入が規制されている防護区域(警備員又は電子装置により常時監視される区域であつて、適切な管理の下にある限定された箇所においてのみ出入が可能な物理的障壁により囲込まれたものをいう。内において又は防護の水準がこれと同等の水準にある区域内において行うこと。

輸送に当たっては、特別の予防措置(荷送人、荷受人及び運送人の間の事前の取決め並びに国際輸送の場合にあつては供給国及び受領国それぞれの管轄権及び規制に服する者の間の事前の合意であつて、輸送に係る責任の移転する日時、場所及び手続を明記したものを締結することを含む。の下に行うこと。

第一群(付表の定義による。)

この群に属する核物質は、次に定める信頼性の高い方式により、許可なしに使用される危険から防護されるものとする。

使用及び貯蔵に当たっては、高度に防護された区域(第二群に属する核物質について定める防護区域であつて、さらに、信頼性につき確認を受けた者へのみ出入が許可され、かつ、適当な関係当局との緊密な連絡の下にある警備員により監視されるものをいう。内において行うこと。この関連においてとられる具体的な措置は、攻撃、許可されない出入又は許可されない関係核物質の除去を探知し、及び防止することを、その目的とすべきものである。

輸送に当たっては、第二群及び第三群に属する核物質の輸送について定める特別の予防措置の下において、さらに、護送者により常時監視され、及び適当な関係当局との緊密な連絡が確保される状況の下で行うこと。

付表 核物質の区分

核物質	形態	第一群	第二群	第三群(注c)
1 プルトニウム (注a)	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え え 二キログラム未満	一五グラムを超え 五〇〇グラム以下
2 ウラン二三五	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント以上のウラン	五キログラム以上	一キログラムを超え え 五キログラム未満	一五グラムを超え 一キログラム以下
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が一〇パーセント以上二〇パーセント未満のウラン		一〇キログラム以上 上	一キログラムを超え え 一〇キログラム未満
	未照射(注b) ウラン二三五の濃縮度が天然ウランにおける混合率を超え一〇パーセント未満のウラン			一〇キログラム以上 上
3 ウラン二三三	未照射(注b)	二キログラム以上	五〇〇グラムを超え え 二キログラム未満	一五グラムを超え 五〇〇グラム以下
4 照射済燃料			劣化ウラン、天然ウラン、トリウム又は低濃縮燃料(核分裂性成分含有率一〇パーセント未満) (注d、注e)	

注a 全てのプルトニウム(プルトニウム二三八の同位体濃度が八〇パーセントを超えるプルトニウムを除く)。
注b 原子炉内で照射されていない核物質、又は原子炉内で照射された核物質であつて当該核物質からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇ラド毎時)以下であるもの。

注c 第三群に掲げる量未満のもの並びに天然ウラン、劣化ウラン及びトリウムは、少なくとも管理についての慎重な慣行に従つて防護するものとする。
注d 第二群に属する核物質としての防護の水準が望ましいが、いずれの締約国政府も、具体的な状況についての評価に基づき、これと異なる区分の防護の水準を指定することができる。
注e 他の燃料であつて当初の核分裂性成分含有量により照射前に第一群又は第二群に分類されるものについては、当該燃料からの放射線の吸収線量率が遮蔽のない距離一メートルの地点において一グレイ毎時(一〇ラド毎時)を超える間においては、防護の水準をそれぞれ一群ずつ下げることができる。

平成二十六年四月二十四日印刷

平成二十六年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C